

平成 30 年 第 4 回

大崎町議会 12 月定例会会議録

開会 平成 30 年 12 月 6 日

閉会 平成 30 年 12 月 20 日

大 崎 町 議 会

平成30年第4回大崎町議会定例会

会 期

平成30年12月 6日（木）から

15日間

平成30年12月20日（木）まで

月 日	曜 日	時 刻	本会議	委員会	摘 要
12月6日	木	10	第1日		会期の決定 諸般の報告 付託案件の審査報告 議案・陳情等上程
7日	金			委員会	付託案件の審査
8日	土				休 会
9日	日				休 会
10日	月				予 備
11日	火				予 備
12日	水				予 備
13日	木	10	第2日	委員会	一般質問 議案・陳情等上程 付託案件の審査
14日	金				予 備
15日	土				休 会
16日	日				休 会
17日	月				予 備
18日	火				予 備
19日	水				予 備
20日	木	10	第3日		付託案件の審査報告 議案・陳情等上程

平成30年第4回大崎町議会定例会会議録目次

第1号（12月6日）（木）

1. 開 会	6
2. 開 議	6
3. 日程第1 会議録署名議員の指名	6
4. 日程第2 会期の決定	6
5. 日程第3 諸般の報告	6
6. 日程第4 行政報告	8
7. 日程第5 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて （平成30年度大崎町一般会計補正予算(第3号)）	9
東町長提案理由説明	9
中倉総務課長	9
8. 日程第6 認定第1号 平成29年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定につ いて	11
神崎決算審査特別委員長報告	11
9. 日程第7 認定第2号 平成29年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入 歳出決算認定について	15
10. 日程第8 認定第3号 平成29年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳 出決算認定について	15
11. 日程第9 認定第4号 平成29年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出 決算認定について	16
児玉総務厚生常任委員長報告	16
12. 日程第10 認定第5号 平成29年度大崎町水道事業会計決算認定につ いて	19
13. 日程第11 議案第37号 平成29年度大崎町水道事業剰余金の処分につ いて	19
14. 日程第12 認定第6号 平成29年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入 歳出決算認定について	19
中倉文教経済常任委員長報告	20
15. 日程第13 議案第38号 平成30年度大崎町一般会計補正予算 （第4号）	23
東町長提案理由説明	23
中倉総務課長	23

中山美幸君	26
東町長	26
上橋企画調整課長	26
中山美幸君	28
東町長	29
中倉総務課長	29
中山美幸君	30
東町長	30
16. 日程第14 議案第39号 平成30年度大崎町国民健康保険事業特別会計 補正予算(第1号)	31
東町長提案理由説明	31
中村保健福祉課長	31
17. 日程第15 議案第40号 平成30年度大崎町水道事業会計補正予算 (第2号)	33
東町長提案理由説明	33
高田水道課長	33
18. 日程第16 議案第41号 平成30年度大崎町公共下水道事業特別会計補 正予算(第2号)	33
東町長提案理由説明	34
高田水道課長	34
19. 日程第17 議案第42号 大崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例 の制定について	35
東町長提案理由説明	35
高田水道課長	35
20. 日程第18 議案第43号 大崎町水道事業に係る布設工事監督者及び水道 技術管理者に関する条例の一部を改正する条例 の制定について	37
21. 日程第19 議案第44号 大崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条 例の制定について	37
東町長提案理由説明	37
高田水道課長	37
中村保健福祉課長	38
22. 日程第20 議案第45号 大崎町地方活力向上地域における固定資産税の	

	不均一課税に関する条例の一部を改正する条例 の制定について	40
	東町長提案理由説明	40
	上橋企画調整課長	40
23.	日程第2 1 陳情第4号 「所得税法第5 6条廃止を求める意見書」の提出 に関する陳情書	41
24.	日程第2 2 陳情第5号 「育ちにくさをもつ子ども」及び「障がい児」と その「家族」が安心して暮らせる地域生活を求め る陳情書	41
25.	散 会	42
第2号（12月13日）（木）		
1.	開 議	49
2.	日程第1 会議録署名議員の指名	49
3.	日程第2 一般質問	49
	吉原信雄君	49
	東町長	50
	吉原信雄君	50
	東町長	51
	吉原信雄君	51
	東町長	52
	吉原信雄君	52
	東町長	52
	吉原信雄君	53
	東町長	53
	吉原信雄君	53
	藤井教育長	54
	吉原信雄君	55
	稲留光晴君	56
	東町長	56
	中村保健福祉課長	56
	中村保健福祉課長	56
	稲留光晴君	57
	東町長	57

稲留光晴君	58
東町長	58
中村保健福祉課長	58
稲留光晴君	58
東町長	58
稲留光晴君	58
東町長	59
稲留光晴君	59
東町長	60
稲留光晴君	60
藤井教育長	60
稲留光晴君	61
藤井教育長	61
稲留光晴君	61
藤井教育長	61
稲留光晴君	61
東町長	61
稲留光晴君	61
東町長	62
稲留光晴君	62
東町長	62
稲留光晴君	62
東町長	63
稲留光晴君	63
東町長	64
稲留光晴君	64
東町長	64
稲留光晴君	64
東町長	64
稲留光晴君	64
東町長	65
稲留光晴君	66
東町長	67
稲留光晴君	67

児玉孝徳君	68
東町長	68
児玉孝徳君	68
東町長	69
児玉孝徳君	69
東町長	70
児玉孝徳君	70
東町長	70
児玉孝徳君	71
東町長	71
児玉孝徳君	72
東町長	73
児玉孝徳君	73
東町長	73
中村保健福祉課長	73
児玉孝徳君	73
東町長	74
児玉孝徳君	74
東町長	74
児玉孝徳君	74
東町長	75
児玉孝徳君	75
東町長	76
児玉孝徳君	76
東町長	76
児玉孝徳君	77
東町長	77
児玉孝徳君	77
東町長	78
児玉孝徳君	78
4. 休 憩	79
中倉毅君	79
中倉毅君	79
東町長	79

中倉毅君	79
東町長	80
中倉毅君	80
東町長	81
中倉毅君	81
川畑農林振興課長	82
中倉毅君	82
東町長	83
中倉毅君	83
東町長	83
中倉毅君	83
東町長	84
中倉毅君	85
東町長	85
中倉毅君	86
東町長	86
中倉毅君	87
東町長	87
中倉毅君	87
東町長	87
中倉毅君	87
東町長	88
中倉毅君	88
東町長	88
中倉毅君	89
東町長	89
中倉毅君	89
東町長	89
中倉毅君	90
千歳副町長	90
中倉毅君	90
5. 日程第3 陳情第6号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める陳情	91
6. 散 会	91

第3号（12月20日）（木）

1. 開 議	98
2. 日程第1 会議録署名議員の指名	98
3. 日程第2 議案第38号 平成30年度大崎町一般会計補正予算（第4号）	98
児玉総務厚生常任委員長報告	98
4. 日程第3 議案第39号 平成30年度大崎町国民健康保険事業特別会計補 正予算（第1号）	100
児玉総務厚生常任委員長報告	100
5. 日程第4 議案第40号 平成30年度大崎町水道事業会計補正予算 （第2号）	101
中倉文教経済常任委員長報告	101
6. 日程第5 議案第41号 平成30年度大崎町公共下水道事業特別会計補正 予算（第2号）	103
中倉文教経済常任委員長報告	103
7. 日程第6 議案第42号 大崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例の 制定について	105
中倉文教経済常任委員長報告	105
8. 日程第7 陳情第4号 「所得税法第56条廃止を求める意見書」の提出に 関する陳情書	106
児玉総務厚生常任委員長報告	106
9. 日程第8 陳情第5号 「育ちにくさをもつ子ども」及び「障がい児」とそ の「家族」が安心して暮らせる地域生活を求める陳 情書	108
児玉総務厚生常任委員長報告	108
10. 日程第9 陳情第6号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める陳 情	109
児玉総務厚生常任委員長報告	109
11. 日程第10 議案第46号 大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正す る条例の制定について	111
12. 日程第11 議案第47号 大崎町町長等の給与等に関する条例及び大崎町 議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	111
東町長提案理由説明	111

中倉総務課長	111
13. 日程第12 議案第48号 平成30年度大崎町一般会計補正予算 (第5号)	115
14. 日程第13 議案第49号 平成30年度大崎町水道事業会計補正予算 (第3号)	116
15. 日程第14 議案第50号 平成30年度大崎町公共下水道事業特別会計補 正予算(第3号)	116
東町長提案理由説明	116
中倉総務課長	116
高田水道課長	117
16. 日程第15 同意第5号 監査委員の選任について	119
東町長提案理由説明	119
下村事務局長	121
17. 日程第16 議員派遣の件	121
18. 日程第17 閉会中継続審査・調査申出書	121
19. 休 憩	122
20. 追加日程第1 発委第2号 所得税法第56条の廃止を求める意見書(案) の提出について	122
児玉孝徳君趣旨説明	122
21. 追加日程第2 発委第3号 日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見 書(案)の提出について	124
児玉孝徳君趣旨説明	124
22. 閉 会	125

第 1 号

1 2 月 6 日 (木)

平成30年第4回大崎町議会定例会会議録（第1号）

平成30年12月6日

午前10時00分開会

於 会 議 議 場

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（4番，5番）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて
(平成30年度大崎町一般会計補正予算（第3号）)
- 日程第 6 認定第 1号 平成29年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定について
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第 7 認定第 2号 平成29年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
(総務厚生常任委員長報告)
- 日程第 8 認定第 3号 平成29年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
(総務厚生常任委員長報告)
- 日程第 9 認定第 4号 平成29年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
(総務厚生常任委員長報告)
- 日程第10 認定第 5号 平成29年度大崎町水道事業会計決算認定について
(文教経済常任委員長報告)
- 日程第11 議案第37号 平成29年度大崎町水道事業剰余金の処分について
(文教経済常任委員長報告)
- 日程第12 認定第 6号 平成29年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
(文教経済常任委員長報告)
- (総) 日程第13 議案第38号 平成30年度大崎町一般会計補正予算（第4号）
- (総) 日程第14 議案第39号 平成30年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

- (文) 日程第15 議案第40号 平成30年度大崎町水道事業会計補正予算(第2号)
- (文) 日程第16 議案第41号 平成30年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- (文) 日程第17 議案第42号 大崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第43号 大崎町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第44号 大崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第45号 大崎町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (総) 日程第21 陳情第4号 「所得税法第56条廃止を求める意見書」の提出に関する陳情書
- (総) 日程第22 陳情第5号 「育ちにくさをもつ子ども」及び「障がい児」とその「家族」が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書

2. 出席議員は次のとおりである。(11名)

1番 児玉孝徳	7番 中山美幸
2番 稲留光晴	8番 上原正一
3番 諸木悦朗	9番 中倉毅
4番 宮本昭一	11番 神崎文男
5番 中倉広文	12番 小野光夫
6番 吉原信雄	

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

10番 長重充輝

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長 東靖弘 農林振興課長 川畑定浩
副町長 千歳史郎 耕地課長 福永敏郎

教 育 長	藤 井 光 興	建 設 課 長	時 見 和 久
会 計 管 理 者	東 正 隆	農 委 事 務 局 長	大 地 敏 郎
総 務 課 長	中 倉 幸 二	水 道 課 長	高 田 利 郎
企 画 調 整 課 長	上 橋 孝 幸	教 委 管 理 課 長	川 添 俊 一 郎
住 民 環 境 課 長	小 野 厚 生	社 会 教 育 課 長	今 吉 孝 志
保 健 福 祉 課 長	中 村 富 士 夫	税 務 課 長	本 高 秀 俊

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事 務 局 長	下 村 俊 郎
次 長 兼 調 査 係 長	宮 本 修 一
次 長 兼 議 事 係 長	垣 内 吉 郎
庶 務 係 主 幹	西 ゆかり

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（小野光夫君） 皆さん、おはようございます。

これより、平成30年第4回大崎町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小野光夫君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、宮本昭一君、及び5番、中倉広文君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（小野光夫君） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

今期定例会の会期は、お手元に配付してある日程案のとおり、本日から12月20日まで15日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月20日までの15日間と決定いたしました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（小野光夫君） 日程第3「諸般の報告」を行います。

それでは、去る10月14日に開催されました第6回東海大崎会総会と12月21日に開催されました第62回町村議会議長全国大会に出席いたしましたので御報告申し上げます。

まず初めに、第6回東海大崎会総会が名鉄ニューグランドホテルで開催されました。当日は、東海大崎会会員をはじめ、愛知県人会会長や鹿児島県大阪事務所次長など来賓を含めて99名の参加がありました。議会からは、私と議会事務局次長が出席しました。総会では、大重会長、大重会長は女性の方ではありますが、挨拶の後、平成29年度事業報告及び決算報告、平成30年度の事業計画及び予算案の説明が行われ、それぞれ承認されました。

その後、懇親会の中で、議会の活動報告と、今年の議員の皆様の会員の参加で大変素晴らしい交流ができたことを、また出席したい旨を報告いたし、今後も町民に開かれた議会を目指していくことなどを伝えるとともに、会員の方々の親睦を深

めることができました。

次に、第6回町村議会議長全国大会でございますが、この大会は全国町村議会議長会主催により、渋谷区のNHKホールにおいて開催されました。大会では、初めに、「地方創生の実現を目指して」という大会スローガンのもと、会長挨拶に続き、大会宣言が朗読され、満場一致で採択をされました。来賓祝辞として、安倍晋三内閣総理大臣、大島理森衆議院議長、伊達忠一参議院議長ほか、荒木泰臣全国町村会会長の挨拶の後、来賓として大会に御臨席されました国会議員の方々の紹介がなされました。

議事に入り、平成31年度の国の予算編成対策として、東日本大震災、熊本地震及び豪雨災害からの復旧・復興と大規模災害対策の確立など要望34件、議会の機能強化及び議員のなり手確保に関する重点要望7点が提案され、いずれも採択されました。また、緊急かつ重要な課題として解決を図る必要がある5つの案件については、特別に決議がなされました。なお、実行運動の方法として、国会議員への要望活動等を行っていくこともあわせて採択されました。

最後に、参加者全員が起立して、地方創生の実現を目指しての「頑張ろう」コールで大会は閉会いたしました。

引き続き、外交ジャーナリストである元NHKのワシントン支局長の手島隆一氏による「激動の21世紀をどう生き抜くか、中ロ、朝鮮半島情勢と日米同盟」として、特別講演がありました。講演内容としましては、トランプ政権誕生後、米中、米ロの関係について、また朝鮮半島情勢とこれからの日本の外交の在り方から動向についてと、幅広く講演がなされました。

特別講演終了後は、大会で採択された実行運動の方法に基づき、役員及び代表者による県選出国会議員の要望活動が行われ、私は衆議院議員会館において要望活動をいたしました。

以上で報告を終わりますが、11月18日に開催されました近畿大崎町会につきましては、翌19日に平成30年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会が開催され、副議長の私が議長選挙のための議事進行役を務めるために出席しなければなりませんので、近畿大崎町会につきましては神崎副議長に出席をしていただきました。この報告につきましては、この後、神崎副議長に報告をしていただきます。

最後に、議員派遣の報告につきましては、お手元に配付のとおりでありますのでよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○副議長（神崎文男君） それでは、去る11月18日に開催されました第30回近畿

大崎町会総会に議長の代理として出席いたしましたので、御報告申し上げます。

まず最初に、第30回近畿大崎町会につきましては、議会からは私と事務局次長、執行部からは町長ほか3名、その他JAとお鹿児島などからの出席がありました。

総会は新大阪江坂東急レイホテルで盛大に開催され、会員88名、来賓26名、合計114名の参加でありました。総会では、西濱会長の挨拶の後、平成29年度の運営経過報告、会計報告、平成30年度運営方針があり、それぞれ承認されたところであります。また、来賓祝辞において、町政報告や議会の活動報告を行い、町民に開かれた議会を目指して活動していくことなどをお伝えしたところであります。

以上で、第30回近畿大崎町会の報告を終わります。

○議長（小野光夫君） これで、「諸般の報告」を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（小野光夫君） 日程第4「行政報告」を行います。これを許可します。町長。

○町長（東 靖弘君） 平成30年第4回議会定例会にあたり諸般の行政報告をいたします。

総務課関係でございます。

まず、台風24号による被害状況ですが、非常に強い勢力を保ったまま明け方から昼前にかけて暴風雨に見舞われ、町内全域にわたり倒木や屋根等の損傷が発生し、一部地域において停電となりました。幸いにも人的被害はございませんでしたが、農産物等において被害が発生しました。農作物の主なものは、ダイコン、キャベツ、ソバの被害で、施設等の被害はビニールハウスや牛舎棟の被害でございました。被害額は約1億円でありました。

次に、リサイクル未来創生奨学金制度について御報告いたします。

4月に締結いたしました慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス、鹿児島相互信用金庫との連携協定に基づき諸準備を進めてまいりましたが、9月議会において基金条例を御可決いただきました。その後、10月24日に説明会を開催し、約20名の保護者が参加されました。11月1日から、鹿児島相互信用金庫大崎支店においてリサイクル未来創生奨学ローンの受付が始まっておりますが、既に申し込み及び問い合わせが数件来ているとの報告を受けております。今後も、来年春の進路決定時期に向け、制度の周知を図ってまいりたいと思っております。

続きまして、北海道東川町及び慶應義塾大学湘南藤沢キャンパスとの連携についてでございます。

11月27日に、日本と世界の未来を育むリサイクル留学生プロジェクトの研究開発と推進に関する協定を締結いたしました。これは日本初で、全国唯一の公立日本語学校を運営している東川町と資源リサイクル率11年連続日本一の大崎町のお互いの強みを生かし、新たな地方創生のモデルを構築しようとするものでございます。

内容につきましては、11月28日の南日本新聞朝刊に掲載されたので御承知の部分もあろうかと思いますが、現在JICA事業で技術協力を行っているインドネシア人留学生を、東川町にて1年間の日本語教育を行い、その夏休み等の休暇等を利用して本町でのリサイクル研修を行おうとするものでございます。また、これはあくまで象徴的なモデルを試行的に行うものでございまして、介護福祉、農業など不足する業界の御意見をお伺いしながら制度を構築してまいりたいと考えております。財源につきましては、ふるさと納税におけるガバナントクラウドファンディングという仕組みを活用して御寄附を募っているところでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（小野光夫君） これで、行政報告は終わりました。

-----○-----

日程第5 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度大崎町一般会計補正予算（第3号））

○議長（小野光夫君） 日程第5、承認第7号「専決処分の承認を求めることについて（平成30年度大崎町一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

平成30年度大崎町一般会計補正予算（第3号）は、地方自治法第179条第1項の規定により、10月5日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告するものでございます。

歳入歳出予算の総額に2,571万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を85億3,100万3,000円にするものでございます。

補正の内容は、9月30日に大隅半島沖を通過した台風24号の被害に伴う災害復旧経費でございます。

よろしく審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（中倉幸二君） それでは、御説明いたします。

今回の補正予算は、ただいま町長から説明がありましたように台風第24号の被害に伴う災害復旧経費でございます。

それでは、歳出から御説明いたしますので補正予算書の7ページをお願いいたします。

款10 災害復旧費、項1 農林水産業施設災害復旧費、目1 現年災害復旧費、節1 4 使用料及び賃借料250万円は、町内全域にわたる農道の倒木処理などに係る機械借上料でございます。節15 工事請負費550万円は、野方農村環境改善センター屋上の防水シートの破損に伴う工事請負費でございます。

項2 公共土木施設災害復旧費、目1 現年災害復旧費、節1 4 使用料及び賃借料737万5,000円は、町道83路線の伐採等の処理及び公営住宅のブロック塀の倒壊処理に係る機械借上料でございます。

項3 文教施設災害復旧費、目1 現年災害復旧費、節1 1 需用費292万円は、小中学校教職員住宅及び中央公民館弓道場などに係る修繕料でございます。

項4 厚生労働施設災害復旧費、目1 現年災害復旧費、節1 1 需用費324万円は、大丸保育園の屋上の防水シート破損に伴う修繕料でございます。

項5 その他公共施設。公用施設災害復旧費、目1 現年災害復旧費、節1 1 需用費352万2,000円は、町内全域にわたる道路反射鏡、あすばる大崎の屋根及び渡り廊下の破損に係る修繕料でございます。

以上で歳出を終わりました、次に歳入について説明いたしますので6ページをお願いいたします。

款10 地方交付税、目1 地方交付税、節1 地方交付税2,100万円は、災害復旧に要する財源として予定するものでございます。

款20 諸収入、目1 雑入、節1 雑入471万1,000円は、公共施設の被害に伴う公有建物共済金及び住宅災害見舞金でございます。

以上で説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第7号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。承認第7号「専決処分の承認を求めることについて（平成30年度大崎町一般会計補正予算（第3号）」は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、承認第7号「専決処分の承認を求めることについて（平成30年度大崎町一般会計補正予算（第3号）」は承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第6 認定第1号 平成29年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（小野光夫君） 日程第6、認定第1号「平成29年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案について、決算審査特別委員長の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（神崎文男君） ただいま議題となりました認定第1号平成29年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定について、決算審査特別委員会の審査の経過と結果について報告いたします。

当委員会は、去る10月9日、委員会を開会し、審査班の編制、審査期間並びに日程、審査方針を決定した後、担当課長等の出席を求め、審査した次第であります。

なお、審査班の編制等は次のとおりであります。班の編成及び所管事項について。第1班は、班長児玉孝徳委員、副班長上原正一委員、委員として、長重充輝委員、中倉毅委員、吉原信雄委員、宮本昭一委員の6名で、総務厚生常任委員会所管に関する事項を担当。第2班は、班長、中倉広文委員、副班長、稲留光晴委員、委員として、中山美幸委員の3名で、文教経済常任委員会所管に関する事項を担当し、歳入については委員長の私が担当いたしました。

審査期間並びに日程について、審査期間は10月9日から10月26日までの18日間と決定いたしました。

審査の方針について。1、予算は合理的かつ効率的に執行され、所期の目的が達成されたか。2、歳入は予算どおり適正に確保されたか。3、歳出は適正に執行されたか。4、町長の施政方針にある重要施策の成果はどうであったか。5、前年度決算審査特別委員会の指摘事項及び監査委員の指摘事項はどのように処理したか。

以上の点に留意し、審査した次第であります。

審査の概要について、軽微な事項はその都度担当課長に申し入れ、主な指摘事項については班ごとに取りまとめ、10月26日、委員会において検討した結果、次の事項について、委員会の意見とすることに決定いたしました。

平成29年度決算において、収入済額は108億2,730万865円で、調定額に対する収入割合は98.3%である。収入済額を前年度と比較すると、14億6,848万6,294円の増で、増加率は15.69%の増である。これは、ふるさと納税による寄附金6億3,844万6,340円の増のほか、県支出金3億2,010万5,123円の増、繰入金4億878万8,370円の増が主なものである。特にふるさと納税による寄附金の収入額は、単年度構成比で21.4%を占めており、本町の貴重な財源となっていることから、今後も引き続き努力されていかれるよう要望する。

一方、収入未済額は1億8,603万4,376円であるが、このうち繰越明許費分が1億82万5,000円であるので、これを差し引いた額8,520万9,376円は、前年度と比較すると1,677万7,359円の減となっている。その内訳は、町税の5,331万214円、分担金及び負担金152万6,500円、使用料及び手数料405万8,500円、財産収入317万6,220円、貸付金等の諸収入2,313万7,942円である。本町独自の施策に最も寄与する財源である町税については、主に固定資産税の増により対前年度5,295万563円増の13億5,139万1,091円の収入済額で、調定額に対し徴収率で95.9%、前年度と比較すると1.3%増となっているが、一層の課税客体の把握に努められるとともに、徴収率向上に向けた対策をさらに練られたい。

不納欠損額については438万4,000円と、昨年度より20万8,754円の増である。町税は町財政の根幹をなす重要な財源であり、住民の公平負担の原則から、安易に時効完成による不納欠損を生じさせないよう、今後もさらに努力されたい。また、負担金や財産収入等については、収入済額が前年度より減少しているが、今後とも納入に向けた改善策に努められたい。

貸付金の奨学金返還金の収入未済額が前年度より減少しているが、未済額の圧縮にさらに努力されたい。

また、住宅新築資金等貸付金償還金については、早急に対策を講じられるよう要望する。

以上のことを踏まえ、重点審査事項である歳入が予算どおり適正に確保されたかについては、予算現額に対して収入済額が103.7%の収入率で、収入は確保されており、予算の執行においては影響はなかったものと判断される。

以上で、歳入における報告を終わります。

歳出について、班ごとにまとめた指摘事項の主なものとして、まず第1班の審査において、税務課所管では、本町では空き家対策の一環として危険家屋の撤去に係る費用を補助する動きがある。その際、住宅用地については、税負担を軽減する必要から固定資産税の課税標準の特例措置が設けられているが、住宅を取り壊した場合、この特例措置が撤廃されて本来の課税標準額に戻り、固定資産税が高騰することになるが、住民サービスの観点からも、関係部署と連携を図り住民に対する啓発に努められたい。

総務課所管では、消防水利の確保については、設置が必要な地域の検証等を通じて計画的に進めるよう要望していたが、土地提供者の同意が得られないなどの理由により設置が計画的になされていない状況にある。住民の生命・財産を守るという観点からも、消防水利の確保は非常に大切なことであるため、解決策を追求し、引き続き対策を講じられるよう要望する。

補助金については、多種多様な補助金があるが、それぞれ検証を行い、既に所期の目的を達成しているものなどは抜本的な見直しをされるよう要望する。

保健福祉課所管では、町内の保育園における一時預かりについて、現在、町内には一時預かりを利用できる保育園がないため、一時預かりを利用する場合は町外の保育園を利用している状況にある。町内に住む子育て世代の方々が子どもを産み、育てやすい環境を整備する必要があることから、子育て環境の充実に努められるよう要望する。

子育て支援センターについては、従事している先生の数に比べると利用実績が少ないようである。事業の内容を精査し、利用促進に向けた対策を講じられるよう努められたい。

住民環境課所管では、ごみ収集業務に関して民間事業者による古新聞やチラシの回収などが行われているが、この影響で資源ごみの回収量が減り、売買益金の減少につながることを懸念されることから、資源ごみの売却益が各集落に還元されているなどの周知徹底を図られたい。

企画調整課所管では、ものづくりネットワーク振興会については、17会員の企業の方が参加し運営がなされ、地域交流事業を通して地域の子どもたちを対象に、ものづくり教室や、産学官連携においては獣医学部の学生による農家への技術指導、工学部の学生による子どもや先生方に対してのプログラミングの指導などが行われているようであるが、今後さらに地域貢献が進むよう努められたい。

第1班からの指摘として、昨年度に引き続き、主要施策の成果説明の記載方法について、記載内容の表示の仕方やデジタル化できる実績においては詳細に記載するな

ど、作成に当たっては各課統一したものになるよう再度要望する。

次に、第2班の審査において、農業委員会所管では、農地利用最適化推進委員について、現在、委員定数に達していない状況であることから、この問題点を精査され、また、委員報酬についても、県内の実施状況を考慮し、さらに活発な活動につながるよう努められたい。

農林振興課所管では、成分調整野菜研究開発推進協議会の現在までの実績について、当初、本町でも作付けの多い露地野菜で実証を始めたが、成分調整が難しく、その後施設野菜へと変更されたとのことである。平成30年度までの事業であるので、所期の目的がしっかり達成できるよう指導されたい。

機械センターのオペレーター養成について、農業機械等の操作技術を習得する期間を考慮すると、オペレーター人員が一時的に増加することもやむを得ないので、今後も継続して農業機械センターの役割が十分果たせるよう人員確保に努められたい。

鳥獣害対策については、被害者の立場に立った対策を構築するよう努められたい。

耕地課所管では、地域の様々な課題解決のため、本町独自の事業がさらに計画実施されるよう努められたい。

教育委員会管理課所管では、教育現場の実態について、学校長からの報告を随時求めることは当然のことながら、平成28年度決算においても意見申し入れしたとおり、管理課独自の情報収集もさらに努められたい。

実践的防災教育については、委員会など事前準備の必要性は理解できるが、実践を重ねることで教育効果が高められ、また、その都度問題点の発見にもつながるので、今後さらに改善が図られるよう努められたい。

社会教育課所管では、体育館屋根の雨漏りについて、今後、ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅のオープンや鹿児島国体も控え、さらに総合体育館の使用頻度も高まると思われることから、早急に抜本的な対策を講じられるよう要望する。

文化振興について、現在、工事や開発等による発掘が主なものであるが、地域資源を十分活用するため、本町独自の調査にも努められたい。

各課共通の事項として、各課との連携による事業推進は事業効果がより高まると思われることから、さらに創意工夫して推進されるよう努められたい。また、予算の流用については極力控えるよう要望する。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第1号、平成29年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定については認定すべきものと、

委員全員の意見の一致をみた次第であります。

なお、ただいま申し上げた事項については、議会の意見として町長に申し入れることが適当である旨、委員会で決定いたしました。

以上で、決算審査特別委員会の審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。ただいま委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。認定第1号「平成29年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定について」、委員長の報告は認定であります。委員長の報告どおり認定とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小野光夫君） 起立多数。

よって、認定第1号「平成29年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定について」は認定することに決定いたしました。

ここで、さらにお諮りします。

ただいまの委員長報告の中にあります意見については、議会の意見として町長に申し入れされたいとの要望であります。町議会議長名をもって町長に申し入れすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告の意見については、町議会議長名をもって申し入れすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第7 認定第2号 平成29年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第8 認定第3号 平成29年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第9 認定第4号 平成29年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定
について

○議長（小野光夫君） 日程第7、認定第2号「平成29年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第8、認定第3号「平成29年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第9、認定第4号「平成29年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、以上3件を一括議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（児玉孝徳君） ただいま議題となりました認定第2号及び認定第3号、認定第4号について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

当委員会は、去る10月12日に委員会を開催し、担当課長並びに担当職員の出席を求め、補足説明を受け審査いたしました。

まず、認定第2号平成29年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、歳入総額25億970万1,477円、歳出総額23億7,652万147円で、歳入歳出差引額が1億3,318万1,330円となり、このうち1億円を基金へ積み立て、残り3,318万1,330円が翌年度への繰越金となっております。

委員から、ジェネリック医薬品の利用率向上についてはどのような取組を行ったか、また利用状況についてはどのような変化があったかとの問いに対し、ジェネリック医薬品の利用率向上に向けた取組では、広報紙による利用促進や保険証更新時におけるジェネリック医薬品の利用意思を示す保険証ケースの配布を行っている。ジェネリック医薬品の利用状況については、医薬品にはジェネリック医薬品を使えるものと使えないものがあり、平成30年3月分の調剤分においては使える医薬品の74.7%が利用されているとの答弁。

また、委員から、ジェネリック医薬品として使える薬を、広く町民に周知することはできないかとの問いに対し、保健福祉課ではジェネリック医薬品として使えるすべての薬剤を把握していないため、住民に対しては、主治医の先生や調剤薬局の薬剤師に直接ジェネリック医薬品を使用したい旨を申し出ることによってジェネリック医薬品に替えてもらうことができるが、中にはジェネリック医薬品の副作用等を考慮して主治医が処方しないことがあるなどの周知を行っているとの答弁でありました。

委員から、過去には財源不足で基金から繰り入れて運用していたときもあったようであるが、本年度は1億3,000万円余りの決算剰余金があり、そのうち1億

円を基金へ積み立てているが、その要因は何かとの問いに対し、平成29年度の歳入の前期高齢者交付金が平成27年度の医療費実績に伴う概算額と精算額により増額となったこと、また平成28年度に薬価改定が行われ、薬剤費が抑制されたことが主な要因であるとの答弁。

また、委員から、平成29年度は前期高齢者交付金の増加や薬剤費の減少など様々な要因によって剰余金が生じたが、30年度の決算見込みについてはどのように見込んでいるかとの問いに対して、平成30年度から国保財政の責任主体が県に移行した関係で、平成30年度の歳入については前期高齢者交付金等の支払基金交付金は交付されないが、保険給付費に充当する普通交付金と保険事業に充当する特別交付金の交付が見込め、歳出については徴収した保険税と支払基金からの交付金の精算分等を保険事業費納付金として支出する見込みである。また、平成31年度においては平成29年度の実績による精算の支出が見込まれるため、その財源として今回1億円を積み立てたところであるとの答弁でありました。

次に、認定第3号平成29年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、歳入総額1億8,417万6,681円、歳出総額1億7,979万3,959円で、歳入歳出差引額が438万2,722円となり、この全額が翌年度への繰越金となっております。

特出した質疑については、特にありませんでした。

次に、認定第4号平成29年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、歳入総額18億7,785万9,196円、歳出総額17億5,983万5,508円で、歳入歳出差引額が1億1,802万3,688円となり、この全額が翌年度への繰越金となっております。

委員から、居宅介護サービスについては、認定者数に占める割合が57%になっているが、この理由は何かとの問いに対して、全体の認定者数に占める割合になるが、介護保険の仕組みが在宅介護を基本に設計されていることから、在宅介護サービスの利用者が多くなっているとの答弁。

また、委員から、町内には介護サービスの待機者は何人ぐらいいるのかとの問いに対して、具体的な数字は把握していないが、町内にある特別養護老人ホームにおいては要介護3～5の介護度の重い方が入所を待っている状況にあり、入所にあたっては、待機者の中から介護の必要性が高い方や独り暮らしの方で介護者がいない方など在宅での生活が困難な方が優先で入所している状況であるとの答弁。

また、委員から、特別養護老人ホームによって夜間のサービスなどサービスの内容に差異があるようだが、町からの指導はどのようになされているかとの問いに対して、夜間のサービスについては勤務体制が影響してくるが、万が一施設内で事故

等があった場合は当然報告義務があるので、それに対しては改善内容の指導を行う。また、入所者の家族等からサービスに対する要望等があった場合は、ケア会議等を開いて話を聞くなど相談できる体制を整えているとの答弁でありました。

以上、認定第2号、認定第3号、認定第4号について、討論を求めましたが討論はなく、採決の結果、認定第2号、認定第3号、認定第4号については原案のとおり認定すべきものと、全委員の意見の一致をみたことを報告いたします。

以上で、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。認定第2号の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第3号の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第4号の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。認定第2号「平成29年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。認定第2号「平成29年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小野光夫君） 起立多数。

よって、認定第2号「平成29年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」は認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号「平成29年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。認定第3号「平成29年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小野光夫君） 起立多数。

よって、認定第3号「平成29年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号「平成29年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。認定第4号「平成29年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小野光夫君） 起立多数。

よって、認定第4号「平成29年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」は認定することに決定いたしました。

—————○—————

日程第10 認定第5号 平成29年度大崎町水道事業会計決算認定について

日程第11 議案第37号 平成29年度大崎町水道事業剰余金の処分について

日程第12 認定第6号 平成29年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（小野光夫君） 日程第10、認定第5号「平成29年度大崎町水道事業会計決算認定について」、日程第11、議案第37号「平成29年度大崎町水道事業剰余金の処分について」、日程第12、認定第6号「平成29年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、以上3件を一括議題といたします。

本案について、文教経済常任委員長の報告を求めます。

○文教経済常任委員長（中倉広文君） ただいま議題となりました認定第5号、議案第37号及び認定第6号について、文教経済常任委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

本3件の議案は、去る9月20日の本会議において文教経済常任委員会に付託されたもので、当委員会では10月12日に委員会を開き、水道課長並びに係職員の説明を受け、審査をいたしました。

それでは、まず認定第5号平成29年度大崎町水道事業会計決算認定について、当委員会における補足説明と主な質疑、答弁について報告をいたします。

平成29年度大崎町水道事業決算に係る実未処分利益剰余金は2,210万9,003円となり、前年度比163万9,630円の減、約6.9%の減となっております。

建設改良工事につきましては、合計で11件。金額にして5,294万1,120円の工事費で、このうち石綿管の解消工事として592.1メートル実施されました。その結果、本町における石綿管未解消部分の延長は、現在6,843メートルであるとのことであります。

質疑に入り、有収水量の減収などにより給水原価及び供給原価ともに増額となっているが、それらのコストを下げる対策はないのかとの問いに、有収水量の減収は給水人口、給水戸数の減少が大きく起因していると考えるが、漏水対策や必要経費を極力抑えるなど経費節減に努める。また、未納が長期にわたり解消されない場合は、手続きに従い停水も実施しており、その後、納入も見られたことから、未納者の意識に変化があったものと考えるとの答弁でありました。

また、石綿管については大規模災害による破損などを考えると、早急に解消されなければならないと考えるが、今後の解消計画はどのようになっているのかとの問いに、石綿管は主要管部分や病院、また重要な公共施設などがある箇所を優先して解消するよう国・県から指導されているので、そのような解消工事を進めているとの答弁でありました。

さらに、漏水による多額な水道料金についての減額対策の現状はどうなっているのかとの問いに、29年度に147件あり、条例に基づき個人で判別できない場合について、約56万円の減額を実施したとの答弁でありました。

さらに、個人の敷地内であっても量水器までの水道管の漏水について、配水池からの流量と有収水量との差で漏水がわかるのかとの問いに、水道課内のモニター等で時間当たりの流量がわかるので、特に使用の少ない夜間の状況を注視することにより漏水を疑うことができるとの答弁でありました。

以上、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、認定第5号、大崎町水

道事業会計決算認定については、原案のとおり認定することに全委員の意見の一致をみました。

以上が、認定第5号における当委員会の審査の経過と結果についての報告であります。

引き続き、議案第37号、平成29年度大崎町水道事業剰余金の処分について、審査の経過と結果について報告をいたします。

本案は、平成29年度の本町水道事業会計決算における実末処分利益剰余金が2,210万9,003円となったことから、このうち2,200万円を建設改良積立金へ積み立て、平成30年度への繰越金を10万9,003円とする議案であります。

平成29年度末の建設改良積立金は3億8,273万8,602円ですが、今回の剰余金である2,200万円を積み立て、合計で4億473万8,602円になり、その他積立金とあわせると総計で5億8,847万7,476円になるとの説明でありました。

本案については特記すべき質疑はなく、質疑を終結し、討論に入りましたが討論もなく、採決の結果、議案第37号、平成29年度大崎町水道事業剰余金の処分については、原案のとおり可決することに全委員の意見の一致をみました。

以上が、議案第37号における文教経済常任委員会の審査の経過と結果についての報告であります。

次に、認定第6号、平成29年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、当委員会における主な質疑、答弁について報告いたします。

まず、昨年、平成28年度決算における議会申し入れ事項の一般会計からの繰入金抑制について、どのように取り組まれたかとの問いに、下水道建設費の起債の元利償還に一般会計からの繰り入れを行っているが、維持管理費については下水道の使用料等で賄われている。今後、さらに下水道区域内における接続推進に努め、下水道の使用料の増加と経費の削減に努めていくとの答弁でありました。

また、29年度における新築住宅への接続は何戸だったのかとの問いに、29年度は17戸であったとの答弁。

さらに、近年の推移はどうなっているかとの問いに、平成25年度に25戸、平成26年度13戸、平成27年度23戸、平成28年度30戸の接続があったとの答弁でありました。

以上、質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、認定第6号、平成29年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに全委員の意見の一致をみました。

以上で、認定第5号、議案第37号及び認定第6号についての文教経済常任委員会における審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。認定第5号の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第37号の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第6号の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。認定第5号「平成29年度大崎町水道事業会計決算認定について」、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。認定第5号「平成29年度大崎町水道事業会計決算認定について」、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小野光夫君） 起立多数。

よって、認定第5号「平成29年度大崎町水道事業会計決算認定について」は認定することに決定いたしました。

次に、議案第37号「平成29年度大崎町水道事業剰余金の処分について」、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第37号「平成29年度大崎町水道事業剰余金の処分について」、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成

の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小野光夫君） 起立多数。

よって、議案第37号「平成29年度大崎町水道事業剰余金の処分について」は可決することに決定いたしました。

次に、認定第6号「平成29年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。認定第6号「平成29年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小野光夫君） 起立多数。

よって、認定第6号「平成29年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」は認定することに決定いたしました。

-----○-----

日程第13 議案第38号 平成30年度大崎町一般会計補正予算（第4号）

○議長（小野光夫君） 日程第13、議案第38号「平成30年度大崎町一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億9,610万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を90億2,711万1,000円にするものでございます。

歳出の主なものは、あすばる大崎の空調設備等の故障に伴う修繕料、台風24号の被害によります公共土木施設災害復旧工事などでございます。歳入は、国庫支出金、県支出金の増が主なものでございます。

よろしく審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（中倉幸二君） それでは、御説明いたします。

はじめに、歳出の主なものにつきまして御説明させていただきますが、各費目の

節2 給料等の人件費の内容につきましては、職員の公金横領事案を踏まえて9月の第3回定例会におきまして議決をいただきました大崎町町長等の給与の特例に関する条例に基づく町長並びに副町長の給与の減額と人事異動等に伴う増減でございますので説明を省略させていただきます。

それでは、補正予算書の10ページをお願いいたします。

款2 総務費、目10 企画費の補正額は、合計で1,760万8,000円でございますが、このうち節4 共済費、節7 賃金、節13 委託料及び節19 負担金、補助及び交付金のうち、次の11ページの地域おこし企業人交流プログラム負担金120万円につきましては、慶應義塾大学及び鹿児島相互信用金庫との連携協定の一環としまして、総務省が推進する地域おこし協力隊及び地域おこし企業人交流プログラムを活用し、都市部の民間企業の社員を一定期間受け入れ、地域の魅力や価値の向上につながる業務に従事してもらうための費用でございます。

10ページの節19 負担金、補助及び交付金に戻りまして、地方公共交通特別対策事業運行費補助金及び地域間幹線系統確保維持費補助金は、路線バスに対する負担額の増に伴うものでございます。3段目の定住住宅取得補助金の増から、5段目の空き家リフォーム促進事業補助金の増までは、いずれも申請者の増に伴い補正するものでございます。

次に、11ページをお願いいたします。款3 民生費、目7 障害者福祉費、節20 扶助費1,800万2,000円は、障害福祉等サービス費1,357万8,000円の増が主なものでございます。これまでの実績と今後の見込みにより補正するものでございます。

次に、12ページをお願いいたします。項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費、節20 扶助費1,012万円は、施設型給付費でございます。職員に係る処遇改善加算の加算率の変動に伴う増額でございます。

款4 衛生費、目5 保健指導費、節20 扶助費254万円は、子ども医療費助成金及び妊婦検診費助成金の実績と今後の見込みにより補正するものでございます。目7 国民健康保険事業総務費、節28 繰出金1,253万円は、国民健康保険事業特別会計への繰出金でございます。実績見込みに伴いまして調整するものでございます。

次に、13ページをお願いいたします。款6 商工費、目2 商工業振興費の補正額は合計で4億40万円でございますが、主なものはふるさと納税推進事業に係るものでございます。主なものとしましては、節8 報償費2億円、節12 役務費7,589万8,000円、節25 積立金1億2,266万5,000円でございます。内容としましては、ふるさと納税謝礼品に係るポイント付与やインターネット広告料

などがございます。目3観光費、節11需用費3,562万5,000円は、今後見込まれます陸上競技等のスポーツ合宿チームに対する激励のための食糧費22万5,000円と、あすばる大崎の空調機器故障などに伴う修繕料3,540万円でございます。

次に、14ページをお願いいたします。款7土木費、目2道路改良費の補正額は、合計で2,005万7,000円の減でございます。主なものは、節13委託料2,470万円の減でございます。永吉菱田線等の道路改良工事及び橋梁修繕工事に伴うもので、実績と今後の見込みによりまして補正するものでございます。項4都市計画費、目1都市計画総務費、節28繰出金593万5,000円の減は、実績見込みに伴う公共下水道事業特別会計繰出金の減でございます。

次に、15ページをお願いいたします。款9教育費、目4教職員住宅管理費、節14使用料及び賃借料330万円は、教職員住宅解体に伴う機械借上料でございます。

次に、16ページをお願いいたします。款10災害復旧費、目1現年災害復旧費660万円は、台風24号の被害に伴う災害復旧費でございます。町道持留盲歩危線の災害復旧に係る工事請負費でございます。

以上で歳出を終わりました、次に歳入の主なものについて御説明いたします。

8ページをお願いいたします。款10地方交付税、目1地方交付税860万円は、財源の調整でございます。款14国庫支出金、目1民生費国庫負担金から、9ページの款15県支出金、項3委託金、目1総務費委託金までの部分につきましては、説明欄に記載してございます事業等の内示額や事業実績に基づく今後の見込みにより補正をお願いするものでございます。

款17寄附金、目1一般寄附金、節2ふるさと納税寄附金4億円は、これまでの実績と今後の見込みによりまして増額するものでございます。

款18繰入金、目5ふるさと応援基金繰入金4,920万円は、子ども医療費助成や定住促進事業などをはじめとするふるさと応援基金を活用した事業費の見込みに伴う繰入金の増でございます。

款20諸収入、目1雑入の補正額は、合計で102万9,000円でございます。2段目の全国町村会災害対策費用保険金106万2,000円は、避難勧告等を発令したことによる災害対応に係る保険金でございますが、台風24号等により職員が避難所対応を行ったことによるものでございます。

款21町債でございます。目9災害復旧債、節1公共土木施設災害復旧債210万円は、町道持留盲歩危線に係る災害復旧費の財源として予定しております。

以上で歳入を終わりました、次に5ページをお願いいたします。第2表債務負担

行為補正でございます。追加でございますが、スクールバス運行業務委託料、中沖菱田方面1路線でございます。昨年度も債務負担行為を計上させていただきましたが、期間が1年間でございますので、翌年度の平成31年度に874万6,000円をお願いするものでございます。

次に、第3表地方債補正でございます。追加でございますが、歳出の款10災害復旧費で申しあげました事業費に係る地方債でございます。起債の目的欄の現年発生補助災害復旧事業の限度額を210万円とするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては御覧いただきたいと思っております。

以上で説明を終わりますが、18ページ以降に給与費明細書を添付してございますので、御参照いただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○7番（中山美幸君） まず、10ページ、企画費の中で124万円。地域おこし協力隊業務支援委託料、これの内容についてお知らせいただきたいことと、どの財源を使っているのかということですね。まず、それが1点と、下の欄の11ページ、地域おこし企業人交流プログラム、これ、町長が先ほど説明されたものと関連があるのかなと思っておりますが、この事業についてを詳細にお知らせください。

13ページ、ふるさと納税謝礼金2億円ということですが、現状でこの謝礼について今問題になっていると思っておりますが、本町から謝礼をされている分が納税額の比率としてどれくらいに当たっているのかどうか。その詳細についてと、予算の出所ですね。その下の段、観光費の中の修繕料、あすばる大崎のエアコンの修繕ということでございますが、これは耐用年数がきているのかどうかということと、どういったものを設置、修繕するのか、その予算の出所、そこまでを詳細にお知らせください。

○町長（東 靖弘君） ただいま質問のありました事項につきましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○企画調整課長（上橋孝幸君） まず、10ページの目10企画費の中の節13委託料、地域おこし協力隊業務支援委託料、それから負担金、補助及び交付金の中の地域おこし企業人交流プログラム負担金の御説明を、まずさせていただきますと思っております。

今回の補正の中で、先ほど総務課長の説明でもありましたけれども、節4共済費、それから節7賃金、それから節13委託料、節19負担金、補助及び交付金のうち、地域おこし企業人交流プログラム負担金につきましては、鹿児島相互信用金庫、それから慶應義塾大学SFC研究所との連携協定に基づく事業でございます地

域おこし企業人交流プログラム事業の一環でございますので、まとめて御説明をさせていただきますと思います。

まず、交流プログラムの概要ですけれども、地方創生の一環で総務省が進める事業でありまして、地方公共団体が3大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れて、そのノウハウや知見を生かし、地域の魅力や価値の向上につなげることを目的といたしております。受け入れ期間につきましては、6カ月から3年以内となっております、企業人の受け入れに要する経費、それから企業人が発案・提案した事業に要する経費については、特別交付税措置がなされることになっております。また、事業実施のメリットとして、民間企業は社会貢献マインド、社員の人材育成、キャリアアップが図られ、一方、自治体は企業人の専門知識、業務経験、人脈、ノウハウを活用した地域の課題解決が図られるといったようなメリットが上げられるところでございます。

本町における交流プログラムの概要でございます。目的は、慶應義塾大学等との連携協定のもと、地方創生の取組を加速化させるために慶應大学と連携が構築されておきまして、地方創生に関する事業実績がございます一般社団法人リバースプロジェクトと連携し、本町の強みを生かし、本町が抱える課題解決につながる取組を推進することといたしております。

本町において取り組む主な業務でございますが、資源リサイクルの分別活動などに関する視察・研修の受け入れ事業、それから空き家を活用した地域のにぎわいの創出、教育環境の充実に向けた環境整備に係る業務を想定しております。事業期間は2019年1月から2021年12月までの3年間を予定しております。

次に、交流プログラムのスキームですけれども、大崎町と一般社団法人リバースプロジェクトは地域おこし企業人交流プログラムに関し協定を締結することになりますけれども、協定締結後、リバースプロジェクトは大崎町に人材を派遣するということとなります。一方、本町は、派遣された人材の人件費、活動費相当を地域おこし企業人交流プログラム負担金として、リバースプロジェクトに支払うこととなります。本年度の派遣期間は2019年1月から3月までの3カ月間を予定しております、負担金額は月額40万円でございます。

また、事業実施に当たっては、リバースプロジェクトから派遣された人材を支援するために、本町で取り組む業務に関し必要な資格や一定のスキルを持った人材を、地域おこし協力隊の制度を活用してリバースプロジェクトに派遣することとなりますが、賃金につきましては月額20万円で、来年1月から3名を募集する予定でございます。なお、地域おこし協力隊の活動費につきましては、リバースプロジェクトへ業務委託料として124万円を支払うスキームとなっております。

が、地域おこし企業人交流プログラム及び地域おこし協力隊の活動に要する財源は、特別交付税を見込んでいるところでございます。

特別交付税の額につきましては、地域おこし企業人交流プログラムのほうが、受け入れに要する経費につきましては1人当たり年額350万円が上限というところになっておりまして、そのほかに企業人が発案・提案した事業に要する経費は100万円が上限となっておりますが、ただし、こちらの100万円につきましては特別交付税措置は2分の1というところになっております。

それから、地域おこし協力隊については、地域おこし協力隊の活動経費について年間400万円が特別交付税措置されるというところがございますので、本事業に係る事業費につきましても、特別交付税を見込んでの計上をさせていただいているところでございます。

それから、次に、13ページの日2商工業振興費の中の節8報償費2億円、ふるさと納税謝礼金についてでございます。この2億円につきましては、寄附をいただいた金額の5割程度をJTBに支払うという契約になっております。その内訳といたしまして、謝礼品の調達割合が3割、それから送料が1割、手数料が1割というような内訳でございます。

それから、日3観光費の中の修繕料についての御質問もいただいたところでございます。今回のあすばる大崎の空調に係る修繕につきましては、空調修繕だけで2,540万円を計上しているところでございます。現在のあすばる大崎の空調システムは2系統ございます。1系統は、レストランや会議室、それから客室などの比較的小さいスペースは空冷式の個別空調を使用しているところでございます。一方、1階のロビー、それから温泉棟の休憩室や2階、3階のロビーや通路など、広いスペースにつきましては水冷式の吸収冷温水機を使用しているところでございますが、今回は吸収式冷温水機の取り替え修繕というところがございます。吸収冷温水機の法定耐用年数は15年というところがございますけれども、現在の吸収冷温水機は設置後もう20年経過している状況でございます。これまでたびたび機器不良により修繕を繰り返してきたところでございますけれども、もう既に使用不能に近い状態であるというところがございますので、今回、更新に係る費用を御提案させていただいたところでございます。

以上でございます。

○7番（中山美幸君） 先ほど、今、答弁をいただきましたけれども、地域おこしの企業人交流の件ですが、特別交付税で交付されるということなのですが、将来的にはこの事業を進めていくうちで一般財源からの持ち出しというのが、私、多くが出てくるんじゃないのかなというふうに予想するわけです。本当に地方交付税でその金

額が交付されるんですか。それは、あと査定があって、いろんな場面でいろいろ地方交付税、特別交付税で交付されるといながらも交付されない部分、それから率が下がってきた部分等々が、私はあるかと思うんですが、この件については現状ではそういうことはないというふうに確信できるのかどうか。

それからもう1点。あすばる大崎の空調でございますけれども、一般財源からのですねいろんな備品等、設備等に対するあすばる大崎への負担金といいますか、歳出が非常に多いんです。ここを、町長、どういうふうに改善されていくのか。本当の目的、交流センターとしての目的を達するために、本当にこの金額が必要なのかどうか。これだけの一般会計からの持ち出しがですね頻繁に行われますと、あすばる大崎の経営上は、表面上は見えてこないんですね、温泉は黒字ですよといながらも、実際は赤字なんですよ、これ、ほかの経費を含めると。こういったところを、町長はどういうふうに考えているか答弁をお願いいたします。

○町長（東 靖弘君） あすばる大崎につきましては、質問者が質問されたとおりであります。なかなか経営に窮しているというのが状況であります。設置当初から、やはり地域住民、あるいは外部の人の交流施設ということで設置しておりまして、それなりの成果を上げてきている。現在においても、あすばる大崎においてはいろんな人たちが交流する、集う場所であるということで、公共の施設として非常に重要視されている施設であります。ですから、それについては、やはり存続させないといけないということが私の責務であろうと思っております。

また、かかる経費につきまして、ただいま担当課長からも説明がありました。設置してから20年経過がたっていて、そして耐用年数も15年だけれども、20年だましまし使ってきているという状況でありまして、修繕とか取り替えとかそういったことが非常に多くなってきているというのが現状でありますので、ここはやはり交流施設として維持していくことと、やはりどこかで耐用年数が来て寿命が来るわけなので替えていかなければならないというそういった責務がありますので、こういった予算をお願いしているところであります。

非常に利用が多くて、経営が非常に良好な状態であるときには幾分かそちらのほうで町にバックして、その中で対応できるものがあつたんですけれども、現時点ではそういうわけにはいきませんので、この財源も一般財源を使うということで非常に苦慮している面もありますけれども、是非そこは御理解をいただきたいと思えます。

○総務課長（中倉幸二君） それでは、総務課のほうからただいま中山議員から質問があつた財源のことについての質問がございましたので。

確かに交付税の中でも特別交付税で、この地域おこし企業人と地域おこし協力

隊、それぞれ企画調整課長のほうから上限額の説明がございましたけど、果たしてそれだけ来ているのか、一般財源の持ち出しというのが今後ますます増えてくるんじゃないかなという御質問については我々も危惧しているところではございますが、この地域おこし協力隊と地域おこし企業人の拡充ということについては、総務省のほうからも極力進めてくれというような指示も来ております。その中で、確実に交付税でみてもらえるのかということについては我々も断言できないというようなところではございますが、ただ、人口減少に伴って職員数もだんだんと減らしていかないといけない。そういったような中で、利活用できる部分ということで、我々としては、この地域おこし協力隊と地域おこし企業人、それぞれの専門的なノウハウを持った人であれば、そういったような人たちの雇用については財源的にも多少でも助かるんじゃないかなということで、我々としては進めていきたいというような意向でございます。

以上でございます。

○7番（中山美幸君） 現状でもですね地域おこし協力隊の方々、今いらっしゃるわけですけれども、その方々が当初の目的は大崎町に住んでいただくとかいろんなことを述べていらっしゃいましたけれども、実際どうなのかということが私は疑問符がついているんですね。もう既に退職された方もいらっしゃるようにお伺いしておりますが。そういったことの中で、最長3年間ということで、今、課長のほうからも答弁がありましたけれども、特交の確実性も私は不安なんですね。そういったときに、本町の一般財源を持ち出してどうのこうのということになってきますと、非常に財政的に不安があります。

ましてや、今度は、町長から先ほど答弁いただきましたけれども、公共的な施設、交流施設ということでございますが、公のやらなければならない事業の1つかもしれませんが、これだけ一般財源から持ち出すということになりますと、累計しますとかなりの金額になります。ずっと出ているんですね、今回だけじゃないんですよ。ここら辺をどういうふうにするかということのをですね、町長、これを考えていかないと、ますます、今、町長がおっしゃったように修繕とか改修とか出てきた場合に、どういうふうに財源を持っていくのか。そこら辺も真剣に考えていかないと、これはいけない問題だと思いますが、最後に、町長、どういうふうに考えているか、もう一回答弁をください。

○町長（東 靖弘君） 財源は確かに必要でありますので、そういう対応をしていきたいと思っております。

昨年、観光施設の在り方検討委員会ということで協議をさせていただきました。そういった在り方検討委員会の方向性としては、民間への移譲とかそういったこと

の意見書をいただいております。ただ、それをやるためには、どうしても、今派生しているこういったものを取り替えていかなければならないというそういったこともありますので、大きな財源を伴いますけれども、方向性としては、私は観光施設の在り方検討委員会が出された意向を尊重して、そのための対応・対策を、やはりここ一、二年はしっかりとやっておかなければいけないと思っておりますので、そういう方向で取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小野光夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第38号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第14 議案第39号 平成30年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第1号)

○議長（小野光夫君） 日程第14、議案第39号「平成30年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,254万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億8,083万2,000円とするものでございます。補正の主なものは、退職被保険者に係る保険給付費の増加に伴う補正増及び平成29年度国療養給付費等負担金の償還額の確定に伴い、補正するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（中村富士夫君） それでは、御説明いたします。補正予算書の8ページをお願いいたします。

はじめに、歳出から御説明いたします。

款1総務費、目1一般管理費の49万7,000円の増額の主なものでございますけれども、節12役務費16万1,000円は、第三者行為求償事務共同処理手数料を実績見込みにより増額するものでございます。節13委託料27万円の増は、国保制度の改正によります都道府県化に伴います電算システム改修費の委託料でございます。

款2 保険給付費、目2 退職被保険者等療養給付費の節19 負担金、補助及び交付金190万8,000円の増は、療養費のこれまでの実績と今後の見込みに基づきまして補正するものでございます。

款3 国民健康保険事業費納付金、目1 一般被保険者医療給付費分から、9ページの款5 保健事業費、目1 特定健康診査等事業費までは、歳入の保険基盤安定繰入金等の増減等によります財源変更でございます。

款6 基金積立金、目1 国保給付準備積立基金積立金、節25 積立金9万6,000円の増は、普通預金利子でございます。

次に、款8 諸支出金、目3 療養給付費等負担金償還金の節23 償還金、利子及び割引料2,527万7,000円の増は、平成29年度療養給付費等負担金の確定に伴う償還金でございます。目4 療養給付費等交付金償還金の節23 償還金、利子及び割引料470万8,000円の減は、平成29年度療養給付費等交付金の確定に伴いまして償還金を減額するものでございます。また、目5の特定健康診査等負担金償還金の節23 償還金、利子及び割引料の100万円の減は、平成29年度分精算の結果、返還金が生じないため、減額するものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。歳入について御説明いたします。

款3 県支出金、目1 保険給付費等交付金438万2,000円の増は、節1 保険給付費等交付金（普通交付金）、それから退職被保険者等分と節2 保険給付費等交付金特別交付金（保険事業分）等の実績見込みによるものでございます。

款5 繰入金でございますが、目1 一般会計繰入金、節1 保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）、それから節2 保険基盤安定繰入金（保険者支援分）、節5 財政安定化支援事業繰入金につきましては、交付申請額等の確定に基づきまして、それぞれ減額または増額するものでございます。

款6 繰越金、目1 前年度繰越金、目2 療養給付費等交付金繰越金は、額の確定に伴い増額、減額するものでございます。

7ページになりますが、款7 諸収入、目1 一般被保険者第三者納付金321万5,000円の増は、実績見込みによる増額でございます。目5、目6それぞれ療養給付費等負担金交付金は、平成29年度分の精算の結果、交付過多のため減額するものでございます。目7 特定健康診査等負担金14万1,000円の増は、平成29年度分精算により追加交付されるため増額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第39号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第15 議案第40号 平成30年度大崎町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（小野光夫君） 日程第15、議案第40号「平成30年度大崎町水道事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、収益的支出の予定額を2億1,212万3,000円にするものでございます。

補正内容は、漏水に伴う配水管等修理のための修繕費の増であります。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○水道課長（高田利郎君） それでは、大崎町水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

収益的支出の補正でございます。支出の第1款水道事業費用、これを2億1,212万3,000円。第1項営業費用を425万円増額いたしまして1億9,697万8,000円とするものでございます。

次に、7ページをお願いします。収益的支出の補正でございますが、第1款水道事業費用、項1営業費用、目2配水及び給水費425万円の増は、配水管等の修理に必要な修繕費の実績と今後の見込みによるものでございます。

以上で説明を終わりますが、3ページ以降にキャッシュフロー計算書及び予定貸借対照表が添付してございますので御参照いただきたいと思います。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第40号は、会議規則第39条第1項の規定により、文教経済常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第16 議案第41号 平成30年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（小野光夫君） 日程第16、議案第41号「平成30年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ166万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億988万6,000円にするものでございます。

歳出の主なものは、職員異動に伴う給料の減等や消費税納付の減、及び工事執行等に伴う減でございます。

歳入は、前年度繰越金を財源に繰り入れ充当するもの、及び財源調整のための一般会計繰入金の減でございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○水道課長（高田利郎君） それでは、大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明いたします。補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ166万8,000円を減額し、それぞれ2億988万6,000円とするものでございます。

事項別明細書のほうで歳出から御説明いたしますので、7ページをお願いいたします。款1公共下水道事業費、項1公共下水道事業費、目1下水道総務費122万8,000円の減は、職員の定期異動及び消費税の納付見込みによる減でございます。目2維持管理費は128万円の増でございますが、需用費及び委託料のこれまでの実績と今後の見込みによるものでございます。目3下水道整備費172万円の減は、委託料及び工事請負費の実績に伴う減でございます。

次に、歳入を御説明いたしますので、前の6ページをお願いいたします。款4繰入金、項1他会計繰入金593万5,000円の減は、一般会計からの繰入金の減でございます。款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金426万7,000円の増は、前年度決算の確定によるものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。何か質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第41号は、会議規則第39条第1項の規定

により、文教経済常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第 17 議案第 42 号 大崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小野光夫君） 日程第 17、議案第 42 号「大崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、給水工事検査手数料等について、本町の積算方法が近隣市町と比べ複雑なため、また条文の内容が実情と合わないものがあるため一部を改正するものでございます。

改正の内容としましては、給水工事検査手数料等の金額設定について、簡潔なものへの見直しが主なものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○水道課長（高田利郎君） それでは、大崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

現行給水条例第 9 条は工事の施工者につきまして、また第 15 条第 2 項は給水装置工事の材料検査・工事検査手数料について定めてございますが、現状に即した条文に改めるものでございます。

条例の次にあります新旧対照表で御説明いたしますので、新旧対照表の 1 ページを御覧いただきたいと思っております。

現行目次の第 2 章給水装置の工事及び費用の括弧書きのうち、第 16 条から第 7 章括弧書きの第 45 条までを、改正案のとおり 4 条ずつ繰り上げるものでございます。

次の第 9 条は給水工事の施工者についての定めでございますが、現在は指定給水装置工事事業者のみの施工となっておりますので、現行条文中、下線部の「町長または」を削除し、給水装置工事は町が指定した指定給水装置工事事業者が施行する内容に改めるものでございます。

次の現行第 10 条は町が施工する工事についての定めでございますので削除し、2 ページになりますが、第 11 条が第 10 条となります。

現行第 12 条から、3 ページの第 14 条につきましても、町が施工する工事についての定めでございますので削除いたします。

次の現行第 15 条を第 11 条とし、同条 2 項中、材料検査手数料及び工事検査手数料をあわせまして検査手数料とするものでございます。

4ページをお願いいたします。同条第4項中、最後の「この場合、材料検査手数料は還付しない」のうちの「材料」を削除いたしまして、「検査手数料は還付しない」に改めるものでございます。

次の第16条から第20条までを4条ずつ繰り上げまして、第12条から第16条となります。

次の現行第21条、メーターの設置でございますが、同条中、「ただし」の後に読点を挿入しまして、第17条とするものでございます。

5ページをお願いいたします。現行第22条から26条までを4条繰り上げまして、第18条から第22条となります。

次の現行第27条を第23条とし、同条第4項第3号中、「2個」を住宅戸数表示の「2戸」に改めるものでございます。

次の現行第28条が第24条となります。

6ページをお願いいたします。第29条を第25条とし、第29条第1項第4号中、第21条を第17条に改めるものでございます。

次の現行第30条から第34条までを4条繰り上げまして、第26条から第30条となります。

次の現行第35条、設計手数料及び、7ページになります、第36条、材料検査手数料及び工事検査手数料を削除しまして、第31条、検査手数料に改めるものでございます。

現行の各手数料は給水工事の材料及び配管延長等により算出しておりましたが、現状にそぐわないため、給水工事申し込みから完成検査までの職員の人件費を考慮いたしまして、改正案第31条のとおり改めるものでございます。

次の現行第36条の2、開栓手数料を第32条とし、第37条から、9ページになります、第45条が第33条から第41条になります。

以上で、新旧対照表による条例改正の説明を終わります。次に、今回の改正による施行期日等について説明いたしますが、条例案を御覧いただきたいと思います。最後の附則になります。施行期日になりますが、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第42号は、会議規則第39条第1項の規定により、文教経済常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第18 議案第43号 大崎町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第19 議案第44号 大崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小野光夫君） 日程第18、議案第43号「大崎町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、日程第19、議案第44号「大崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 議案第43号及び議案第44号について、一括して御説明いたします。本案は、学校教育法が一部改正され、優れた専門技能と新たな価値を創造することができる専門職業人の養成を目的とする専門職大学が制度されたことにより、資格要件を定めている2つの条件の既定に、専門職大学等に関する文言を追加する改正を行うものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○水道課長（高田利郎君） それでは、大崎町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

学校教育法の一部を改正する法律によりまして、大学制度の中に位置づけられております専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として専門職大学の制度が設けられることに伴いまして、大崎町水道事業に係ります布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例に、専門職大学の資格要件を設けるものでございます。

条例案の次にごございます新旧対照表で御説明いたしますので、新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。

改正案の第3条、布設工事監督者の資格でございますが、第1項第3号の中に下線のある括弧書きの「同法による専門職大学の前期課程を含む。」及び「同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後」を挿入するものでございます。

次の改正案第4条、「水道技術管理者の資格」でございます。第1項第2号中、下線部の一番下から2ページの1行目になりますが、「学校教育法による専門職大

学の前期課程にあっては、修了した後」及び、3行目の「同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者」を挿入するものでございます。

次の第4号中、下線部の「当該科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む」及び「専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。」を挿入するものでございます。

以上で新旧対照表による条例改正の説明を終わりました。次に施行期日等について説明いたします。条例案を御覧いただきたいと思います。附則になります。施行期日になりますが、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○保健福祉課長（中村富士夫君） 議案第44号、大崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

今回の改正は、我が国が成長発展を持続していくために優れた専門技能等を持って新たな価値を創造することができる専門職用人材の養成が不可欠であり、学校教育法の一部を改正する法律はこうした状況を踏まえ、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とする専門職大学の制度を設ける等の措置を講じることとしており、これに伴いまして、大崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表により御説明いたしますので議案の2枚目をお開きください。

改正箇所につきましてはアンダーラインを引いてお示ししてございます。今回の改正の対象となります第10条は職員についての規定でございますが、専門職大学の制度化により、第3項第5号の規定の最後の「した者」の次に、括弧書きの専門職大学等に関する文言を挿入するものでございます。

議案のほうにお戻りください。附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行するものとしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。まず、議案第43号「大崎町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第44号「大崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第43号及び議案第44号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

議案第43号「大崎町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、討論の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第43号「大崎町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第44号「大崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、討論の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第44号「大崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第20 議案第45号 大崎町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小野光夫君） 日程第20、議案第45号「大崎町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、地域再生法の改正に伴い、東京23区から企業が本社機能に移転する事業に伴う固定資産税の特別措置の拡充が図られたことから、条例の一部改正を行うものであります。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○企画調整課長（上橋孝幸君） それでは御説明いたします。

現行の条例は、地域再生法に規定される地法活力向上地域に東京23区から本社機能に移転する企業及び地方の本社機能を拡充しようとする企業に対し、固定資産税の課税の特例措置として不均一課税が適用されることになっておりましたが、平成30年6月の地域再生法の一部改正に伴い、移転型事業と規定される本社機能に移転する事業に限り課税免除できることになったことから、条例の所要の改正を行うものでございます。

なお、課税免除の期間につきましては、従前の不均一課税と同様に3年間となっており、課税免除した場合も、国から減収額の一部が地方交付税で補てんされることになっております。また、移転型事業の支援対象地域は、これまで人口集中地域である首都圏、近畿圏及び中部圏の中心部以外の地域に限られておりましたが、法改正により近畿圏及び中部圏の中心部も準地方活力向上地域として支援対象に追加されたことから、本条例第2条第6号に規定する特定業務施設整備計画の名称を、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に改めております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。
よって、質疑はこれをもって終結いたします。
お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第45号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。
よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。
よって、討論はこれをもって終結いたします。
これより採決に入ります。
お諮りします。議案第45号「大崎町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。
よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第21 陳情第4号 「所得税法第56条廃止を求める意見書」の提出に関する
陳情書

日程第22 陳情第5号 「育ちにくさをもつ子ども」及び「障がい児」とその「家族」が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書

○議長（小野光夫君） 日程第21、陳情第4号「所得税法第56条廃止を求める意見書」の提出に関する陳情書及び、日程第22、陳情第5号「育ちにくさをもつ子ども」及び「障がい児」とその「家族」が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書」の2件は、お手元に配付の陳情文書表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたしましたので報告をいたします。

-----○-----

○議長（小野光夫君） 以上をもって、本日の日程の全部を終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。どうも御苦労さまでした。

-----○-----

散会 午後0時02分

第 2 号

1 2 月 1 3 日 (木)

平成30年第4回大崎町議会定例会会議録（第2号）

平成30年12月13日
午前10時00分開議
於 会 議 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名（6番，7番）
日程第2 一般質問
日程第3 陳情第6号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める陳情

2. 出席議員は次のとおりである。（11名）

- | | |
|---------|----------|
| 1番 児玉孝徳 | 7番 中山美幸 |
| 2番 稲留光晴 | 8番 上原正一 |
| 3番 諸木悦朗 | 9番 中倉毅 |
| 4番 宮本昭一 | 11番 神崎文男 |
| 5番 中倉広文 | 12番 小野光夫 |
| 6番 吉原信雄 | |

3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

- 10番 長重充輝

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- | | | | |
|--------|-------|--------|-------|
| 町長 | 東靖弘 | 農林振興課長 | 川畑定浩 |
| 副町長 | 千歳史郎 | 耕地課長 | 福永敏郎 |
| 教育長 | 藤井光興 | 建設課長 | 時見和久 |
| 会計管理者 | 東正隆 | 農委事務局長 | 大地敏郎 |
| 総務課長 | 中倉幸二 | 水道課長 | 高田利郎 |
| 企画調整課長 | 上橋孝幸 | 教委管理課長 | 川添俊一郎 |
| 住民環境課長 | 小野厚生 | 社会教育課長 | 今吉孝志 |
| 保健福祉課長 | 中村富士夫 | 税務課長 | 本高秀俊 |

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

- 事務局長 下村俊郎

次長兼調査係長	宮 本 修 一
次長兼議事係長	垣 内 吉 郎
庶務係主幹	西 　　ゆかり

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（小野光夫君） おはようございます。これより、本日の会を開き、直ちに会議いたします。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小野光夫君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番、吉原信雄君、及び7番、中山美幸君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 一般質問

○議長（小野光夫君） 日程第2「一般質問」を行います。

一般質問は、通告順により許可いたします。6番、吉原信雄君の質問を許可いたします。

○6番（吉原信雄君） おはようございます。私は、さきに通告いたしました旧大崎第一中学校跡地活用策について、また、これに関連し、松本商会の現状はどうなっているかについて。次に、大崎町プレミアム商品券再発行の取組はできないか、さらに、小学校における冷水機の設置はできないかの3点について質問をいたします。

それでは、まず、通告の1番目に取り上げました旧大崎第一中学校跡地の活用策についてを質問をいたします。

大崎町においては、これまで大崎第一中学校と菱田中学校について、平成26年3月をもって閉校し、同年4月から、大崎中学校1校において中学校教育を再スタートしたところでございます。地域にとっては、長いこと親しまれてきた学校がなくなってしまうことはきわめて残念なことであります、寂しいことでもあります。この間、多くの関係者のもとで協議を重ねてきた結果、少子高齢化による今後の児童・生徒数の減少を踏まえてと、苦渋の決断であったことは事実であります。このような状況からスタートした新生大崎中学校は、今日まで教育面、体育活動面を含めて、確かに実績を刻みつつあることに対し、関係各位にこの場を借りて敬意をあらわしたいと思います。

さて、このような閉校になった2つの中学校のその後の経過について見てみたいと思います。まず、旧菱田中学校跡地についてであります。御承知のように、菱田地区においては旧有明高等学校の学校措置を受け、鹿児島県において、この跡地の利用について、ジャパンアスリート大隅の建設が着々と進んでおり、いよいよ平成31年4月から本格的に施設の稼働が見込まれるところであります。これに関連

し、旧菱田中学校跡地については、災害関連に予測した地元菱田地区消防団詰所の移転が計画され、及び、当該高校跡地の陸上競技場の設置の本格稼働と連動して宿泊施設棟のプランも示され、本年度現在、体育館に続き、本校舎の解体工事が進められているところであります。

実際、競技施設の運用に伴う宿泊施設棟の整備については、今後、当施設の全国的な認知度、つまり、関係する実業団、大学、社会人等の競技団体等への周知が図られ、県をはじめ、大隅地域一体化する取組が今後一層必要になってくることは、いうまでもありません。

しかしながら、このような形で菱田地区において、未来的な形で計画が進展している半面、旧大崎第一中跡地については、これまでのところ、一部の跡地について誘致企業の進出もありますが、全体としては、広大な学校の敷地跡、地域活性化に貢献できるような形の利用はなされてきたとは言いがたい状況であります。

そこで、町長にお伺いします。町長として、今後、野方地区の活性化を考慮し、大崎第一中学校跡地についてどのような振興策を考えているかをお伺いし、1回目の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

本町におきましては、東九州自動車道野方インターチェンジ周辺地域について産業集積地域と位置づけており、鹿屋市から株式会社南栄運輸の営業所移転や、志布志市から有限会社肉質研究牧場の本社移転など、徐々にではございますが産業の集積が進んでおります。

旧大崎第一中学校跡地につきましても、野方インターチェンジに近いという利便性などから、これまでも様々な企業からのお問い合わせをいただいておりますことから、今後も引き続き産業集積を目的に活用を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（吉原信雄君） ただいま答弁いただいたところでありますが、菱田地区においては県立有明高校の閉校と関連して、中学校跡地についても順調な形で、宿泊施設棟の発想が具体化している経過があります。

一方、野方地区においては、このような客観的な有利な情景がないのを見いだせるところであります。そこで、今後、大崎第一中学校跡地の有効活用について、野方地区の声や町議会、また住民各位及び内外有識者等の意見も含めながら、具体的な計画を起こしていく必要があると思っておりますが、町長はどのように考えますか。

ここで、私個人として、この場を借りまして提案しておきたいことがあります。野方地区やその他の町内外にお住まいのいろんな住民の方々から御意見として、住

宅建設のお話がございます。一例を上げますと、国道220号線に隣接する東串良町の事例や曾於市の柳迫小学校近辺の人口増に直結した事業等が上げられますが、これらの地域においては児童・生徒数が着実に増加してきたことが、資料からもうかがえるところであります。一例を上げますと、お隣の東串良町の定住促進事業があります。この事業は、平成14年度第1次として以降、平成28年度の第5次まで、おおむね3年から5年を推計で約8億1,000万円余りの事業を投入し、50歳以下の子育て世代をターゲットとした住宅用地の貸付事業を展開しています。

この事業を利用すると、土地を購入するための一時的な経費が必要なく、その分、住宅建築に充てることができるもので、貸付料は1坪当たり月額60円から90円、130坪の敷地とすると月額7,800円から1万1,700円で、貸付期間は20年間。期間満了の土地は、移住者の方に無償で譲渡されている仕組みになっております。

さて、そこで、事業の本年10月15日現在の実績というところ、戸数で162戸数、世帯数で156世帯、人口で525人という実績が示されております。本町においても、税収で確実な固定資産税、次いで住民税が上げられます。地方交付税においても、一定の人口を保持しておくことが地方自治体財政の健全化の観点からきわめて重要であることでもあります。

さて、このような事例を踏まえて、大崎第一中学校跡地に宅地の造成及び住宅建設補助金を図ることはできないかについて、町長として考えているかお示してください。なお、これについては東九州自動車道の野方インターチェンジ設置、野方地区通勤圏として重要性を一段と増していることを踏まえながら御答弁ください。

○町長（東 靖弘君） 野方インターチェンジの利便性を生かした移住・定住の推進ということにつきましては、外部委員により構成されております総合戦略推進会議においても同様の御意見をいただいております。町といたしましても、これまで分譲に適した用地を検討するなどの取組を行っているところでございます。

御質問いただきました旧大崎第一中学校跡地につきましては、先ほど答弁させていただいたとおり、現在のところ、産業集積地として位置づけ、企業に御紹介しておりますことから、分譲地として活用は検討しておりませんが、本町の活力を維持するために、移住・定住施策の推進は重要と考えておりますことから、引き続き適地の把握などについて取り組んでいきたいと考えております。

御質問いただきました住宅政策等についても、そういう方向性で検討している部分がありますので、まだそれが実現に至っているという状況ではございませんけど、御質問の意図はよくわかりますので、努力していききたいと思います。

○6番（吉原信雄君） 続きまして、通告の関連で上げていました旧大崎第一中学校跡

地に、さきに誘致企業として進出しております松本商会について、その後、どのような経過を経て、現在、営業状況についてどのような実績を上げているかについて、報告だけで結構ですので、この場を借りて町長の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

平成28年3月に創業いたしました松本商会ですが、同年5月に、松本社長の自損事故に伴う長期入院、長期療養により工場管理者が不在となったことから、同年5月末をもって操業停止状態となりました。その後、松本社長の退院により昨年5月に再稼働しましたが、再び松本社長の体調が悪化したことから、昨年末をもって再度停止状態となりました。ことし2月には心臓の再手術を受けるなど身体状況はきわめて厳しい状況にあることから、工場の再稼働の見込みは立っていないというのが現状でございます。

○6番（吉原信雄君） 続きまして、通告の2番目、大崎町でプレミアム商品券の再発行の取組はできないかについての質問をいたしたいと思えます。

大崎町においては、これまで、地域経済活性化の一環として合計7回のプレミアム商品券の発行を行っております。1回目は、平成21年度大崎町商工会商品券発行事業補助金として総額2,000万円強の事業でございました。平成22年度から26年度まで、口蹄疫対策地域活性化事業として5年間連続して、最大2,000万円を超える事業を実施。近年では、平成27年度消費喚起型プレミアム商品券事業補助金として3,000万円を超える事業を実施してきております。

この事業の効果の検証については、担当課長等においてなされているとは思いますが、現在の本町内の消費動向の経済活動等のはたして景気がよいのかどうか。お金の循環が十分なされ、町民が町内で買い物などを積極的にできる状況なのか、素人目ではなかなか判断が難しいところであります。

ところで、国においては、2019年度中に消費税率10%導入を控え様々な減税や消費者保護対策を検討していることは周知の事実であります。一方、町民において、今後の消費活動に踏まえ、将来の不安感を持ち、財布の紐が固くなることは当然想定されることであります。このことは、町内における消費活動がますます冷え込むことが想定されることとなります。

過去の商品券発行につきましては、その時期と、重要な経済活性化維持するために措置された経緯がありますが、消費の冷え込みが懸念される今日、国の対策に先行して、今こそ本町独自で実施するときではないかと思えますが、町長のお答えをお示しください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

これまでのプレミアム商品券の発行につきましては、国や県などの補助事業を活

用し、町内の商工会会員店舗で買い物をしてもらうことにより消費が増え、経済の好循環を生み出す効果があったものと認識しております。

過去の景気低迷期においては消費喚起と消費拡大及び商工業者の支援事業として効果が見込めますが、現在、我が国の経済動向では、国・県も含め消費喚起型の商品券に対する補助金等はない状況でございます。したがって、来年10月に予定されております消費税増税に伴う国の経済対策等を勘案した上で、事業の費用対効果、課題等について検証を行い、判断をさせていただきたいと考えております。

○6番（吉原信雄君） ただいま、プレミアム商品券の発行について町長の考えを示していただいたところでありますが、私は少子高齢化社会に年金生活の数が急速に増え、一方、現役世代の少なくなってきた中で、本町の商工業への消費減退のしわ寄せがじわじわ進んでくると思っております。長寿社会にあつて、あと何年生き抜け、生活していくための必然的な買い物の金額も量も少なくなつてまいります。是非、この商品券発行について積極的に検討を進めていただきたいと思いますと思いますが、お隣の志布志市においては、現在、びろう商品券を発行していると聞いております。

私は、自分の案として、現在、旧有明高校跡地にジャパンアスリート大隅が建設中であり、来年4月にオープンすることを踏まえ、この施設のオープンを記念し、町民全体でこの祝いをし、町内外から全国的に情報発信するという意味で、改めてジャパンアスリート大隅施工記念プレミアム商品券と銘打って大々的に行うということを提案申し上げて、質問を切り上げたいと思いますが、町長、何かあればお示してください。

○町長（東 靖弘君） 先ほど議員さんがおっしゃいました、来年2019年10月から消費税が上がるという御質問があつたわけですが、現在、政府においては2019年10月からの消費税対策として、キャッシュレスによるポイント制とか、あるいは購入される方々に非常に有利になるような制度をつくられて、また同時に、その中でプレミアム商品券の取組ということも出ておまして、条件等はいろいろとあるところでございますが、そういった国の消費税対策に伴うプレミアム商品券の対応等も今、出てきておりますので、やはりそういったところともあわせながら考えていきたいと思っております。

御質問にありましたジャパンアスリートトレーニングセンターに関するジャパンアスリートプレミアムというのは非常にネーミングはいいなと思っておりますけれど、そういったネーミングが使えたらすごく、どの商品券でもいいんでしょうけれども、やはり、それが重複するということがありますので、そこらの動向とかそういったところをちゃんと見きわめていきたいと思っております。

○6番（吉原信雄君） なるべく、私が言った名前で行うことができるかできないかはわかり

ませんけれども、その旨を心ゆくまで考えてもらってですね、検討・協議してよろしく、私の念願です、これは、商品券についての名前は。もう、こんないい話はないと思うんですよ、やっぱりいい形でできてですね。町長は、もう20年弱町長をされてですよ、もうこういういい名前がついたということは、町長の名前が出たようなものですがね。私も、その協力をしたという議員として、やがては誇れるし、死んでも持っていけるとお思いますので、これは十分検討・協議した上での発行をよろしくお願いいたします。

続きまして、最後になります。3番目の、小学校における冷水機の設置はできないかについて質問をいたします。

私は、今回質問で、再度、少子高齢化社会の問題について触れてきたところでございます。この質問に関連して、大崎町役場に冷水機を設置されたことは、特に高齢の方に、役場に来庁された方から大変喜ばしいことと評価しているところであります。一方、少子傾向の当事者である子どもたちにとって、公的施設である学校、1日を学業のほかに取り組む貴重な場所であります。ともに設置されておっても、常に安心・安全な教育施設としてこの場所を提供する、この最大の責務であります。ここに、曾於市における新聞記事を、子ども議会の要望が実現し、子どもたちが大変喜んだ旨の南日本新聞の記事が出ておりました。一部紹介をいたしたいと思っております。曾於市において、曾於市子ども議会で要望された学校冷水機の設置という要望が早くも実現したという内容で、子ども議会は、本年8月10日、市内の23小中学校から1人ずつ代表が出席して開かれ、ある小学校の児童が、「とても暑い日は水筒の水をあっという間に飲んでしまう。冷水機設置は予定してありませんか」と質問。市長は答弁で、「再度設置する計画はないので、もう少し待って」とあったところ、予算の執行残を活用して年内設置したことにより、答弁に述べたような児童の喜びの声が届けられたという記事でございます。教育長も読まれたと思っておりますけれども、この記事ですね。ものすごいよかったです。

近年、光化学スモッグ問題、地球温暖化等による熱中症増加等の指摘が増えているところを考えると、ただでさえ少ない児童・生徒の健康の保持、また子どもたちは運動量が豊富で、ただでさえ基礎体温が上昇する傾向であります。そこで、本町においては、中学校においては同様の機器が設置されることを踏まえ、残る全小学校に冷水機の設置はできないかについて、教育長として考えをお示しください。

○教育長（藤井光興君） ただいまの質問にお答えします。

現在、町内の小学校において冷水機の設置はありません。現在、小学校6校中1校が購入を検討したものの、その後、見送った経緯があります。購入を見送った理由として、衛生の管理面が難しいことが上げられます。また、本年度中にはすべて

の全小中学校に空調設備が設置されることから、学校側が熱中症対策はより進められていると判断したということもございます。

その他の5校につきましては、これまで冷水機の設置を検討したことがないということでした。理由としては、主に次の5つの理由が挙げられます。1つは、衛生的な管理が油断できないということ。2番目に、冷水機の維持管理に費用がかさむこと。それから、休み時間での混雑時を想定したマナー面での指導が継続的に必要であること。それから、子どもたちが冷たい水を大量に飲むことにより、体調不良が懸念されること。同じく、人数の多い学校においては複数台設置することが必要であり、取付工事を含む備品購入そのものの費用が多額になることなどが上げられています。

吉原議員が質問の中で指摘されました熱中症予防の対策については、町教育委員会としましても重要なことであるととらえております。このため、これまで各学校では夏場や運動会の時期を中心に、各家庭に水筒持参を進めておりまして、子どもたちには冷たい水や麦茶などを持参し、必要に応じて飲んでいるところであります。

また、水道水についても、養護教諭が毎日水質管理を行っているため、飲料用としては安全性に大きな問題はございません。さらに、本年度中に町内すべての学校に空調設備が整えられるために、これまである程度進められてきた熱中症対策は一層推進されると思っております。

冷水機をすべての学校に購入するのであれば、購入費や設置工事費、維持管理費まで含めると多額となります。このようなことから、教育委員会としましては、冷水機設置につきましては空調設備設置で環境改善が図られた今後の状況を見きわめて考えていきたいと思っております。

以上です。

○6番（吉原信雄君） 今、教育長が答弁されましたが重々わかります。でも、子どもさんは、この新聞に載ってですね、「あってよかった」という言葉が出ているんですがね。町長にもお聞きします。予算が絡むことだと思いますけど、そこら辺を検討してですよ、子どもさんが安心・安全に過ごしてもらいたいと思うんですよね。ただいま答弁いただいたところではありますが、冷水機をもし設置する場合のことを、私にも言わせてください。

これに起因する事故等が発生しないように、学校にですよ学校に任せず設置する冷水機補助全体の、先ほど申しましたように、児童の安心・安全を配慮し、運用面の在り方については十分検討していただき、私が要望しているのはつけてくださいということですからね、つけなかったら、また新聞等に載って、私も質問したりほ

いでまた「大崎は何考えちゃったろかい」という言葉もしばしば出てくると思います。この質問の意味は重々わかってくれると思いますので、十分検討していただいて、私はこれをもって私の質問を終わります。

○議長（小野光夫君） 次に、2番、稲留光晴君の質問を許可いたします。

○2番（稲留光晴君） 日本共産党の稲留でございます。通告書に基づき、2点の質問をいたします。

1点目の、猛暑熱中症対策の取組についてであります。ことしの夏は、日本歴代最高気温41.1度（埼玉県熊谷市）を記録するなど、全国各地で記録的な猛暑に襲われ、熱中症による搬送、死亡が相次ぎました。気象庁も、命の危険のある暑さ、1つの災害と認識していると述べました。7月23日の記者会見でございます。

それでは、1点目の、熱中症で緊急搬送されました人たちについて、月、人数、性別、時間帯など、過去5年間のデータはどうであったかについて、最初の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

ことしは、全国各地で最高気温が35度以上の猛暑日を記録し、熱中症が原因とみられる被害が相次ぎ、5月から9月にかけて熱中症による緊急搬送状況は、消防庁の統計によりますと9万5,137人で、前年同期間の5万2,153人に比べると4万2,153人の増となっているようでございます。

本町での緊急搬送されました人数でございますが、町としてデータは持ち合わせておりませんが、消防署からのデータによりますと、平成29年が20件、平成30年が26件と増加しております。月別で見ますと、7月が多く、また年齢別では高齢者の方が多くなっているようでございます。

また、過去5年間のデータにつきましては、後ほど資料を配付させていただきます。その上で、担当課長に説明をさせますので御了承いただきたいと思います。

なお、緊急搬送されました方々の体調管理、健康診断状況につきましては、町では把握しておりません。

以上でございます。

○保健福祉課長（中村富士夫君） ただいま町長のほうからありましたように、資料のほうを配付させていただきますのでよろしく願いいたします。

[資料配付]

○保健福祉課長（中村富士夫君） それでは、資料に基づいて熱中症の状況について御説明させていただきたいと思っております。

資料につきましては、5枚綴りで5ページまでありますけれども、2ページが過

去5年間の月別件数、それから性別、疾病の程度、年齢別、知覚時間ということであります。それから、その3ページから4、5ページにつきましては消防署のほうからいただいたデータでございます。これを、こちらのほうで加工いたしました1ページの総括表で説明をさせていただきますので、1ページの総括表をご覧くださいと思います。

平成26年度につきましては、総件数で11件ということになっております。男性が9人、女性が2名、それから疾病程度につきましては、下のほうに※でありますけれども、軽症・中等症・重症ということでそれぞれそこにお示ししております。軽症が4名、中等症が7名ということになっております。それから、時間帯につきましては、消防署からのものによりますとゼロから2時とかそういう形で示しておりますけれども、搬送の時間帯のないところにつきましては割愛させていただいておりますので、ゼロから8時までが2件、8時から10時が1件、10時から14時が2件、14時から18時が6件ということになっております。年齢別におきましても、こちらのほうで加工させていただきましたが、50から69歳が1件、70から89歳が8件、90歳以上が2件。それから、月別でございますが、6月が1件、7月が4件、8月が3件、9月が3件ということで、合計11件となっております。

平成27年度は、13件の搬送ということになっております。男性が8人、それから女性が5人。全部言わなくてよろしいですか。

それでは、資料のほうを今お示ししておりますけれども、総件数と性別だけ申し上げます。

平成28年度が総件数が20件で、男性が12名、女性が8名ということになっております。平成29年度におきましては20名の、男性、女性それぞれ10件。平成30年度におきましては26件で、男性が18名、それから女性が8名ということで、あとは資料のほうでご覧いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○2番（稲留光晴君） わかりやすい資料を示していただきました。

このデータから、改めて考えられることは何かということについてお尋ねをいたします。

○町長（東 靖弘君） ただいま担当課長のほうから説明がありましたけれども、1つは年々気温が上昇してきているということが、1つはそれがあって、自然災害というふうにとらえられているということでございます。やはり、高齢者の方々が、特に70歳から89歳の高年齢者の方々が非常に熱中症になっておられるという実数が出ておりますので、そういったことではないかなと思います。

○2番（稲留光晴君） 行政は、これまでも対策を取ってこられたと考えますが、具体的にどういう点についてされてこられたかをお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） その点につきましては、いろいろと取り組んでいるものもありますので、担当課長の答弁とさせていただきます。

○保健福祉課長（中村富士夫君） 対策といたしましては、町の防災行政無線におきまして、県とか保健所のほうから熱中症について予防してくださいというときには防災行政無線も使っております。それから、町の広報紙におきまして、ことしは7月に掲載をさせていただいております。それから、それぞれ、高齢者とかいろんなサロン活動とかありますので、そういった活動の中で熱中症対策ということでどういったことが必要ですよというようなことを説明をさせていただいております。

以上でございます。

○2番（稲留光晴君） 今、課長のほうからございました。町長のほうからも、特に高齢者が多くなっている。当然、資料を見ますと26年度から30年度、倍以上件数が増えているという状況でございます。

それでは、2点目でございますが、高齢者、生活保護、障害者世帯など、その対策として、行政としての取組はどうなっているか。高齢になりますと体温調整など不具合が出てまいります。室内でも熱中症になるなど、適温での生活が求められるわけです。行政としては、やはりエアコンのない世帯にはエアコンをつけなさいと行政としては言えないわけですが、その必要性を考えていかなければならないと思います。エアコンの使用をどう進めていけばいいのかを、行政としての立場をお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、先ほど担当課長のほうで防災行政無線とか、あるいはサロンとかいろんな形の中で高齢者の方々についてエアコンの使用とかそういったことで周知しているという状況でございます、御理解いただいたところでございます。

いろんな新聞事案とか見ていきますと、やはり高齢者の方々がエアコンを設置するのを我慢して、それで熱中症になったというようなことが新聞記事等でありますけれども、やはりそういったことについては、それを適正に把握しながら、これからはそういう周知に努めていくということは必要だというふうに思っております。

○2番（稲留光晴君） 高齢になりますと、やはり体温調整が利かないというふうなこともございます。周知に努めるということ、今おっしゃいましたけどもですね、やはり家計的なこととか経済的なことですねどうしても設置ができないということなんです。行政としては、当然つけなさいということは言えないということ

なのですが、やはりそういった世帯を回られている民生委員の方々とかですね、あと御親族の方等のお話で、やはりエアコン設置が今後は、気象状況を懸念すればですねますます熱中症の方が増えてくるということでは、つけなさいと言えないけれども、やはりもう一押しですよ、エアコンのやっぱり使用が必要ですよというのを、どう、やっぱり自分もつけないかなと、高齢者も経済的問題がありましてもつけないかなというふうなお考えに、親族を含めてですねそういう話もすべきではないだろうか。

また、私の個人事ですが、お袋等はですねとにかく暑い中を扇風機だけでやっておりましたが、デイサービス等を利用した中でケアマネージャーさんのほうから、「何とかさん、エアコンをつきな、これからぬくくなるからね」と、そういったですね、親に向かって子どもがですね説得するようなそういう立場の方の意見も聞きながらですねやってきております。ですから、ヘルパーさん等を頼んでおりますが、やはり、そういった方々に頼んで、まずは設置をしてもらうようなそういう働きかけ。エアコンをつけなさいというのは、当然、行政としてはできませんけど、何かしら策として具体的、今申しましたそういった話等はできないものだろうかというふうに考えますが、最後にいかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 高齢になってくると温度の感知度というんでしょうか、体感の機能というんでしょうか、そういったことが低下してきて、なかなか暑さに対しての感じ方が低下しているというようなことを記事等で読んだりしているわけでありますから、そういった点では高齢者の方々もそういったことを理解して、猛暑日におけるエアコンの設置とかそういったことは理解した上でやってほしいと思います。

各家庭、子どもさんがおられたりとかする家庭等についてはそういう指導もなされるし、あるいはそういった状況の変化に対応できないような高齢者等の方々には、やはり何らかの手段で周知していくということで先ほども説明をいたしましたけれども、温暖化等で非常に猛暑日が多いという状態の中では、エアコンを設置したほうがいいでしょうということは、やはり今までと変わらず、いろんなところでそういう説明をしながら、使用に向けて、あるいはまた熱中症等の予防に向けて指導していくということは必要だろうと思いますので、従来同様にそれはやっていくというふうに思っております。

○2番（稲留光晴君） なかなか、これが一番の得策というのは、今、町長のほうから答弁いただいて、はっきりしないなという気はしますが、引き続き住民の暮らしと命を守るという立場からですね、熱中症対策にはまた一段と取り組んでいただきたいと考えます。

それでは、公共施設でのその対策はどうなっているのかについてであります。現在、小中学校でのエアコンが設置されている状況でございますが、来年度4月から稼働をする予定になっているということですのでけれども、今現状の設置状況ですね、小学校、中学校の設置状況をお答えをいただきたいと思います。

○町長（東 靖弘君） 小中学校の空調設備の状況についてお答えいたします。

本町の小中学校は、これまで保健室、図書室、パソコン室に空調設備を設置しておりましたが、児童・生徒がよりよい教育環境の中で学習できるよう、平成29年度に文部科学省所管の補助事業を活用して、大丸小学校は校舎等大規模改造工事にあわせて空調設備を設置したところでございます。また、平成29年度に環境省所管の補助事業の採択を受けまして、本年度残り6校の小中学校へ空調設備を設置するよう、現在、設置工事を進めているところでございます。なお、6校すべての小学校については、特別教室を除くすべての教室と校長室や職員室等に設置しておりますが、中学校については、技術室、調理室等の特別教室の一部を除くすべての教室と校長室や職員室等に設置することとしております。

来年1月の完成検査が終了しますと、全小中学校で使用できるものと思っておりますが、空調設備や照明設備等の使用については、本年6月に運用指針を作成し、各学校へ周知したところでございます。大丸小学校と仮設校舎を使用中の野方小学校では既に運用指針に沿って運用しておりますが、今後は環境学習にも取り組むこととしておりますので、今後も本町の児童・生徒が安心・安全な教育環境の中で学習できるよう、限られた予算の中で教育環境の整備に努めてまいりたいと思っております。

特別教室への空調設備の設置については、今後の気温上昇等の気象状況や国庫補助等の情勢を見ながら検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○2番（稲留光晴君） 小学校、中学校は普通教室は設置が、今進められているという状況ですね。特別教室についてお尋ねをしたいんですよね。全部、今、現状では設置されていないわけですよね。4月から稼働ができる特別教室はどこでしたか、それをお尋ねしたいと思います。

○教育長（藤井光興君） 特別教室におきましては、今、町長答弁ございましたが、最後のほうに申してありましたけど、今後の状況等を見て考えたいということですが、中学校につきましては特別教室もついているわけですが、つけたわけですが、小学校についても、今ここにありますがように全部普通教室につけますので、今後の状況を見て、小学校の音楽室とか図工室とかについては検討していきたいと思っております。

以上です。

○2番（稲留光晴君） 音楽室と、もう1つありましたか、つけるのは。

○教育長（藤井光興君） 特別教室につきましてははいっぱいあるわけですが、音楽室とか図工室とか家庭科室とか使用頻度の多いところについては考えていきたいと。だから、まずは普通教室は全部つけましたので、今回。1月にはできあがると思いますが、来年は使えるんですけど、小学校の特別教室につきましては、今はまだついておりませんので、状況を見て、予算等の状況を見ながら、今後検討をしたいということであります。

○2番（稲留光晴君） 音楽室をつけるんですね。

○教育長（藤井光興君） 中学校についてはつけるんです。ただ、小学校については、現在のところはまだ今回の工事ではついておりません。

○2番（稲留光晴君） 今、全国的にエアコン設置でマスコミ等で、鹿児島県内の市町村もエアコン設置についてですね補正予算とかそういった取組がありますが、大崎町のほうはですねいち早く文部科学省の補助金、あと環境省の補助金等をいち早く利用してやって、県下でもですね本当、迅速にエアコンが設置されているということでは、同僚議員からも大崎町はすごいなと、そういった評価をいただいているところでございます。

公共施設でございますが、これから新しく建設される施設の空調設備が当然備え付けになり、災害時などの避難場所となるものと考えます。既存の建物、体育館など空調設備の整備は必要になってきていると思いますけども、いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 空調設備につきましては、町内の小中学校は今御説明したとおりでありまして、現在、文部科学省のほうで、子どもたちを守るための空調設備の整備について、30年度の予算化、あるいは31年度の予算化ということで新聞等で報道されております。

現在、文部科学省の方向としては、まずは普通教室をエアコン設置するということ優先させていくということで、特別教室等についてはその次の段階ということがいわれております。さらに、避難所となる体育館等についてもエアコンの設置ということが、今、非常に求められている、そういうのが政府の中でいろいろと動いている状況がありまして、やはりそれは順次、今後そういう対応をしていくということでもあります。かなりの費用になるということを考えますと、やはり国のそういった補助事業等を適用していくということが最善だと思っておりますので、国の動向を見きわめながら体育館等については対応を考えてまいりたいと思います。

○2番（稲留光晴君） 30年度、31年度の文科省の補助金制度ということで、利用してやるということでですね体育館も、高齢者等のそういった家庭につけられな

い、熱中症が多いときの避難場所といますか、そういうふうに体育館等もなり得ると思いますので、是非その辺もいち早く、適温での生活が求められるエアコン設置に取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

それでは、最後の質問で、定住化策についてでございます。

定住化は、大崎町で末永く暮らし続けることであります。また、都会におられる方も、できれば大崎町に帰ってきてほしい。ふるさとで暮らしてほしいと、私は考えます。

でも帰るとなると、働く場所があるかなど、まずどなたも考えられます。企業説明会など今進められております。働き口の問題、賃金、待遇の問題等があると思いますが、町がこれまで進めてきた定住化施策について再検討をされているのか。住宅施策、Uターン施策等について、お答えをいただきたいと思います。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

定住施策につきましては、大崎町総合戦略の基本目標、「大崎への新しい人の流れをつくる」において、移住・定住の促進として魅力ある移住・定住用物件の確保や、住宅取得支援などについて積極的に取り組むこととしております。これらの取組につきましては、毎年度の実績をもとに、総合戦略の進捗度や効果について検証することを目的に、外部委員で構成されております総合戦略推進会議において効果検証を行っており、この会議における外部委員の提言も踏まえながら、適正な事業規模や制度等について検討を重ねております。

以上でございます。

○2番（稲留光晴君） この中で、やはり住宅政策、東串良のそういった住宅政策とかいろいろありますが、これまでにそういった中で町長への申し入れなど、住民から要望があると考えます。いろんな会合とか出られましてそういう中で、町長がお聞きした要望等があればお聞きをしたいと思います。

○町長（東 靖弘君） 住宅政策に対する要望ということでございますが、先ほども御質問がありましたけれども、本町においての課題として、どうしても解決できていないというのが、やはり農業振興促進法に定める農用地区域の中で農用地区域が非常に多いということがあって、なかなか住宅政策が、農地専用という面でなかなか進んでいない、進められなかったというか、そういったことが大きな課題でありまして、相談は受けているいろいろなそれなりの対応等はしておりますけど、大きな課題はそこでございます。

○2番（稲留光晴君） 私も、以前、一般質問で東串良町の企画からいただきました資料等で一般質問させていただきましたときも、農振地の問題を言われました。これは国の施策ですよ、ですからなかなか町としても難しいということは、私も重々

理解はしておりますが、今、丸尾のほうは新築が少しずつつくられておりますですよ、若い夫婦の方とか。話をさせてもらう機会がありましたけれども。

そういったことでもですね本気になって取り組んでいらっしゃるのかどうか、本気で本当になっていらっしゃるのか。町長から、私はいつも聞くのは、農振地が邪魔だからということですよ。こういう法律も人間が決めたわけですから、そこ辺では変えることだってできるわけですよ、法律も。そこ辺はいかがですか、町長。そういった話も、ほかの市長さんとか町長さんとかお話もあると思いますが、もしあればお尋ねをしたいと思いますが。

○町長（東 靖弘君） 本気で取り組んでいるかという御質問でございますので、まず、その辺についてお答えします。

実際、丸尾のところの用地を買収するという方向で動きまして、それも農振法に基づく農用地区域の連結区域ということで、それも町の行政がやる時はだめですよ、これはごく最近のことですけれども、そういったことが出まして、それで現在、民間がその土地については宅地分譲をやっているということで、民間ならOKですよということで、本町の場合、民間がたくさん入ってきて宅地分譲をやっているということで、いろいろと、大丸校区においてもそれをやろうということで適地があって、それに組みましたけれども、町が分譲することはできませんというそういった、常に農地がずっと連単でつながっている区域が大崎町は多いので、やはり非常に適地だと思って判断したことが、すべて農地法上でクリアできない、農振法でクリアできないということがありまして、いろいろやっているんですけど、そういった状況で、真剣に取り組んでいるということだけは御理解をいただきたいと思っております。

国の法律を変えられるんじゃないかということでもありますけど、立法はなかなか私たちの中では変えることができません。したがって、そこはやはりその緩和を求めるとなれば、いろいろな形での要望活動とかそういった形で法律の一部改正をお願いするとかそういう形にならないと、なかなか難しい。その点は、稲留議員は十分御理解されておられると思います。

○2番（稲留光晴君） 立法を変えるということで、県・国に対して、町長が、うちは農振地のほうがあるから、なかなか難しいんだよなど、緩和をしてもらえないだろうかという、今、取組ですよ、今町長がおっしゃいましたけれども。やはり、そういう緩和的な要求といいますか要望をされていますか。国が決めたことだから、もうそれに従うというふうなことではなく、課題というふうに、先ほど町長は答弁されましたけれども、やはり課題は先にクリアしていくということですよ。同じ質問をしても農振地ということで答えられますからね、その辺はいか

がですか。

○町長（東 靖弘君） これは全国的な農地法上の課題でありますので、非常に要望が多くて、徐々に徐々に一部改正がなされて、緩やかになりつつなってきたりとか、そういったことはありますので、やはり引き続き、そういう要望はやってきたい。

一方、国としては農地を守る政策ということがありまして、こういった面積だけは食料生産の観点から、これだけの面積は確保するんだということがありますので、その柱を崩していくということになりますけど、やはり住宅政策の立場上、そういう要望活動はずっと行っているという状況でございます。

○2番（稲留光晴君） 大崎町の課題、残された課題ということですね、引き続き取り組んでいただきたいと思います。

それでは、続きまして、過去5年間の本町への転入・転出の推移を示していただきたいと思います。定住化策としての指標は、転入を増やし、転出を抑えることにあると考えております。よろしく申し上げます。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

5年前の平成25年度は、転入544人、転出670人。転入と転出による社会増減は126人の減。4年前の平成26年度は、転入568人、転出670人で、102人の社会減。3年前の平成27年度は、転入641人、転出657人で16人の社会減。2年前の平成28年度は、転入565人、転出755人で、190人の社会減。昨年の平成29年度は、転入588人、転出651人で、63人の社会減となっております。

以上です。

○2番（稲留光晴君） 今、計算をちょっとできませんが、5年間の合計ですね、計算されていますかね、転入・転出。転出のほうが多いんですよね。幾ら多くなっているんですか。それ、ちょっと計算できないですか。

○町長（東 靖弘君） 5年間で588人の減ということでございます。

○2番（稲留光晴君） 今、データを説明いただきました。

後の質問にもつながることですが、企業説明会などもですね行っております。働き口を増やしてこそ転出を抑えられると、私は考えているんですが。やはり、町内企業、近隣企業との連携、雇用などですね本町がとれる施策が必要ですよ。以前も私は同じ質問をして、ハローワークとかしているというふうな御答弁をいただきましたが。今現状はですね、日本全国そうなんです、企業が採用したい人が集まらない、人手不足が今ちょっと問題化していると思います。大崎町も、先ほどお答えいただきました、588名の減ということですが、なぜ人が

集まらないのか。その要因、その対策、また学校を卒業して転出をして、若い方々が大崎町からいなくなる。それをくいとめる政策、やはり、企業の採用枠の拡大、待遇改善の提案。

私は思うんですよね、Aランク、Bランクと入札いろいろございますよね、約50社ぐらいあるんでしょうかね、いろいろ。提案なんですけど、入札企業各社への評価として、実績とかいろいろございますが、1人でも多く本町から採用をし、いかに本町からの転出をくいとめる役目を果たしてくれる企業を増やすかという評価も、私は非常に大事だというふうに考えるんですよね。今まで企業説明会などされていると思いますが、やはり人が来ない、集まらない。大崎町に帰っても、まず働き口があるかないか、私もそうだったです、東京から帰ってきました。働く場所を見つけてから家を探しました。そういう現状が今も続いていると、私個人としてはそう考えますけれども。

以上のこういうところから、今、私が申しました対策、要因、今提案をしました入札企業への評価。町長は、大崎町内の企業とは密接な関係を20年間築いてこられておりますから、そこ辺では本町からなるべく転出しないように、1人の採用枠を3人に増やしてくれないだろうかという、町長としてのセールスですよ、そういったことは非常に私は大事だと考えますが、今申し上げましたことについて、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○町長（東 靖弘君） 雇用の問題であります。そしてまた、大崎町に若者が残ってくれるようなまちづくり政策をとるというそういったことであると思います。

やはり、今までも大崎中学校の生徒たちを対象とした合同企業説明会とか、あるいは大崎町内の企業、あるいは近隣の町の企業の紹介とか、子どもとか親の方々にそういう説明会等を、事業所の方も出席していただいて説明会を行っているということが現状であります。企業の方々もどうしても若者を雇用したいという思いが強くありますので、こういった企業の説明会等にも積極的に出てきてもらって、そういう説明をやって関心を持っていただくというような取組をやっているのが現状であります。その上で、なかなか若い子どもたちが地元にあまり定着しないという結果が出ているのかなと思いますけれども、現在の状況から見ますと、やはり雇用の面で超売り手市場と呼ばれる昨今の雇用情勢を受けながら、東京圏への企業が積極的な人材確保を進めるなど、地方の若者の東京圏への人材流出が続いているという状況があります。

やはり、何とかしていききたいという思いの中で、企業の皆さん方とはよくお話をいたしますので、その中で、雇用に1人増やしていただいたとか、そういったところも実際はありますので、やはりこういったことを粘り強くやりながら、また、若

者が定着してくれるような環境をつくっていくということがやるべきことだと思っております。その一環として、リサイクル奨学金制度をつくって、本町に定住して、近隣の町を含む、そこに勤務しながら定住して地域活動をやるということを望みながらリサイクル奨学金制度で全額補助していくという制度もつくりましたので、この制度等も十分PRしながら、若い人たちが大学を卒業し、あるいは一旦就職して、また地元の帰ってくる。そのときに、こういった奨学金を借りている子どもたちへ支援するというで魅力を感じていただいて、町への定住化へつながっていくのではないかなということも考えながら、こういった制度も取り組んできておりますので、それぞれの努力はしているという状況でございます。

やはり、我が町が魅力あるまちとして、住みやすいまちとしてつないでいく。そしてまた、働く職場においても、できるだけ雇用の皆さん方をお願いしながら採用枠を増やしていくということは、今後も努力を続けていきたいと思っております。

それと、やはりもう1点が、なかなか本町も、この大隅地域における企業等につきましては、やはり第1次産業をさらに価値を高めるための第2次の製造業というところがありますし、それが多いわけでありますから、そこら辺の就職がなかなか十分でないという課題もありますので、それらも十分考えながら、何とか地元就職していただけるような努力はしていきたいと思っております。

○2番（稲留光晴君） 今、町長からお答えがございましたが、リサイクル奨学金制度は非常に私はいいい制度だと考えておりますが、それを利用して大崎町に帰ってくる。さっき申しましたが、働き口がないと帰ってこないんですね、帰りたいとしても。やはり、今、町長は水産業とおっしゃっていましたが、電気工事業、建設業もろもろあります。やはり待遇、賃金の問題、今、東京圏は時給1,500円を超えていると。当然地域間格差はますます大きくなるということでもありますので、不可抗力な点は当然出てきますよね、同じ仕事だったら、同じ賃金だったら。今3K、4Kとかいわれている職場等は本当に人手不足、ハローワークに雇用を申し込んでも人手が集まらない。辞めた方の口から出るわけですね、中身の事なんか出るわけです。ですから、賃金待遇改善をどうしていくのか。

町長、大崎町外の企業の経営者の方々との懇談会も多く持たれていらっしゃると思いますが、大崎町を卒業する若い方々の雇用を増やす、増やさないの話もされている。企業が増えれば一番いいと思います。そこ辺は行政として、国がやっているような、社員の首を切れば国が補助金を出すということではなく、一人でも多く採用した企業にはですね、転出を抑えてくれましてということで何かしらそういう対策も、町としては考えていくべきかなというふうに思います。手をこまねいて、若い人がどんどん都会に出て行きます。やっぱり賃金だと思いますよね、一回都会に

出てみたいと。私も東京のほうで仕事をしましたが、大崎町でも変わらない給料をもらっておられる方が、私の同期の方にいっぱいいらっしゃいました。でも東京に出て40年、大崎町で働いて40年ぐらい、さほど長く勤務されている方、すごいなど。近隣でもいい企業があるわけですね。是非そこら辺のところを、町長、是非、企業経営者とも今後、話をさせていただいて、転出を一人でも減らしていく、魅力ある大崎町、待遇がいいらしいよと、転入が増やせるようにですね努力をしていただきたいと考えますが、最後に、町長のお考えを、決意をですねお答えいただきたいと思います。

○町長（東 靖弘君） その前に、先ほど社会減が5年間で588名と申しましたけど、なかなか暗算ができなくて、正数が497名ということでございましたので、訂正方をお願いいたします。

なかなか雇用の問題は難しく、現在、外国人の云々とかありますけれども、やはり子どもたちが少なくなっている中で、かつ大学進学が非常に多くなってきている、専門学校等への進学が非常に多くなってきて、ふるさとを離れていくというそういった昔とは違った状況が今あるわけでありまして。そういった人たちに地元に残ってほしい、地元に戻ってきてくださいということを粘り強くやっているという状況でございます。

企業におきましても、実際確保できない状況が続いておりますので、やはり産業の担い手が、外国人が非常に多く入ってきてそこで対応しているというのが現状でありますので、やはり日本人の若い人たちが地元に着定してくれるような努力は、これからも企業と連携しながら続けていきたいと思っております。

もう1つ、定住対策の中でも考えられていることが、やはりIT関係の人たちが入ってきてくれたらとか、そういう形での取組は必要だと思っております。企業に就職するということよりは、みずからがここに来て事業を行うというそういった形でのITとかAIとかいろいろいわれておりますけど、我々が求めていくものの1つの中では、そういったものを要求し続けると言いましょうか、やはりそういうことを考えながら大崎町の情報を発信していくということを考えていくべきだというふうに思っています。

いろいろ御質問をいただきまして、答弁は足りないかもしれませんが、そういう考えで進めていきたいと思っております。

○2番（稲留光晴君） 引き続き、転出を。来年になりますと、またそこ辺のお話も新たに聞けることを楽しみにしております。

以上で、私のすべての質問を終わります。

○議長（小野光夫君） 次に、1番、児玉孝徳君の質問を許可いたします。

○1番（児玉孝徳君） 皆さん、こんにちは。私は、さきに通告いたしました福祉行政についてお尋ねいたします。

本町も少子高齢化が進み、独り暮らしの高齢の方や、高齢の夫婦のみの世帯などが増え、高齢化率は実に40%に達する勢いです。このように、若い世代の人が減って高齢者が多くなっていく社会を存続するために必要なことは、若い世代の人たちで団結して高齢者を支え、地域で支え合う社会が必要です。しかし、これは、昨日今日始めて、すぐにできるものではありません。少子化が進み、若者がどんどん減っていくのに対して、医療の進歩、その他の要因により高齢者の方の人数がどんどん増加していきます。その結果、高齢者を支える介護士の数が足りなくなるという問題が出てきます。

このことは、連日新聞でも報道された鹿屋の住宅型有料老人ホームで、入居者が1カ月の間に相次いで7名も亡くなったという問題にもあらわれています。この施設では、8名いた介護職員が全員退職し、その後補充されることがなく、夜間は施設長がほぼ1人で対応している状況だったということです。ここは住宅型ということで、介護職員の配置基準がないということですが、介護職員不足により入居者に適切なケアができていなかったというのが事実であると思います。

そこで、本町にも多くの介護施設がございますが、本町内の介護施設において、人員配置の面や設備などは適正であり、問題はないのかを1つ目の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） 鹿屋で福祉施設問題があったが、本町の施設では人員配置の問題はないかとの御質問でございます。

介護施設につきましては、適正な運営を確保するために指定権限を有する県や市町村による指導監査が必要になります。この指導監査については、介護保険法に基づくもので、事業実施に係る必要な人員、設備及び運営に関する基準を満たしているか否かを調査し、基準違反が認められる場合は、勧告・命令・指定取り消しができるものであります。

本町には、町が指定権限を有する施設が認知症対応型共同生活介護施設、グループホームですが、をはじめとして11の施設や事業所等、県が指定権限を有する施設、介護老人福祉施設ですが、回生園など9の施設等があります。これらの施設について、介護保険法に基づく実地検査を実施しておりますが、現在のところ、各事業所とも、高齢者の尊厳が保たれ、良質なケアサービスが提供され、適正に運営がなされているところでございます。

以上でございます。

○1番（児玉孝徳君） ただいま町長のほうから、介護保険法に基づき検査を実施して

いるが、現在のところ、各事業所とも良質なケアサービスが提供され、適正に運営されているというお答えでした。

人手不足がいわゆるこの報道がされてからは、特に介護施設に親とかおじいちゃん、おばあちゃんを預けていらっしゃる多くの方が、適切な介護ができていたという、今の町長の答弁を聞いて、今まで心配されていた方がですねひとまずは安心されたことと思います。

ですが、日本ではですね今後ますます人口が減っていきます。そのため、労働力不足が進む、特に介護分野で不足すると盛んに言われています。介護職は、精神的にも肉体的にも重労働で、鹿屋の施設でもありましたように、給料の面や待遇の面、人間関係などで長続きしない、すぐに辞めてしまう、募集しても集まらないということが、今後、本町の施設でも出てくると思います。

大崎町老人福祉計画及び第7期介護保険事業計画というのがございます。この中にですね介護保険法の適切な運営、そのための人材確保ですね、それから育成という項目がございます。ここではですね「介護に携わる人材が不足している職業があることから、事業者と連携を図りながら、人材の育成並びに確保に向けた取組を検討します」と書いてあります。そこでですね、介護従事者の離職を防ぐ手だてについては、どのようなものがあるか。あるいは、どのように取組、指導・助言されているのかお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） 介護職従事者の離職を防ぐ手だてについてどのようなものがあるかとの御質問でございますが、国においては、将来の必要となる介護人材の数を、2020年度には226万人、2025年度には約253万人と推測し、今後、年間6万人程度の介護人材確保が必要であるとしており、2025年度には介護人材が38万人不足するとの推計も出ております。

このようなことを踏まえ、国は介護離職ゼロに向けた介護人材確保策を掲げて、人材確保に努めております。本町でも、介護職人材の確保につきましては、どの施設におきましても苦慮されているとお聞きしております。このようなことから、町は介護施設との連携を図りながら、施設等には国の施策等を十分に活用し、安定的な処遇改善を図るための環境整備とともに、介護職員の賃金改善を目的に介護職員処遇改善加算など、離職者を少しでも防ぐことに務めてもらっているところでございます。

以上でございます。

○1番（児玉孝徳君） ただいま町長のほうから、介護職員の処遇改善ということがございました。この処遇改善策はですね、勤めている経験とかいろいろな制限で加算額が違います、1万円から2万円ぐらいに大体なると思うんですけど。これだけで

はですね人手不足の今日においてはなかなか難しい面があると思っております。先ほど同僚議員からもですね、人手不足で人が集まらないということもございました。

そこで、ちょっと町長にお尋ねしたいんですけど、リファラル採用という言葉をお聞きになったことがございますか。

○町長（東 靖弘君） 言葉は聞いてはおりますけど、内容についてはわかりません。

○1番（児玉孝徳君） 企業の間ではですね最近知られている言葉なんですけど、英語なんですけど、委託とか推薦とか紹介とかいう意味で、この紹介ということを活用して採用するという手法なんですけど、これはアメリカで生まれた言葉で、今、最大の人材獲得ルートであります。これがですね、今、日本の企業の間でも、人材獲得に対して導入される場所が大変増えております。

リファラル採用は、簡単に言えば、社員がですね人員を紹介して、そして人材を獲得するという事です。リファラル採用の最大のメリットはですね、いろいろあるんですけど、人材採用にコストがかかりません、社員が紹介するわけですから。あと、社員の定着率が向上する、組織の一体感が生まれるなど、いろいろあります。これは、自分が勤めているところに誘うわけですから、いい会社でなければ誘わないわけです。その結果、友人、知人を誘いたくなる職場づくりを企業も進め、人手不足を解消しようとしています。リファラル採用のデメリットは、好まれる会社でないと紹介した社員まで一緒に辞めてしまうことがあります。好まれる会社とは、その会社を好きな社員がいる、就業の処遇などの面でうそをつかない、社長が社員からの耳の痛い提案も受け入れることができる、このような会社だと思います。社員の提案を否定せず、解決策と一緒に考えていく姿勢が大切となります。

これは、介護の事業所でも大事だと思います。導入されているところもあるかもしれませんが、このようなこともですね町長のほうでも是非提案して、人材確保に努めてくださるように助言されてはどうかと考えておりますが、どうでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 御指導ありがとうございました。

ただいまの説明を伺っておりますと、リファラル採用では社員が信頼できる人材を紹介し、それによって企業が採用していくという形で、信頼関係のもとでこういった人材が確保できるんだということがはっきりわかっているんで、数字をいわれる説明だけを聞いておりますと、縁故採用とかそういったものとは全く違っていると、非常に信頼できるそういった制度なのでという、書き留めた中ではそこだけしかわかりませんでしたけれども、リファラル採用につきましては職員ともどもに勉強をして、適確な人材確保をするという面では、それが生かされるかどうか、企業等には、あるいは施設等にはそういう紹介もさせていただきたいと思っております。

ありがとうございました。

○1番（児玉孝徳君） 是非、また内容等も勉強されて、進めていってほしいと考えております。

先ほど、町長のほうから同僚議員の質問の中であったんですけど、日本は人口減少が進んでいきます。その中でですねやはり外国人の力を借りるということも大切になるのではないのでしょうか。ご存じのとおり、先日の臨時国会で改正入管難民法が可決成立いたしました。来年4月施行の一定の技能が必要な特定技能1号は、外国人が介護現場で働く4つ目の在留資格となり、人手不足解消への期待は大きいものがあります。

日本は、2008年以降、経済連携協定で介護福祉士を目指す人材を受け入れています。政府は、新たな在留資格で、1年目の2019年度で5,000人、5年目までに5万から6万人の受け入れを見込んでいます。文化や言葉の壁があり、どこまで受け入れられるか未知数ですが、介護の担い手として、生き残りをかけ積極的に取り組む自治体があります。先日のですね南日本新聞にもですね「向き合う外国人、就労拡大」ということで特集で載っておりました。

そこでですね、ほかの市町村で積極的に取り組んでいらっしゃる場所があったら、大崎町に来ないということもありますので、本町でも早い段階で受け入れる施策を講じる必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 12月8日に、改正出入国管理法とか、あるいは難民入管法とかそういった関連する法律が改正されて成立したということで、新聞等での報道がありました。

先ほどから、人材が不足しているという質問が多々出ておりますが、御質問のありました介護人材においても非常に不足しているということが実態でありますし、そういったことを把握しております。また、農林水産業とか、あるいは漁業とかすべての部分で今足りていないというそういった実数も出された上で、説明も国会の中でされておりましたので、ある程度理解はできているところでございます。

本町におきまして、こういった法律が改正することによってそういう受け入れと言いましょか、そういった対策を早く道筋をつけるべきじゃないかという御質問であると思いますので、その点につきましては、本当にいろんな面で足りないということを身近に感じておりますので、対策についてはいろんな職員等々、あるいは関係機関等とも協議しながら対策を講じていきたいと思っております。

現在、技能実習生とかそういった方々が大崎町におられまして、大崎町だけで250人を超えました。これは今月の初めだったと思いますけれども、今後、来年4月1日からこの出入国管理法等が改正されて、実際介護施設とか企業で動きが始ま

ってくると、300人、400人、500人という数字がどんどん上がってくると思っております。その背景にあるのは、先ほどいろいろ御指摘もいただいたんですが、第一次産業、第二次産業で働く若者が非常に少なくなってきていて、町内において少なくなってきているというその中で、加工業とか第一次産業を支えている担い手が外国人ということがもう既に始まっておりますので、我々はそのことを理解するということがとても必要であります。これが進んでいくと、500人あるいは1,000人の町ということが出てくるだろうと思います。

私たちの町の人口は減少していきますけど、1万3,000人が1万2,000人とか1,000人とかに減少していく中で、外国人の労働者が増えてくるというそういう実態で、コミュニケーションをとっていくということも行政の責務でありますし、また、その方々が非常に困り事があったり、体調不良であったりとか相談事があったりとか、そういったことにもきめ細かに対応できるような行政の体制ということも、早く構築していかなければならないということも、今回の法律改正の中で非常に感じております。

先般、北海道の東川町と一緒に課題を解決して乗り切っていきたいと思いますということで一定の協定を結んで、新聞等でも報道されたところでありますが、やはり外国人を受け入れて、そして知識、技術、経験を、言葉を覚えていただいて、その方々が第一次産業とか生産現場で働く、あるいはキャリアとしてそれぞれの事務所の中で配置していく、あるいは行政に配置するということはとても必要でありますので痛切に感じておりますから、介護人材の不足ということは正面から受けとめておりますので、行政も企業も、そこをどうやって対応していくかということをやはり協議する必要があると思っておりますので、その点はしっかりと対応していきたいなというふうに思っております。

○1番（児玉孝徳君） 町長のほうでは、報道があってから考えていらっしゃるということですね、早い段階での施策を講じられるということでした。

いろいろ、外国人の方が入ってこられると問題点も出てくると思います。実際、私の家の近くにですね有明ミート等に就職された方なんですけど、6名ぐらい、今回いらっしゃいまして、ちょっとごみの出し方が適正でないということで、私が自治公民館長をしていたらですね、近所の方から、今3回ぐらい文句が私のところに言ってきました。その辺もですね、ちょっときょうの質問とは違いますけど、しっかりと指導をされていってほしいと思います。

では、多くの方が、住みなれた自宅で安心して暮らしたいと考えています。そこで、介護者の住まいや生活環境の在宅における過去3年間の整備状況をお答えください。

○町長（東 靖弘君） 住まいや生活環境の在宅における過去3年間の整備状況はどうかとの御質問でございます。

居宅での介護を円滑に行うことができるように、特定福祉用具の購入費を年間10万円を上限として支給するサービスであります。この福祉用具購入状況につきましては、平成27年度が57件、平成28年度が60件、平成29年度が74件と、利用者が増えている状況でございます。また、住みなれた自宅で安心して暮らすための住宅改修につきましては、同一住宅につき1人当たり20万円を上限として支給が受けられますが、実績といたしましては平成27年度が64件、平成28年度が84件、平成29年度が58件となっており、改修内容といたしましては、手すりの取付や段差解消が多くなってきております。

以上でございます。

○1番（児玉孝徳君） 今お伺いしました費用の上限が10万円とか20万円とか限度があるんですけど、1割か2割で改修ができます。しかし、これはですね事前に申請していない、また、要介護認定がされていないというこういった場合はですね改修費の支給がありません。私も仕事でちょっと人のお家に伺ったりするんですけど、よく見受けられるのが、今おっしゃった手すりとか段差解消、スロープなどを取りつけている方などがいらっしゃいます、自分で。

この件に対してですね多少なりとも助成できないものか、お伺いいたします。

○町長（東 靖弘君） 介護保険法の中で要介護状態とかそういった細かな規制があつて、要介護の状態にある者についてそういった制度についての助成というのが、保険料の中で支払われるという助成があるというふうに認識しております。

ただいま、新たなそういう対象外の方々についてのスロープ、手すり等の助成はないかということでございましたので、その点は担当課長の答弁とさせていただきます。

○保健福祉課長（中村富士夫君） 今、町長のほうの答弁の中でありましたように、住宅改修と、それから福祉用具につきましては、あくまでも介護保険法の中でということですので要介護の認定がないと支給はできませんので、あと、支給とするとすると、町の単独でやるとかそういったことが考えられますけれども、今この時点で、できますとか私のほうではお答えができませんので、一応そういうことで介護保険上はそういうことになっております。

以上でございます。

○1番（児玉孝徳君） 介護保険上の規定ではできないということは私もわかっているんですけど、多少でもですね後から、ちょっと町単でもいいですからできないのかお伺いしたところですが、いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 対象者の方々の状況が、例えば段差があつて、そこを上がることでスロープが必要だとかそういったことではないかなと思いますけど、法律上はそういったことがありますので、やはりその条件に合致しているということであり

ます。
単独でということでありまして、そうしますとか、そうしませんとかなかなか状況もわかりませんので言いにくいところではありますが、現段階ではないですけど、御質問をいただいたということだけは、私も担当者もそれは頭に入れておきたいと思ひます。

○1番（児玉孝徳君） それでは、是非、頭に入れただけじゃなくて、検討もされてください。

この制度を知らなかったり、知っていても、今は認定されていないからということ取りつけられたりすると思ひます。後から知らなかったということがないようにですね、いろいろな福祉用具があります、福祉用具が借りられます。また、要介護状態になったら貸出料の1割とか2割で借りることができることなどを、本人がするんじゃないですね、その家庭のお子さんとかがそういった改修は自分のお金を払ってされると思ひます。その方たちにもですね是非周知をしてほしいと思ひます。

では、次にですね自宅で介護したいという方の経済的・精神的な負担軽減のための家庭介護慰労金支給事業についてお尋ねいたします。支給要件と支給実績をお答えください。

○町長（東 靖弘君） 家族介護慰労金支給事業についての御質問でございますが、この事業は、平成13年に要介護者を介護している家族に対し、介護を行っていることへの慰労として、家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図ることを目的に、以下の要件に該当する方へ支給するものでございます。

支給要件は、町民税非課税世帯に属する要介護4・要介護5の高齢者を介護している家族で、過去1年間に介護保険サービスを利用しなかった場合に慰労金を支給するものでございますが、現在、本事業の支給実績はございません。

○1番（児玉孝徳君） 支給実績はないということですが、サービスを利用しなかった場合ということですので、要介護4とか5になったら、当然、サービスを皆さん利用されています。だから、この該当者がいない、見込みがないというのが事実で、この制度はあまり意味がないのではないかと考えます。

そこで、ここの計画のほうに載っていますが、在宅寝たきり老人等介護手当支給事業というのがございます。本町は月額5,000円となっています。しかしですね、近隣市町の志布志市では8,000円、曾於市では1万円となっています。

本町も曾於市と同額の1万円に増やす考えはないか、お答えください。

○町長（東 靖弘君） 現在のところは、なかなか難しいと思っております。在宅寝たきり老人等介護手当支給要項ということで、曾於市が毎月1万円、年額12万円ですが、それを交付されておられるということで、志布志市が8,000円ございました。大崎町は5,000円であります。これを考えたときに、町村は大体5,000円から6,000円の水準になっており、市においては8,000円とか1万円とかそういう水準になっているというふうに判断できるのかと思っております。

なかなか対象者が増えているだろうなということもありますけれども、やはり引き上げに対して、大変家庭介護で御苦勞されておられるということは理解できることではあります。現段階は5,000円ありますので、じゃあこれをどうするかということになりますけど、やはり、ここは近隣の状況とか、もうちょっと詳細に調べて対応させていただきたいなと思っております。

もちろん、こういった制度は平成12年に介護保険法が成立して、そのときにやはり家庭介護も支給にすべきじゃないかというそういったことが非常に論議されて、それはまた別だということで介護保険の適用から外すというそういったことがあったと記憶しております。やはり家族介護の方々には徘徊に対する対応とかいろいろな御苦勞があるわけでありますので、そのこともよくわかりますので、もうちょっと御意見を踏まえながら慎重に検討させていただきたいと思っております。

○1番（児玉孝徳君） 町長のほうから、今ですぬ町は5,6千円、市では8千円から1万円ぐらいが、そんなものだというお答えでしたが、市町という単位で金額が変わるのもどうかなとは思いますが、近隣の市町ということで、せめて志布志市と一緒に8,000円ぐらいに増額していただくように検討できないかということで、是非実施されるよう要望しておきます。

次にですぬ、1年前にも質問いたしました。200円とか300円ぐらいの低料金で、自宅から病院や日用品を買い物するお店、郵便局、銀行、そして役場などへ行くための交通手段として、予約制の乗合タクシー、デマンド型タクシーの導入ができないかお尋ねいたします。

1年前は高齢者の事故が多発しており、毎日のように痛ましい事故が報道されておりました。操作ミスが懸念される高齢者の事故防止のために、また、子どもたちが事故に巻き込まれないためにも、免許証返納の推進として、免許証を返納した後の交通手段で導入できないかとお伺いいたしました。そのときは、町長のお答えは、近隣市町村がまだ導入していないので、様子を見ながら検討する、ということでした。

デマンドタクシーはですぬ、ことしの6月の委員会でしたかね、その中でも担

当者にお聞きしましたが、赤字になる見込みで、町の負担が増えるので難しいという返事でした。しかし、最近では県内の多くの市町村で導入されています。

そこで、今回は、高齢者の福祉の面から是非導入していただきたいと思います。当然、福祉という点からも、町が低料金になるように負担すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 高齢者の移動手段として、デマンドタクシーの導入はできないのかとの御質問でございます。

昨今、高齢者の運転操作ミスによる事故等が多発しており、それに伴い、高齢者の免許返納が新聞や報道でも取りざたされております。本町におきましても、高齢者の免許返納に伴い、買い物や病院等への交通手段がなく、これから先、ますます高齢化が進む中、大きな課題の1つとして認識しております。

このような状況の中、今後デマンドタクシーも含め、高齢者の移動手段確保につきましてはどうのような方法が望ましいのか、前向きに検討してまいりたいと考えております。

○1番（児玉孝徳君） 今、町長のほうからですね前向きに検討するというお答えでした。これは、大いに期待していいと思います。是非ですね高齢者のために検討というか、実施していただきたいと思います。

それでは、最後にですね高齢者の徘徊対策についてお尋ねいたします。

高齢者の方が増えると、認知症の方も増えることが考えられます。当然、徘徊の件数が増えることも考えられます。徘徊されないよう、家中に鍵をかけ、四六時中監視するというのは大変ですし、現実的ではありません。いろいろな対策は皆さんされているでしょうが、もし、徘徊されても事故に遭われないように早い段階で発見されなければいけません。

そこで、もし徘徊されたときの対策はどのようなものがあるのかお伺いいたします。

○町長（東 靖弘君） 高齢者の徘徊への対策はどのようなものがあるかとの御質問でございます。

認知症になっても住みなれた地域で生活を継続するためには、医療・介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人への効果的な支援を行うことが重要です。徘徊の具体的な予防策と解決策といたしましては、デイサービスの利用やGPS端末の活用、服や持ち物に名札をつけるなどの対策があると思われれます。

本町では、認知症施策として、家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及び家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期支援を包括的・集中的

に行っております。また、地域で認知症を見守る体制づくりとして、認知症サポーターを養成し、子どもから高齢者まで幅広い年代に認知症の理解を求める講座を実施しているところでもあります。さらに、地域での要援護者等のマップづくりや支援体制を確立し、地域での見守り活動などを進め、関係機関との連携を密にして早期発見などへの対応をしております。

以上でございます。

○1番（児玉孝徳君） 町のほうでも認知症サポーターとか要援護者のマップづくりとかの支援体制を確立しているということで評価いたしますが、近年、大変優れたいろいろなドローンが出てきております。細かな操作ができ、動画撮影ができるドローンを導入することで、空から見つけることができると思いますが、これは早期発見につながるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） GPSの場合でも、本人がある程度それをつけておくことによってGPSで察知できるということがありますので、ドローンの場合も、やはり多分にそういった何かを受信する、発信するものをつけていて、そこでキャッチできるというそういったものかなというのを思ったところなんです。

この辺は勉強不足で申し訳ないんですけど、例えば道路を歩いていたりとか、そういったときには考えられる範囲内の中でのドローンでの発見というのは可能だと思います。また、これが山中であったりとか、目につきにくいところであったりとか、そういったところでの対応というのが、それだけではなかなか対応できないので、やっぱり人によって捜査するということになるかなと思っております。

ただ、ドローンは災害対応とかそういったものが特に必要な時代になってきておりますので、それでどうかと言われて、すぐさまそうしますという返事にはできないんですけども、それも頭に入れておきたいと思います。

○1番（児玉孝徳君） 山中ではどうかということでしたけど、かえってドローンのほうがですね空から見つけられますので、適正な捜索手段だと考えます。普通の道路を歩いているのであれば、車でも、人間でもすぐわかるわけなんですけど、山の中とかですね畑とかですね人があまり行けないところに行かれたときの早期発見ということで導入をということです。

GPS機能の貸し出しは福祉施設のほうのあれにも載っていますので、それでも対応できると思うんですけど、外されたりするということでですね対応ができないこともあるということでしたので、今回、ドローンを導入されてはということで提案しているところです。

町長のほうからもありましたように、災害対策とかですね、また、あるいは大崎町の観光PR、近隣市町村でもですねドローンを使って空から撮影してですね、そ

のまちのPR動画を作成したりしている自治体もございます。あと、林野火災、そういうときは火元の特定がですね、煙は見えるけど、どこからどう行けばいいのかわからないというのがあったりしてですね、いち早く火元を発見したりですね、消防車の配置もできる手段かなと考えております。というのもですね、この前、菱田のほうで林野火災がございましたけど、正坂のほうでしたけど、私も消防団に入っているものですから一番先に駆けつけて、煙の上がっている一番近くの水利に消防自動車をとめて給水を始めたんです。火元に行けということで、団員に行かしたら、前に太陽光があつてフェンスがずっと張り巡らされて、その向こう側でしたから、行けないというんです。ずっと回ればですねものすごい距離になって、消防ホースもいっぱい要るもんですから、じゃあしょうがないから反対側の水利に行こうとって、一回また引き上げて反対側まで回ったんです、かなり時間を要しました。こういった場合にですね空から見れば、ああ、ここは太陽光のフェンスがあるとか、何があつて行けないとかですね、迅速な消火活動にもつなぐと考えます。そういったことでの導入も考えていただいて、是非ドローンを導入していただきたいと思います。

ドローンは免許というのは任意なもので、職員の訓練の場合で時間がかかると思っていますので、早くに取り組んでいただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 御質問が高齢者の徘徊対策への御質問でございますので、十分な答弁もできませんが、これに関して言いますと、最近、大崎町で徘徊になって、行政無線で捜査を依頼したということが最近なくなりました。その背景の中で、デイサービスとかデイケアとか、あるいは多機能型とかいろんなところに高齢者の方々が通所されたりしているの、そういったことで徘徊がなくなってきたのではないということも、課内でも検討会でもそういったことを検討したところであります。施設のよさという面は、そういったものもあるかなというふうに思っております。

ドローンについては、各自治体ほとんど対応をやっているところでありますので、私たちのところにおいても災害対応とかも含めながら、ドローンの必要性とかそういったところを今検討している状況でありますので、やはりそういった対応は必要かなというふうに思いますので、もうちょっと、その分は検討してまいりたいと思います。

○1番（児玉孝徳君） 検討するということですね、ちょっと話も逸れたんですけど。

今回は福祉行政ということでですねいろいろ質問いたしました。その中でも、町長から前向きなお答えもいただきましたので、是非、要望した点をですね実施して

いただくように私のほうからの要望をして、私の質問を終わります。

○議長（小野光夫君） ちょうど12時、ちょっと1分過ぎであります、ここで昼食のために休憩に入りたいと思います。異議はありませんね。

それでは、午後は1時から再開いたします。

-----○-----

休憩 午後0時01分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（小野光夫君） 再開いたします。

9番、中倉毅君の質問を許可いたします。

○9番（中倉 毅君） 資料の配付をお願いしたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（小野光夫君） はい。

[資料配付]

○9番（中倉 毅君） 私は通告によって、2つの課題について質問をいたしたいと思っています。

まず、木入道牧之内集落下、水田の農道の舗装について。2つ目が、永吉運動公園の洋式トイレについてということで質問させていただきます。

まず、1番目の農道舗装の問題では、持留川流域の水田の現状をどう、町長は見ているのかお伺いして、1回目の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） 本町の水田農業を取り巻く現状は、農業者の高齢化や農業者人口の減少の影響を受け、自作農家が著しく減少している現状にあります。このようなことから、農地中間管理機構による担い手の農地集積・集約化を推し進めるため、農地中間管理事業の啓発に積極的に取り組んでいるところでございます。

岡別府から下流部の持留川流域におきましても、他の地区と同様、農地の担い手の移行が加速的に進んでいる状況にあります。また、水田は未整備地域であることから、水田の区画や農道幅員が狭かったり、水路の整備が遅れているなど、近年の水田農業に支障を来しているものと考えております。

○9番（中倉 毅君） 今、町長のほうから所見をいただきましたけれども、私は次のように見ております。

まず、持留川流域の水田では早期水稻それから転作作物の作付け、これが全体的に作付けをされておまして、水田はおおむね利用されているというふうに考えております。それから特に、地元の農家からも話があるんですが、下永吉地区の農道の舗装、これは10年前に行われているわけですが、現況は非常に10年前と比べますと水田が排水化がされてよくなっております。それから、もう1つ、谷迫から

崎園までの大きな農道の舗装がされておりますが、ここは6メートルということでもありますけれども、このところも非常に作付けという状況ではいいんじゃないかなと思っております。

ただ、真ん中に挟まれております木入道、牧之内集落下の水田の状況は、農道が非常に荒れております。そして、その荒れている農道の付近は山裾の地下水で滞留をしていると、水が溜まっているという状況で、その下は現況は耕作放棄地があります。推定では、私が見たところでは恐らく2町歩ぐらいはあるんじゃないかなと思っております。

こういったところを考えますと、木入道牧之内集落下の山裾のところでは農道の舗装が、まず第一歩ではなかろうかなと思っております。地下水をやはり滞留をしている状況を何としても改善するということが必要と思っております。そういうことで、水田の利用を高めるという点では、まず山裾の滞留の問題を解決する必要があるというふうに考えております。

ただ、下永吉の農道を10年前に農道舗装をしていただいたんですが、ここでの反省点としては、農道の舗装だけじゃなくて、それに伴う排水路の整備、これが非常に大事なんです。いかに山裾に溜まった水を、その排水路を通じてスムーズに排水していくかということが乾田化につながっていきますので、そういったところでちょっと原形が悪かったために何か遅れて、この排水路整備をなされたということで、現況では10年かかっているなという反省点がございます。そういう点では一体的にやはりやるべきだったというふうに考えております。

次に、耕作放棄地の要因というのがございますが、これについて町長はどのような所見を持っていらっしゃるかお伺いします。

○町長（東 靖弘君） 水田における耕作放棄地の一般的な原因として、耕作の規模縮小や廃業などで農地が引き受け手に移行できずに、そのまま廃棄地となってしまう場合があります。これは、相続間の問題や後継者不足の問題なども要因の1つと考えられます。

持留川流域の水田におきましても、水田の外周部に当たる山沿いに多く見られます。山沿いの水田は、十分な揚水が得られないことや周囲との高低差が激しかったり、通作道の幅員が狭かったりと利便性が悪いことなどから、引き受け手が見つからずに耕作放棄地になっているものとらえております。

○9番（中倉 毅君） 今、町長のほうからも話がありましたが、一番大きな問題はですね大型機械が通れない農道になっているということなんです。これの現況はやっぱり3メートルなんです。そのほかに、ちょっと幹線みたいな農道については整備をされておりますが、この山裾の周辺では非常に農道が狭いということが1つご

ざいます。

それから、必然的に大型機械が使えないということ、それから、水田の区画が小さいために買い手がいないということですね。それから、米づくりは非常に赤字であるというのを、米飯農家を中心にそういう意見が強いわけですが、米をつくっても引き合わんという話が、非常に飯米農家の中ではあります。この赤字の原因は、やはり米価とも関連しますが、コストの問題もあるのではないかと思いますので、今、農地中間管理機構で農地集積をやっていますが、これが当然、必要条件になってくるんじゃないかなと思っています。

それから、貸し手と借り手の人間関係、これが非常に田舎のほうでは問題になっております。あの人に貸したら田んぼが荒れてしまうと、そういうことがですねやはりあるわけです。これはその地域性というのもあるかと思いますが、やはりこの辺のところをどのようなふうクリアしていくかというのが大事ではなかろうかなと思っています。

次に、耕作条件の改善策を考えていらっしゃるかどうかお伺いします。

○町長（東 靖弘君） 持留川流域の水田におきましても、今後担い手農家等への集積や大型機械を利用した外部への委託作業はますます増加していくものと思われまます。このため、耕作者が魅力を感じ、安定した収益を得るためにも圃場整備事業で農道・水路を一体的に整備を行う必要があると考えております。

現在、未整備地区に対して積極的に事業の推進を行い、計画的に整備を行っていく予定であります。ただし、圃場整備が実施されるまでには長い期間を要するため、農地や農業用水等の資源の保全管理や農道・水路等の長寿命化を図るための維持修繕など、緑サークル活動と連携を図りながら耕作条件の改善を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○9番（中倉 毅君） 今、町長のほうからも話がございました。私が考えるところは、やはり水田区画の一定の広さというのが必要だろうと思います。これは、圃場整備では3反区画とかそういうことでやっておられるわけですが、圃場整備ができるところはそういう形でやっていただきたいと思います。

それから、何と言っても排水対策というのをやらないと乾田化というのはできません。特に持留川の山裾の地帯では泥炭地がございます。そういうところは一部、今、担当課のほうで排水の実験事業をやっておりますが、そういった形でもいいし、昔は竹やら木の枝で暗渠排水等もやっておりましたので、そういう方法でもいいんですが、今の高齢化の時代にはなかなかそれを実行するというのは難しいんじゃないかと思っていますので、何らかの排水対策をそういう形で部分的にはやる必要があると思っています。

それから、農道の舗装、これはもう絶対条件でございます。これをやっていかないと、幅員の問題もありますけれども、路肩が非常に崩れたりして軽トラさえも危ない状況であると。まして大型トラクターなりコンバインなり、それから台車なり、そういったものを使っていく中では非常に危険性が伴うということでございますので、これはもう絶対必要であるというふうに考えています。

それから、さっきもちょっと言いましたが、貸し手と借り手の、今契約年数が農地中間管理機構では10年ということになっていますが、借りる側からみると短期間ではその田んぼの改良さえ手をつけられないということがございますので、これは現行で今やられておりますので、この10年程度の契約というのは非常に大事だろうと思います。

それから、もう1つは土側溝のコンクリート化。これが非常に大事でございます。排水路対策のトラフを入れようということが、今、土地改良区のほうでも実行されておりますが、これをもう少しスピードを速めてやるということは必要だろうと思います。

そこでですね、ここでちょっと質問をいたしますが、農地中間管理機構は町内の大型の水稻農家、持留川流域の中でも50町歩つくっていらっしゃる方が2件ございます、認定農家がですね。そのほか10町歩から15町歩、20町歩という方も何名かいらっしゃいます。こういう方たちによるですね農地集積、これは農地中間管理機構では1つの目的なんです、これだけでは不十分なんです。なぜかと言うと、受ける、借りる認定農家の側から言いますと、それが団地化されていないと、1反部、2反部があちこちありますと非常に機械の移動に時間がかかるということでコストがかかってしまうわけですね。そういう点から、農地中間管理機構による今の事業の中で、大崎町内で団地化の傾向にあるのか。それから、団地化されているのかいないのか、その実態について、ちょっと担当課にお伺いいたします。

○農林振興課長（川畑定浩君） お答えします。

今、水田の状況でございますが、農地中間管理事業を通じまして集積は一定規模図られておりますが、これが団地化、いわゆる集約化でございますが、実態としましては集約化はなかなか進んでいないというのが実情でございます。

○9番（中倉 毅君） せっかく農業委員会、農林振興課というところ、耕地課もでしょうが、そこで認定農家に土地集積をするという方向性は決められているんですけども、もう一步、この中身を団地化して水稻農家の経営のコストを引き下げていくというところまでやっぱり求めていかんとですね、なかなか、後を受け手というか、借り手というか、そこが出て来ないんじゃないかなと思っておりますので、そ

の辺のところを、団地化の方向といいますか、そのようなところを町長としてどのようにお考えですか、お伺いします。

○町長（東 靖弘君） 御発言されていることはもっともだと思っております。やはり、これから先にますます認定農家、大型農家に土地を集積していくという中で通作距離が遠かったりすると、非常に経営のコストの比率が悪いということになってまいりますので、団地化は進むべきものというふうにとらえております。

なかなか畑のほうの団地化ということもなかなか進んでいないところでありますが、水田の圃場整備等をこれからどんどんやっていきますので、その中ではやはり大型機械の仕様に対応できる圃場の整備、そしてまた団地化を進めていくということは必要なことでありますから、その点については真剣にとらえて、今後取り組んでいきたいと思っております。

○9番（中倉 毅君） 町の行政のほうでも、そういう方向でやっていただきたいと思っております。

それでは次に、1番目の課題の中で、該当する国・県の事業があるか。また、条件は何かということで所見をお伺いします。

○町長（東 靖弘君） 農業農村整備事業の農道整備には幾つかの事業がありますが、国・県が進めている事業として、農業基盤整備促進事業と農地耕作条件改善事業があります。これらの事業はいずれも国庫補助事業で、町が事業主体となります。

このうち、農地耕作条件改善事業は、中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を推進するための耕作条件の改善を実施するものと定義されております。また、採択要件といたしまして、総事業費が200万円以上であること、農地中間管理事業の重点実施地区か、もしくは重点実施地区として見込まれる地区であることとなっております。なお、事業負担割合は、国が55%で町が45%でございます。

○9番（中倉 毅君） 圃場整備はですね農地整備事業は、私は湿田地帯では5年とか10年とか経過しないとですねなかなか難しいんじゃないかと思いますが、私たちも地域の中で圃場整備はどうやるかという話もいろいろ事業と引っかけて話をするんですけども、なかなか今の水田農家では返答が重いということがございます。

ただ、町内を考えて見ますと、まず中沖の水田、それから菱田の水田、益丸、それから横瀬、ここはですね非常に乾田に近い、少し半湿田もありますけれども、乾田に近い状態ですので、ここはどんどんですね圃場整備を進めていただきたいと思っております。それも、区画を広げてですね最低10アール以上はないと、大型機械というのの効率が悪いですから、そういう点で配慮していただきたいと思っておりますが、この半湿田以下の地域では、やはりまず排水対策を十分にやると、その上で、それを

5年10年の経過を見て圃場整備を進めていくと、そういう段取りのほうがいいんじゃないかと思います。事業としては、今、国・県の事業の説明がありましたので、そういう事業を充てていただければありがたいです。

ここです、先ほどお配りしました資料をちょっと説明をさせていただきます。木入道牧之内集落下の水田の農道舗装ですが、①と②がございます。この①と②を含めた延長がそこに書いてございますが、670メートルと580メートルということで、1,250メートルですかね、この部分になります。それで、現況が幅員が3.5メートル、平均ですので、下永吉のほうをやっていただいた事業でも実際の幅員が4メートルですので、この4メートルの事業としていただきたいというふうに思っています。

先ほどちょっと申し上げました耕作放棄地、ちょっとそこに手書きで書いてございますが、その部分が現在耕作放棄地でございます。これは②のほうは牧之内集落というふうに書いてございますが、宮園の集落の半分ぐらいは入っております。そして、その真ん中辺りに大型排水路というのがありますが、これは非常に深い状況ですね、上からの縦に青線で引っ張ってあります、これは現況の排水路なんですが、これを整備すればですね大型排水路のほうに全部流れてきます。だから、十分この排水は可能でございます。

それで、ここです、一応農道の舗装と、それから排水路の問題ですが、一体的にやっていただきたいと思っているんですが、このトラフ工事というのは、今、土地改良とそれから緑サークルですね、これでやっておられるということでございますので、ここと一体的にやはり実施していくほうが効果的だと思います。

そこで、この2つの団体と一緒にやっていけるかどうか、その辺のところを所見をいただきたいと思います。

○町長（東 靖弘君） ただいま①と②、この水田の農道舗装にということで御説明いただきまして、その中で多面的機能交付金事業にあります緑会とか、あるいはいろんな保全協議会がありますけれども、多分その中でこういった対策等について対応していけるのかなというような御質問だったかなというふうにとらえたりしております。

きのう、このところにつきましては現場に行ってきました。そして、木入道からの部分、それから豊住瓦工場から下に下ってくる部分から牧之内の自治公民館から下にくだる部分、それから旧宮脇デンプンのところから周りの水田地帯というところを全部見てまいりまして、先ほどの御質問がありましたような荒廃地、そういったところも2ヘクタールという御発言でしたが、かなりある。特に棚田においてそれが非常に多いという状況などを見てきたところでございます。また、現状を見な

がら、水が非常に多い地域ということもわかりました。そしてまた、山ぎわに滞留しているのを、御質問の中で排水路に流したいというそういったお話でありましたけど、滞留している部分をどうやって現状の中で、例えば今やっております機械等で、もうそのまま対応できないのかなとかそういったところも現場を踏まえて対応したところでございました。

あと、済みませんが、もう1つ質問のところをちょっと核心に触れた答弁ができていないと思いますので、ちょっとそのところをもう一回お願いいたします。

○9番（中倉 毅君） 最後の質問の中で、農道整備と排水路整備をやるべきと考えるが、どうかということで質問をしたいと思いますが。

もう1つ、先ほどちょっと申し上げましたように、排水路対策、排水路整備は一般的にトラフ工事と呼んでいます。その部分は土地改良区、それから緑サークル、この団体で事業をやっていただいて、農道については国・県の事業でやっていただけたらどうか。それを、ただ、年度を違えてやっていきますと効果が非常に落ちてきますので、それを一体的にやっていただくという所見ではありますが、よろしいでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 済みませんでした。農道整備と、それから農道の舗装化を一体的にできるかどうかという御質問であることがわかりました。

10年前に旧線路の跡地から大丸小学校のほうに通じるところを農道の改良をやりました。そのときに、そういった農道改良をやりながら耕作の利便性を高めてきたということがあります。現在、前迫石油から、先ほどの旧宮脇デンプンのところまでは全く改良はなされていないという状況で、現場を見たときにそういうことがよく理解できたところでもあります。一体的にそれができるかというところでは、もうちょっと時間をいただきたいと思っております。

と申しますのが、議員さんもよくご存じのように、今、益丸を圃場整備の農地中間管理機構による圃場整備の推進をやっておりまして、同意率も非常に高くなってまいりました。そしてまた、現在、永吉の档ヶ山した有村地区から、それから谷迫にかけて圃場整備の推進ということで説明会をずっと開いてきております。それで、その次がやはり崎園から牧集落もございしますが、崎園、それから宮園、木入道、こちらに向けてのやはり同じような水田でありますので、そういう説明会もやっていくということを考えているところであります。

圃場整備は、御質問がありましたように、やはり農地の大区画化を図っていくということと、それから排水機能とかそれをやりながら、水田の汎用化を図っていくということがありますので、畑作だけでなくして水田を畑作同様な形で栽培できるようにという国の方針もありますので、そういう形で進めていくということが大前

提であります。それは、農地中間管理機構でやるということで取り組んできているところでもあります。

御質問の農道改良等についての御要望は十分承っていきますけれども、ただ、現在そういう圃場整備についての説明をしながら、今ございました永吉の緑会の方とか地域の受益者の方々とか代表的な方々のやはり御意見を伺うということが必要でありますので、御質問は十分意図するところはわかったんですが、まず、それを先にやりたいなと思っております。大型機械が入る農道の拡幅ということは、すぐ対象地域に大型の水田農業を核とした農業法人の方がおられて、その方々とお話する中でも、やはり圃場が大きくないと大型機械を入れられないというそういったことの話も聞いておりますので、圃場整備を含めながらやっていければ一番いいなと思っておりますけど、まずは地元の方々にそういう話をしていくということが必要なのかなと思います。

以上でございます。

○9番（中倉 毅君） まず、事業を進めるに当たって、まずは地元の座談会といえますか、そういった意見を聞く場というのを設けたいということでございます。私も、今申し上げました木入道、それから牧之内、宮園、ここの方の水田農家やら畜産農家からは「ないごておいげんこぼっかい残っとるのか」という声を聞くわけです。そういった点では、やはり固定資産税を納めている以上は平等にやっていただきたいというのが大方の意見でした。これから、そういう意見を聞くということが、まずは必要だろうと思えますが。それを手順を踏んでということでしょうか、大きな国・県の事業をやるには、やはり3年ぐらいはかかるわけですね。初年度に意見を聞いて、それをもとにして申請をして、そして現地調査を経て、そして事業着手ということですから、3、4年はかかるだろうと思えます。そういう手順でやっていかれるという町長の話でしたけれども、そこをちょっともう一回確認したいんですが。そういう手順で進められていくということによろしいですか。

○町長（東 靖弘君） 今お話ししたのも、やはり将来の担い手が不足してきている中で、大型農家を育成していくというその大前提がありますので、圃場整備はどうしても欠かせないということがあります。そしてまた、汎用化も進めていきたい、あるいは集団化も進めていきたいという思いがありますので、まず、それは今まで上流の地域において説明してまいりましたので、同様の説明はしてまいりたいと思います。その中で、議員がおっしゃいます農道のところを、そこよりかここということも、もしかしたら出るかもしれませんし、こういうふうに改良してほしいということも出るかもしれませんし、あるいは圃場整備のときでいいという話が出るかもしれませんし、ただ、必要性について、議員からその御意見を賜りましたの

で、そういったことも含めながらやっていく。

それから、もともところこういった制度には詳しい議員さんでありますので、こういった補助事業を導入するときに、やはり調査し、それから説明し、あるいは測量、実施設計を行って実施に進めていく過程で国・県の補助を受けるという手順がありますので、3年とか4年とかというのは一定のスパンでありますけれども、それ以上かかるということも出てきたり、あるいは町の財源が、今非常に問題もありますので、そういったことも考慮しながらということではありますが、一応そういう話をさせていただいた上で判断をさせていただきたいという思いですので、よろしく願いいたします。

○9番（中倉 毅君） 町長がですね、今、大方の町長の考えはお伺いしましたので理解しましたけども。町の過疎計画というのがございますが、これは平成28年から30年の中ということですけども、この中で産業振興の中で町長が申されているのが、大型機械による作業の効率化のために、農道の未舗装や幅員不足のため路肩や土手の崩壊、通行の離合に支障を来しているので早急に整備をする必要があるというふうに述べていらっしゃるんですね。それからもう1つは、平成30年第1回議会定例会で施政方針の中でも、稲作を取り巻く環境を改善しなければならない、町内の水田は未整備が多く、将来の担い手のため、圃場整備に本格的に取り組んでいく、という話をされておりますが、圃場整備のほうは着々と進んでいるように私も思います。ただ、その前の段階の排水対策というのをやらなければいけないというのが私の持論でございまして、町長もせっかくこういう所見を持っていらっしゃるんです、これを実行していただきたいというふうに考えます。

それでは、この問題は以上で終わりたいと思います。

次は、永吉運動公園の洋式トイレについてということでお伺いします。

まず、現場を見ていらっしゃるかどうか、所見を伺います。

○町長（東 靖弘君） 一応見に行きました。

○9番（中倉 毅君） どういう感想でしたか。

○町長（東 靖弘君） 永吉運動公園は、昭和56年に整備され、その付属施設としてのトイレも同年に整備されているものでございます。

永吉運動公園のトイレにつきましては、感想でありますので、現場を見たところ、男子用が2基、それから和式トイレが2基ございました。そして、和式トイレの1つ1つの部屋が非常に小さいという感じを受けたところでございます。

以上でございます。

○9番（中倉 毅君） 資料の中でちょっと申し上げますが。永吉公園のトイレはそういう状況でございます。現在は和式、これを洋式に変えていただけないかという要

望ですが。見取図がそこに出っていますが、男子用が2つ、それから男子用のトイレが95センチと95センチ、女子のほうは105センチと95センチという状況で、今もちょっと町長から話がありましたが、ちょっと狭いんじゃないかということでした。後でまたちょっと議論しますが。

前にですね、これは平成30年4月20日付で出しております。あそこで利用している永吉の仮宿永吉連合のグラウンドゴルフという組織があるんですが、ここからの要望書を平成30年4月20日付で出しているんですが、この要望書の処理というのは、町長としてはどのような形でやられているのか、ちょっとお伺いします。

○町長（東 靖弘君） 要望書として受理したものにつきましては公文書として生きてまいりますので、その決裁については課長決裁でとどまるもの、あるいは、いわゆる副町長決裁でとどまるもの、町長まで来るものというものがありますが、決裁については、要望書等については全部町長決裁という形になります。

○9番（中倉 毅君） 私が見たところでは、非常にちょっと、せっかく町民の声を聞くという意味では非常に重要な手段だと思うんですね、要望書というのは。ところが、私が感じたところではちょっとおろそかにしているなというふうに思っております。こういうことでは、せっかく要望書を出しても、なかなか町長の耳に入るのが時間がたっているなということでございます。

これから要望書の取り扱いといいますか、それについては私はですね、最終的には町長の決裁ですけど、今までは要望書を、年に何通来るかわかりませんが、外部の人を入れたそういう検討会というか、そういうのはやられたことはないんでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 事業の性質によりますけれども、やはり大きな事業等につきましては、例えば議員さんたちを交えて、要望がその議員さん方から上がってきたら検討したりとか、あるいは外部の方を交えて検討したりとか、そういったことは内部の中ではやったりしております。

今回そういう要望書を提出されて、提出人がおられて、そこに返事が行っていないということになるというふうに理解をしております。4月20日に担当課のほうで受理をして、私はその後、担当課長から報告を受けております。それについては、私は決裁をしているという状況です。ただ、そのときには、現場はきのう見たところだったんですけど、やはりそういった状況であれば何とか改善しないといけないだろうねということは担当課長には伝えておりますが、御指摘のあります、文書で出したものを要望者本人に、要望された方の代表者がおられると思いますので、そういったところに文書等での回答はしていないということは、当然、要望書

が上がったら返事を出すということは当然でありますので、その点がなされていなかったという点では本当におわび申し上げたいと思います。

また、私自身は、すぐ報告をいただいておりますので、私のところはそのまま通過しているという状況で、先ほど言いましたような指導はしたということでございます。

- 9番（中倉 毅君） 内容によっては外部の意見を聞くというそういう形もという話でしたけれども、私はやっぱり最終的には町長がそういうことは決裁をされると思いますけれども、やっぱり町民の声を聞くという立場であれば、やっぱりそこらあたりはちょっと外部のそういった人の意見も、審査会なら審査会、検討会なら検討会の中で求められるというほうがいいんじゃないかなと思っております。

それでは次は、高齢者が利用している現在の和式のトイレについて、どのように思っていられるかお伺いします。

- 町長（東 靖弘君） 和式トイレをどう思うかとの御質問でございます。

今各家庭においても、洋式のトイレが普及しているというふうに判断しております。高齢者や体の不自由な方々をはじめ、幅広い年代の方々が洋式トイレ化によって快適なトイレの利用ができるようになってきている時代だというふうに思っております。

しかしながら、高齢者の方々におきましては、和式トイレの利用に際しまして、腰を下ろし、また立ち上がり、立ち上がり時の足の曲げ伸ばしなど相当苦勞されておられるのではないかなということは感じております。

- 9番（中倉 毅君） 町長、その認識は非常に甘いですよ。高齢者がですね、あそこの和式を使って非常につらいと、もうほとんど70歳以上なんですよ。65歳ぐらいまではいいかもしれませんが、あの和式のトイレを使うというのはですね。あそこにはもう行きたくないというそういう人が出てきておりますよ。だから、これは真剣に考えていただかないと、思うぐらいじゃ、とても話になりません。

それでは、最後にですね、洋式トイレにする考えはないかお伺いします。

- 町長（東 靖弘君） 先ほどお答えいたしましたけど、公園のトイレは男子用が2つで、和式トイレが2つあって、御指摘のとおりであります。実際中に入って、実際にどれぐらいの寸法だとか、そんなところも当たってみました。

それで、和式のそういった状況でありますので、現在、ほかの運動公園等も、2つあれば1つは洋式化とかいうふうに進めてきておりますので、永吉の運動場の公園のトイレの洋式化についても進めてまいりたいと考えています。ただ、どういう形にするのかということは、担当課とは、あるいは技術系の建設課とかありますので、そこは協議をさせていただきます。

以上です。

○9番(中倉 毅君) さっき、町長も現場を見て、ちょっと狭いんじゃないかという話がありましたよね。私も、担当課長と副町長のほうからも、「中倉さん、あれは狭すぎるよ」という話があったんですよ。私がこの前、菱田の改善センターに行きまして、そこも屋外のトイレがつくってありますよね。それをちょっと測ってみました。そうしたらですね、洋式になっているんですが、108センチと90センチなんです。永吉の女子用の、男子用はちょっと狭いです、女子用ですね105センチとわずか3センチしか変わらないわけです。それで、私は副町長にも言ったんですが、もうちょっと小さい便器はなかやおという話もしたんですが、「もうそげなんなかど」というような話でしたので、ええ、じゃっとやということであれしてきましたんですが。

やっぱり現場を見るときはですね、やっぱり利用する人の気持ちを考えて対応していただきたい。菱田の改善センターではこれを設置されておるのに、何で永吉ではそれがだめだという話になったのかなということも思ったんですが。副町長、何かあれば一言。

○副町長(千歳史郎君) 私のほうへ答弁とありましたので、感じたことを述べさせていただきます。

この要望書を見させていただきまして、前、議員さんから、見たやというのがあるって、いや、まだあのときは見てなかったんですけども、明るる日、すぐ担当課と課長と担当と3名で現場を見させていただきました。やはり、言われたとおり、ちょっと今の時代にそぐわないかなというふうには感じたところでした。

それで、する場合、一番いい方法はないかなということで、そういう置くタイプを、ならそういうのを、あそこにちょうど合うようなのを見つけてみれということで指示をしたんですけども、結構長い期間いろいろ見つけたようですけども、一番その中でも小さいのをはめてみたら、やはり足を置く場所もなかったということで、それではそういうのを置いては無理かなと。やはり広さが狭いですので、そこなんかを考えたところ、どうしてもほかの運動公園、そこなんかを考えますと、やはりあそこだけないというのもですねちょっと考えものだなということは感じたところですので、先ほど町長が言われましたように、そういうふうに、どういう方法でやるかというのは今後の検討ですけども、そういうふうに私は思ったところでした。

以上です。

○9番(中倉 毅君) もう12月ですので、来年の予算の査定も始まると思いますので、いい方向に改善できるように全力で取り組んでいただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（小野光夫君） 以上で、通告による一般質問は終了いたしました。

本日はこれをもって、一般質問を終結いたします。

-----○-----

日程第3 陳情第6号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める陳情

○議長（小野光夫君） 日程第3、陳情第6号「核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める陳情」を議題といたします。

陳情第6号は、お手元に配付の陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたしましたので報告いたします。

-----○-----

○議長（小野光夫君） 以上をもって、本日の日程の全部を終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

どうもお疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後1時50分

第 3 号

1 2 月 2 0 日 (木)

平成30年第4回大崎町議会定例会会議録（第3号）

平成30年12月20日
午前10時00分開議
於 会 議 議 場

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（8番，9番）
- 日程第 2 議案第38号 平成30年度大崎町一般会計補正予算（第4号）
（総務厚生常任委員長報告）
- 日程第 3 議案第39号 平成30年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正
予算（第1号）
（総務厚生常任委員長報告）
- 日程第 4 議案第40号 平成30年度大崎町水道事業会計補正予算
（第2号）
（文教経済常任委員長報告）
- 日程第 5 議案第41号 平成30年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予
算（第2号）
（文教経済常任委員長報告）
- 日程第 6 議案第42号 大崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制
定について
（文教経済常任委員長報告）
- 日程第 7 陳情第 4号 「所得税法第56条廃止を求める意見書」の提出に
関する陳情書
（総務厚生常任委員長報告）
- 日程第 8 陳情第 5号 「育ちにくさをもつ子ども」及び「障がい児」とそ
の「家族」が安心して暮らせる地域生活を求める陳
情書
（総務厚生常任委員長報告）
- 日程第 9 陳情第 6号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める陳
情
（総務厚生常任委員長報告）
- 日程第10 議案第46号 大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条
例の制定について

- 日程第 1 1 議案第 4 7 号 大崎町町長等の給与等に関する条例及び大崎町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 2 議案第 4 8 号 平成 3 0 年度大崎町一般会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 1 3 議案第 4 9 号 平成 3 0 年度大崎町水道事業会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 1 4 議案第 5 0 号 平成 3 0 年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 1 5 同意第 5 号 監査委員の選任について
- 日程第 1 6 議員派遣の件
- 日程第 1 7 閉会中継続審査・調査申出書
- 追加日程第 1 発委第 2 号 所得税法第 5 6 条の廃止を求める意見書 (案) の提出について
- 追加日程第 2 発委第 3 号 日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書 (案) の提出について

2. 出席議員は次のとおりである。(11名)

1 番 児 玉 孝 徳	7 番 中 山 美 幸
2 番 稲 留 光 晴	8 番 上 原 正 一
3 番 諸 木 悦 朗	9 番 中 倉 毅
4 番 宮 本 昭 一	1 1 番 神 崎 文 男
5 番 中 倉 広 文	1 2 番 小 野 光 夫
6 番 吉 原 信 雄	

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

1 0 番 長 重 充 輝

4. 地方自治法第 1 2 1 条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	東 靖 弘	農林振興課長	川 畑 定 浩
副 町 長	千 歳 史 郎	耕 地 課 長	福 永 敏 郎
教 育 長	藤 井 光 興	建 設 課 長	時 見 和 久
会 計 管 理 者	東 正 隆	農 委 事 務 局 長	大 地 敏 郎
総 務 課 長	中 倉 幸 二	水 道 課 長	高 田 利 郎
企 画 調 整 課 長	上 橋 孝 幸	教 委 管 理 課 長	川 添 俊 一 郎

住民環境課長補佐	松 元 昭 二	社会教育課長	今 吉 孝 志
保健福祉課長	中 村 富士夫	税 務 課 長	本 高 秀 俊

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事 務 局 長	下 村 俊 郎
次長兼調査係長	宮 本 修 一
次長兼議事係長	垣 内 吉 郎
庶務係主幹	西 　　ゆかり

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（小野光夫君） おはようございます。これより、本日の会を開き、直ちに開議いたします。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小野光夫君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番、上原正一君、及び9番、中倉毅君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 議案第38号 平成30年度大崎町一般会計補正予算（第4号）

○議長（小野光夫君） 日程第2、議案第38号「平成30年度大崎町一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（児玉孝徳君） ただいま議題となりました議案第38号、平成30年度大崎町一般会計補正予算（第4号）について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案は、12月6日の本会議において当委員会に付託されたもので、12月7日に委員会を開き、担当課長及び関係職員の出席を求め、補足説明を受け、審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億9,610万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億2,711万1,000円とするものであります。

補正予算の内容については本会議において説明がなされておりますので、委員会での主なものについて報告いたします。

まず、款5項1目7園芸振興費、節19負担金、補助及び交付金の特定野菜等供給産地育成価格差補給事業負担金4万5,000円について、委員から、基金造成額の不足額を補う必要が生じたということだが、基金の総体の額と野菜の種類は何かとの問いに対し、大崎町については、特定野菜の冬・春ナス80トン、536万8,000円と、冬・春キュウリ312トン、1,213万円、ナスとキュウリの合計で392トン、1,749万8,000円の資金を基金に造成しているとの答弁。

さらに、委員から、価格差補給金は特定野菜の価格がどの程度低落したときに交付されるのかとの問いに対し、基準の80%になったときに発動されるとの答弁でありました。

款5項1目10農地費、節3職員手当等の時間外勤務手当30万円について、委員から、年度末までの予算であると思うが、積算根拠はどうなっているかとの問いに対し、益丸地区水田圃場整備や次期圃場整備計画の3地区における地元推進委員会や営農会議に出席をするためのもので、職員5名のうち3名分の時間外勤務手当であり、益丸、有村下、谷迫、神領の4地区において計19回の出席を見込んでいるとの答弁でありました。

款7項5目1公営住宅管理費、節11需用費の修繕料170万円について、委員から、公営住宅・町営住宅については、老朽化が進んでいる住宅が多いが、修繕等の在り方等について、今後どのように進めていくのかとの問いに対し、公営住宅及び町営住宅は長寿命化計画を策定している。その計画に基づいて、計画的に修繕や建て替え等を実施していくよう努めるとの答弁でありました。

款9項1目4教職員住宅管理費、節14使用料及び賃借料の機械借上料330万円について、委員から、教職員住宅の建て替えが始まっているが、管理職住宅はすべて新築するのか、また、事業の内容はどのようなものかとの問いに対し、公募により、住宅建築事業者及びオーナー2名のグループと10月16日に契約を締結した。また、管理職住宅は、平成31年度末までに14棟を建てる計画であるとの答弁。

さらに、委員から、機械借上料の330万円は3棟分の解体費用ということであるが、金額が高いように思うが入札にかける考えはないかとの問いに対し、機械借上料は、年度当初、町と町内の指名業者の間で単価契約を結んでおり、その契約単価に基づいて積算している。また、建物本体の解体費用のみでなく、宅地内にあるブロック塀などの解体費用も含まれているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第38号、平成30年度大崎町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決すべきものと全出席委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。

議案第38号「平成30年度大崎町一般会計補正予算（第4号）」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第38号「平成30年度大崎町一般会計補正予算（第4号）」について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第38号「平成30年度大崎町一般会計補正予算（第4号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第39号 平成30年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算 （第1号）

○議長（小野光夫君） 日程第3、議案第39号「平成30年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（児玉孝徳君） ただいま議題となりました議案第39号、平成30年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案は、12月6日の本会議において当委員会に付託されたもので、12月7日に委員会を開き、担当課長及び関係職員の出席を求め、補足説明を受け、審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,254万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億8,083万2,000円とするものであります。

補正予算の内容については本会議で説明のとおり、退職被保険者等療養給付費の補正増と平成29年度療養給付費等負担金の精算に伴う返還金が主なものであります。

特に質疑はなく、その後討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第39号、平成30年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと全出席委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

す。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。

議案第39号「平成30年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第39号「平成30年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第39号「平成30年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第40号 平成30年度大崎町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（小野光夫君） 日程第4、議案第40号「平成30年度大崎町水道事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案について、文教経済常任委員長の報告を求めます。

○文教経済常任委員長（中倉広文君） ただいま議題となりました議案第40号、平成30年度大崎町水道事業会計補正予算（第2号）について、文教経済常任委員会における審査の経過と結果について報告をいたします。

本議案は、去る12月6日の本会議において文教経済常任委員会に付託されたもので、当委員会では12月7日に委員会を開き、水道課長並びに係職員の説明を受け、審査をいたしました。それでは、本議案における補足説明と主な質疑、答弁について報告をいたします。

今回の補正金額は425万円で、配水管及び給水管の修理等35カ所分、さらに舗装等施設修理を1カ所ずつ見込んでいたこととあります。

質疑に入り、今回の補正は経年劣化など、以前から予測されていた箇所なのかとの問いに、現在、水道管や配水管また送水管等において漏水が発生したところを修理している。当初予算で1,020万円の計上をしていたが、現時点で880万円ほど修理費として支出していることから、今後の見込みも含め425万円の補正予算を計上したとのことです。

また、修理の方法はどのようになされるのかとの問いに、今後の見込み部分については、漏水の発生しやすい継手等の部分的な修理を見込んでいたとのことでありました。

以上、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、議案第40号、平成30年度大崎町水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに、全委員の意見の一致をみました。

以上で、文教経済常任委員会における審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。

議案第40号「平成30年度大崎町水道事業会計補正予算（第2号）」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第40号「平成30年度大崎町水道事業会計補正予算（第2号）」について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第40号「平成30年度大崎町水道事業会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第41号 平成30年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（小野光夫君） 日程第5、議案第41号「平成30年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案について、文教経済常任委員長の報告を求めます。

○文教経済常任委員長（中倉広文君） ただいま議題となりました議案第41号、平成30年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、文教経済常任委員会における審査の経過と結果について報告をいたします。

本議案は、去る12月6日の本会議において文教経済常任委員会に付託されたもので、当委員会では12月7日に委員会を開き、水道課長並びに係職員の説明を受け、審査をいたしました。それでは、本議案についての当委員会における補足説明と主な質疑、答弁について報告をいたします。

補正予算7ページ、歳出、目2維持管理費、節11需用費83万4,000円の増は、クリーンセンター及びマンホールポンプ場の今後の電力使用量の見込みとマンホールポンプ場及び通信設備の修繕費の見込みであります。節13委託料44万6,000円の増は、汚泥処分委託費のこれまでの実績と今後の見込みによるものです。

目3下水道整備費、節13委託料88万6,000円の減は、都市計画等下水道事業計画変更認可業務委託料のこれまでの実績に伴う執行残を減額するものです。節15工事請負費83万4,000円の減は、丸尾地区及び堂地地区の公共下水道污水管建設工事の実績に伴う執行残を減額するものです。

質疑に入り、目2維持管理費、節13委託料の汚泥の処分について、当初予算である程度予測できないのかとの問いに、昨年度も委託料を補正したが、昨年度は微生物等処理能力の当初の予測との差があり、処分料が増加したために補正を計上した。今年度予算計上の段階で、月15トン程度の処分料見込みとあわせて1トン当たりの処分費について、実情を勘案し増額して計上したが、当初予算段階で前年並みの予算額となったため、予算額的には10カ月分ほどの予算となっていた。そのため、今後不足が見込まれる部分について補正を計上したとのこと。

また、汚泥処分委託費について、1トン当たりどのくらい増額されたのかとの問いに、平成29年度の処分費は1トン当たり1万500円。平成30年度から1万6,500円で、6,000円の増加となった。

さらに、増額の主な要因は何かとの問いに、以前から汚泥処分の委託者より処分費の増額の要望を受けていたが、平成29年度までは1トン当たり1万500円で契約していた。平成30年度の見積もり段階で再度増額の要望があり、その根拠等

について精査をした。その内容について、下水道の汚泥は現在志布志市松山町の有機工場で処分し堆肥化されているが、年間の費用については、年180トン処分されると1キログラム当たり16.6円となる。この金額に運搬費も加えると1キログラム当たり24.524円となり、1トン当たり約2万4,000円以上の処分費がかかるという積算資料の提示が委託者よりあった。今回1万6,500円になった根拠は、大崎町の生ごみ処分の契約をそおりサイクルセンターと大崎有機工場で行き交わしているが、家庭系の生ごみで1キログラム当たり16.5円という契約があるので、この単価が根拠となったとのことであります。

以上、質疑を終結し、その後、委員間討議を実施し、討議の中で委員より、委託費の増額について、根拠としたものが同系列会社の実績単価であることから、委託費については今後さらに委託業者を広く公募されるなど一考なされるよう要望するとの意見が出され、他委員も同意見であったことから、当委員会の意見として申し添えておきます。

その後、討論に入りましたが、討論はなく、採決に入り、採決の結果、議案第41号、平成30年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに、全委員の意見の一致をみました。

以上で、議案第41号についての文教経済常任委員会における審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。

議案第41号「平成30年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第41号「平成30年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第41号「平成30年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 案第42号 大崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小野光夫君） 日程第6、議案第42号「大崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案について、文教経済常任委員長の報告を求めます。

○文教経済常任委員長（中倉広文君） ただいま議題となりました議案第42号、大崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、文教経済常任委員会における審査の経過と結果について報告をいたします。

本議案は、去る12月6日の本会議において文教経済常任委員会に付託されたもので、当委員会では12月7日に委員会を開き、水道課長並びに係職員の説明を受け、審査をいたしました。それでは、本議案について補足説明について報告をいたします。

新旧対照表1ページの第9条の工事の施工者について、「町長または」の部分の削除であります。現在、一般家庭の給水工事については、国の資格である給水装置工事主任技術者が工事を実施することができる。現在、本町の正職員で本資格を取得している職員はなく、当面、本町において給水工事を実施していく計画もないことから、今回の条例改正を提案したとのことです。

次に、新旧対照表7ページは、第35条設計手数料及び第36条材料検査手数料及び工事検査手数料を削除し、第31条に改めるものです。内容については、現行の各手数料は給水工事の材料及び配管延長等により個別に算出していたが、現在では住宅工事の中に給水工事も含まれた形の契約が増えてきており、その内容について正確に把握ができないため、給水工事申し込みから完成検査までの職員の人件費も考慮し、改正案第31条として量水器の口径によって一律に請求するよう改めるものであります。

質疑に入りましたが、本議案については特記すべき質疑はなく、質疑を終結し、討論に入りましたが討論もなく、議案第42号、大崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに全委員の意見の一致をみました。

以上で、文教経済常任委員会における審査の経過と結果についての報告を終わり

ます。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。

議案第42号「大崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」、委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第42号「大崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」の委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第42号「大崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 陳情第4号 「所得税法第56条廃止を求める意見書」の提出に関する陳情書

○議長（小野光夫君） 日程第7、陳情第4号「「所得税法第56条廃止を求める意見書」の提出に関する陳情書」を議題といたします。

本件について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（児玉孝徳君） ただいま議題となりました、「所得税法第56条廃止を求める意見書」の提出に関する陳情書について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

陳情者は、大崎町野方6439番地3、高吉律子氏であります。本議案は、12月6日の本会議において総務厚生常任委員会に付託されたもので、12月7日に委員会を開き、審査いたしました。審査においては、関係者の1人である水口貞子氏の出席を求め、陳情の趣旨、内容について説明を受けました。

関係者から、業者婦人は、自営中小業者の家族従業員として、女性事業主として営業に携わりながら家事・育児・介護と休む間もなく働いている。しかし、どんなに働いても家族従業員の働き分は、「所得税法第56条、配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」の規定により必要経費として認められておらず、事業主の所得から控除される働き分は、配偶者の場合86万円、家族の場合は50万円となっている。

税法上では青色申告にすれば給料を経費とすることができるが、同じ労働に対して青色と白色で差をつける制度自体が矛盾しており、基本的人権を侵害している。明治時代の家父長制度そのままに、人格や労働を認めない人権侵害の法律が現代も家族従業員を苦しめているため、私たちは税法上も、民法、労働法や社会保障上でも一人一人が個人として尊重され憲法に保障された権利を要求します。以上のような内容の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、委員から、現行の所得税法では家族が事業に従事した場合、対価の支払いは必要経費に算入されない。このことは農業者の方々の経営に直結する問題であり、所得税法第56条廃止を求める陳情は理解できるという意見や、また、委員から、配偶者の処遇改善や後継者育成の観点からも、所得税法で認められている事業主の所得から控除される働き分、配偶者の場合86万円と家族の場合の50万円の金額部分の改正を求めることについて考えたことはないかとの問いに対し、数字自体のことについては検討はしたことはない。あくまで私たちが問題視しているのは、白色申告であっても家族従業員の労働が正当に評価されるべきであること。そして、家族従業員の働き分に見合う対価がきちんと支払われないことが格差社会を生み出した要因であり、一人一人の働き分を正当に評価することは人権を守ることであるため、所得税法第56条の廃止を求めるものであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、陳情書の取り扱いについて審査に入りました。委員間の討議では、本陳情の願意は妥当であるとの意見が委員から出され、ほかの委員も同意見であったことから、委員会による討議を終結し、その後、討論に入りましたが討論もなく、採決の結果、陳情第4号、「所得税法第56条廃止を求める意見書」の提出に関する陳情書については採択すべきものと、全出席委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。陳情第4号「所得税法第56条廃止を求める意見書」の提出に関する陳情書の委員長報告に対して、何か質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

陳情第4号「「所得税法第56条廃止を求める意見書」の提出に関する陳情書」は、採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、陳情第4号「「所得税法第56条廃止を求める意見書」の提出に関する陳情書」は採択されました。

-----○-----

日程第8 陳情第5号 「育ちにくさをもつ子ども」及び「障がい児」とその「家族」が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書

○議長（小野光夫君） 日程第8、陳情第5号「「育ちにくさをもつ子ども」及び「障がい児」とその「家族」が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書」を議題といたします。

本件について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（児玉孝徳君） ただいま議題となりました、「育ちにくさをもつ子ども」及び「障がい児」とその「家族」が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

陳情者は、大崎町神領1602番地1、藤後美幸氏であります。本議案は、12月6日の本会議において総務厚生常任委員会に付託されたもので、12月7日に委員会を開き、審査いたしました。

陳情の趣旨は、障害者差別解消法の施行と、社会的に弱い立場にある人の権利保障に向けた国内法が少しずつ拡充される中、障がいがあっても差別されることなく大崎町で育つすべての子どもたち、その家族が安心して生きていくことのできる地域づくりを求めるもので、7項目にわたり子どもやその保護者を取り巻く環境の充実や施策を図るための陳情でありました。

本陳情は継続的に提出されている内容であることから陳情者からの説明は求めず、委員間の討議により、当委員会における意見の集約をいたしました。

委員間の討議では、本陳情の願意は妥当であるとの意見が委員から出され、他委員も同意見であったことから、委員会における討議を終結し、その後、討論に入りましたが討論もなく、採決の結果、陳情第5号、「育ちにくさをもつこども」及び「障がい児」とその「家族」が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書については採択すべきものと、全出席委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。

陳情第5号「育ちにくさをもつこども」及び「障がい児」とその「家族」が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

陳情第5号「育ちにくさをもつこども」及び「障がい児」とその「家族」が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書」は、採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、陳情第5号、「育ちにくさをもつこども」及び「障がい児」とその「家族」が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書」は、採択されました。

—————○—————

日程第9 陳情第6号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める陳情

○議長（小野光夫君） 日程第9、陳情第6号「核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める陳情」を議題といたします。

本件について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（児玉孝徳君） ただいま議題となりました、核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める陳情について、総務厚生常任委員会における審査の

経過と結果の報告をいたします。

陳情者は、大崎町仮宿1123番地2、稲留淳子氏であります。本議案は、12月13日の本会議において総務厚生常任委員会に付託されたもので、12月13日に委員会を開き、審査いたしました。

陳情の趣旨は、核兵器禁止条約が2017年7月7日の国連会議で国連加盟国の約3分の2に当たる122カ国の賛成で採択されました。核兵器禁止条約は第1条において核兵器の開発・実験・生産・製造及び保有・貯蔵、さらにその使用と使用の威嚇を禁止し、条約締約国に対し自国の領域または自国の管轄もしくは管理のもとにあるいかなる場所においても、核兵器または核爆発装置を配置し、設置し、または配備することを禁止しています。平和首長会議は2017年8月の総会で、核兵器保有国を含む全ての国に対し条約への加盟を要請し、条約の1日も早い発効を求めるとする核兵器禁止条約の早期発効を求める特別決議を可決しました。核兵器のない世界を望む国内外の広範な世論に応えて、唯一の戦争被爆国である日本は率先して取り組むべきであるという内容の陳情でありました。

委員間の討議では、本陳情の願意は妥当であるとの意見が委員から出され、他委員も同意見であったことから、委員会における討議を終結し、その後、討論に入りましたが討論もなく、採決の結果、陳情第6号「核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める陳情」については採択すべきものと、全出席委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。

陳情第6号「核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める陳情」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

陳情第6号「核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める陳情」は、採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、陳情第6号「核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める陳情」は、採択されました。

-----○-----

日程第10 議案第46号 大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第47号 大崎町町長等の給与等に関する条例及び大崎町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小野光夫君） 日程第10、議案第46号「大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、日程第11、議案第47号「大崎町町長等の給与等に関する条例及び大崎町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

議案第46号、大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本案は、人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律に基づき、宿直手当及び一般職の職員の給料表と期末手当・勤勉手当の支給率の改定を行うため、大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するものでございます。

次に、議案第47号、大崎町町長等の給与等に関する条例及び大崎町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、同じく人事院勧告に伴う特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律に基づき、町長、副町長、教育長及び町議会議員の期末手当の支給率の改定を行うため、大崎町町長等の給与等に関する条例及び大崎町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（中倉幸二君） それでは、はじめに、議案第46号、大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

本案は、人事院が国家公務員の給与に関し、国会及び内閣に対し行った勧告について、国における給与法等の改正を受けて、本町においてもこの勧告に基づき、大崎町職員の給料月額等の改定を行うため、大崎町職員の給与に関する条例の一部を

改正するものでございます。

それでは、お手元の資料の新旧対照表で御説明いたします。1ページをお願いいたします。一般職の職員の給与について定めております大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。右側が現行、左側が改正案で、アンダーラインが引いてある箇所が改正部分でございます。

まず、第1条関係でございます。第14条第1項は、宿日直手当についての規定でございますが、宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、宿日直勤務を命ぜられたその勤務に対し、勤務1回につき4,200円を「4,400円」に、また、規則で定める日に退庁時から引き続き宿日直勤務にあつては「6,300円」を「6,600円」に改めるものでございます。

次に、第17条第2項は勤勉手当についての規定でございますが、勤勉手当を支払う職員の区分ごとの総額の限度についての率の改正で、0.05月分引き上げるものでございます。第2項第1号の再任用職員以外の職員につきまして、6月に支給する場合、12月に支給する場合、ともに100分の90であったものを、12月に支給する場合には100分の90を100分の95に、管理職につきましては100分の110を100分の115に改めるものでございます。第2号の再任用職員につきましても同様でございますが、6月に支給する場合、12月に支給する場合、ともに100分の42.5であったものを、12月に支給する場合には100分の47.5に、管理職につきましては100分の52.5を100分の57.5に改めるものでございます。

次に、3ページをお願いいたします。この3ページから7ページにつきましては行政職給料表の改定でございますが、新旧対照表の現行欄の額から改正案の額に改定するものでございます。改定率につきましては、平均で0.2%の給料月額を引き上げとなっているところでございますが、初任給を1,500円引き上げ、また若年層につきましては1,000円程度、その他は400円の引き上げを基本とし、段階的に改定を行っているところでございます。なお、改正後の給料表につきましては、平成30年4月1日に遡及して適用するものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。第2条関係でございます。第16条は期末手当についての規定でございますが、第2項は期末手当の6月期及び12月期の異なる現在の支給率を、平成31年4月1日以降において平準化した期末手当の支給率に改定するものでございます。再任用職員以外の職員につきましては、6月に支給する場合、12月に支給する場合の期末手当の支給率が均等になるように、いずれも100分の130に、管理職につきましてはいずれも100分の110に改めるものでございます。

次の第3項の再任用職員につきましても同様でございますが、6月に支給する場合、12月に支給する場合の期末手当の支給率が均等になるように、いずれも100分の72.5に、管理職につきましてもいずれも100分の62.5に改めるものでございます。

次に、第17条第2項は勤勉手当についての規定でございます。第2項は、先ほどの第1条関係で御説明いたしました平成30年度の勤勉手当の改訂後の支給率を、さらに平成31年4月1日以降の勤勉手当の支給率に改定するものでございます。

このページから、次の9ページにかけてになりますが、第1号の再任用職員以外の職員につきましても、6月に支給する場合、12月に支給する場合の勤勉手当の支給率が均等になるように、いずれも100分の92.5に、管理職につきましてもいずれも100分の112.5に改めるものでございます。次の第2号の再任用職員につきましても同様でございますが、6月に支給する場合、12月に支給する場合の勤勉手当の支給率が均等になるように、いずれも100分の45に、管理職につきましてもいずれも100分の55に改めるものでございます。

次に、議案書のほうをお願いいたします。議案書の6ページの附則でございます。この条例は公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条関係の規定につきましても平成31年4月1日から施行するものでございます。なお、第1条関係の規定についての改定は平成30年12月1日から、給料表の改定につきましても平成30年4月1日から遡及して適用するものでございます。

続きまして、議案第47号、大崎町町長等の給与等に関する条例及び大崎町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

本案は、一般職の給与改定に準じ、人事院が特別職の国家公務員の給与改定を国会及び内閣に対して行った勧告について、国における給与法等の改正を受けて、本町においても勧告どおり町長等の特別職に係る期末手当の支給率を引き上げるものでございます。

それでは、お手元の資料の新旧対照表で御説明いたします。1ページをお願いいたします。第1条関係につきましても、大崎町町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例でございます。これは、町長、副町長、教育長の給与等に関するもので、右側が現行、左側が改正案で、アンダーラインが引いてある箇所が改正部分でございます。

第2条第5項は期末手当の支給率についての規定でございますが、特別職の期末手当の支給率の改定を行うもので、0.05月分引き上げるものでございます。1

2月に支給する場合の支給率を、新旧対照表の現行欄にございます100分の172.5を改正案の欄にございます100分の177.5に改めるものでございます。なお、この規定は、さきの議案第46号の一般職の給与の条例改正で御説明いたしましたように、平成30年12月1日から適用するものでございます。

次に、第2条関係でございます。同じく町長、副町長、教育長の給与等に関する条例の一部改正でございますが、平成31年4月1日以降の期末手当の支給率の改定でございます。6月に支給する場合においての100分の157.5と12月に支給する場合においての100分の177.5を、支給率が均等になるようにいずれも100分の167.5に改めるものでございます。

次に、2ページをお願いいたします。第3条関係でございますが、大崎町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正でございます。第5条第2項は期末手当の支給率についての規定でございますが、これも町長等と同じく、期末手当の支給率を12月に支給する場合においては100分の172.5を、改正案の欄にございます177.5に改めるものでございます。なお、この規定につきましても、平成30年12月1日から適用するものでございます。

次に、第4条関係でございますが、2ページから3ページにかけてお願いいたします。同じく大崎町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正でございますが、平成31年4月1日以降の期末手当の支給率の改定でございます。6月に支給する場合においての100分の157.5と12月に支給する場合においての100分の177.5を、支給率が均等になるようにいずれも100分の167.5に改めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。まず、議案第46号「大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第47号「大崎町町長等の給与等に関する条例及び大崎町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第46号及び議案第47

号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思
います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

議案第46号「大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて」、討論の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第46号「大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例の制定について」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第47号「大崎町町長等の給与等に関する条例及び大崎町議会議
員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、
討論の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第47号「大崎町町長等の給与等に関する条例及び大崎町議
会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」
は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第47号「大崎町町長等の給与等に関する条例及び大崎町議会議
員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案
のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第48号 平成30年度大崎町一般会計補正予算（第5号）

日程第 13 議案第 49 号 平成 30 年度大崎町水道事業会計補正予算（第 3 号）

日程第 14 議案第 50 号 平成 30 年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算
（第 3 号）

○議長（小野光夫君） 日程第 12、議案第 48 号「平成 30 年度大崎町一般会計補正
予算（第 5 号）」、日程第 13、議案第 49 号「平成 30 年度大崎町水道事業会計
補正予算（第 3 号）」、日程第 14、議案第 50 号「平成 30 年度大崎町公共下水
道事業特別会計補正予算（第 3 号）」、以上 3 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

議案第 48 号、平成 30 年度大崎町一般会計補正予算（第 5 号）についてござ
います。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 500 万円を追加し、歳入歳出
予算の総額を 90 億 3,211 万 1,000 円にするものでございます。

歳出は、人事院勧告に基づき、特別職及び職員の給料、職員手当等を補正するも
のでございます。

歳入は、財源調整のための地方交付税の増でございます。

議案第 49 号、平成 30 年度大崎町水道事業会計補正予算（第 3 号）につつまし
ては、人事院勧告に基づく給与改定に伴う人件費の調整でございますが、支出の水
道事業費用の即決予定額 2 億 1,212 万 3,000 円に 7 万 2,000 円を増額
し、2 億 1,219 万 5,000 円とするものでございます。

議案第 50 号、平成 30 年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3
号）」につつましても、人事院勧告に基づく給与改定に伴う人件費の調整ござい
ます。歳入歳出予算の総額 2 億 988 万 6,000 円は変わりませんが、歳出のう
ち、人件費 6 万 2,000 円を増額し、予備費から同額の 6 万 2,000 円を減額す
るものでございます。

よろしく審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につつましては、それぞれの担当課長が説明いたします。

○総務課長（中倉幸二君） それでは、議案第 48 号の一般会計補正予算について御説
明いたします。

補正予算書の 8 ページをお願いいたします。今回の補正は、ただいま町長から説
明がありましたとおり、人事院勧告に基づく特別職並びに一般職の職員に係る人件
費の増が主なものでございます。

本年の勧告の主な内容は、先ほどの給与に関する条例改正の説明でも触れました
が、月例給については官民給与の格差を踏まえ、平均 0.2% の引き上げ改定を行

うとともに、初任給調整手当を引き上げ、また、期末勤勉手当については民間の支給状況を反映して支給月数を0.05月分引き上げるものでございます。

以上のようなことに基づきまして、款1議会費から、11ページの款9教育費までの節2給料、節3職員手当等及び節4共済費につきましては、それぞれ補正をお願いするものでございます。

以上で歳出を終わりました、次に歳入について御説明いたします。7ページをお願いいたします。款10地方交付税、目1地方交付税、節1地方交付税500万円は、普通交付税でございますが、これは財源の調整でございます。

以上で歳入を終わりますが、12ページ以降に給与費明細書を添付していただきますので御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○水道課長（高田利郎君） それでは、議案第49号、大崎町水道事業会計補正予算（第3号）につきまして御説明いたします。

今回の補正増は、すべて人事院勧告によるものでございます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。第2条は収益的支出の補正でございます。支出の第1款水道事業費用、第1項営業費用を7万2,000円増額しまして、1億9,705万円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。第3条は資本的支出の補正でございます。支出の第1款資本的支出、第1項建設改良費を4万4,000円増額いたしまして9,022万6,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議案第50号、大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額2億988万6,000円は、増減はございません。

事項別明細書の歳出を御説明いたしますので、4ページをお願いいたします。款1公共下水道事業費、項1公共下水道事業費、目1下水道総務費6万2,000円の増は、人事院勧告によるもので、節2給料から節4共済費までの増でございます。

その下の款3予備費6万2,000円の減により調整するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。まず、議案第48号「平成30年度大崎町一般会計補正予算（第5号）」について、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第49号「平成30年度大崎町水道事業会計補正予算（第3号）」について、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第50号「平成30年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」について、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第48号、議案第49号及び議案第50号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

議案第48号「平成30年度大崎町一般会計補正予算（第5号）」について、討論の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第48号「平成30年度大崎町一般会計補正予算（第5号）」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第48号「平成30年度大崎町一般会計補正予算（第5号）」は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第49号「平成30年度大崎町水道事業会計補正予算（第3号）」について、討論の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第49号「平成30年度大崎町水道事業会計補正予算（第3号）」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第49号「平成30年度大崎町水道事業会計補正予算（第3号）」は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第50号「平成30年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」について、討論の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第50号「平成30年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第50号「平成30年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 同意第5号 監査委員の選任について

○議長（小野光夫君） 日程第15、同意第5号「監査委員の選任について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

同意第5号、監査委員の選任についてでございます。本案は、現在監査委員であります四本庸一氏の任期が平成30年12月31日をもって任期満了となりますことから、後任として遠矢忠氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

氏は、大崎町仮宿3382番地4にお住まいで、昭和27年7月14日生まれの66歳でございます。氏は、昭和52年10月1日に大崎町の職員に採用され、その後、社会教育課長、企画財政課長等を歴任され、平成19年4月1日から平成25年3月31日まで会計管理者として勤めておられました。氏は人望も厚く、人格識見ともに高く、監査員として適任と考えております。なお、任期は平成31年1

月1日から平成34年12月31日までの4年間でございます。

よろしく御審議賜り、御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。

何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております同意第5号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより、同意第5号について採決いたします。

採決は、無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（小野光夫君） ただいまの出席議員数は10名であります。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、11番、神崎文男君、1番、児玉孝徳君、2番、稲留光晴君を指名いたします。

投票用紙を配布いたします。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。

〔投票用紙配布〕

○議長（小野光夫君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（小野光夫君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

職員の点呼に応じて順次投票を願います。

点呼いたします。

○事務局長（下村俊郎君） それでは、お名前をお呼びいたします。

1 番、児玉孝徳議員、2 番、稲留光晴議員、3 番、諸木悦朗議員、4 番、宮本昭一議員、5 番、中倉広文議員、6 番、吉原信雄議員、7 番、中山美幸議員、8 番、上原正一議員、9 番、中倉毅議員、11 番、神崎文男議員。

[投票]

○議長（小野光夫君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 配布漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。11 番、神崎文男君、1 番、児玉孝徳君、2 番、稲留光晴君、立会いをお願いいたします。

[開票]

○議長（小野光夫君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 10 票。有効投票 10 票。無効投票 0 票。

有効投票中、賛成、6 票、反対、4 票。

以上のおおり、賛成が多数であります。

よって、同意第 5 号は同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場閉鎖]

-----○-----

日程第 16 議員派遣の件

○議長（小野光夫君） 日程第 16 「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

別紙のおおり、本町議会議員を派遣いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、別紙のおおり、本町議会議員を派遣することに決定いたしました。

-----○-----

日程第 17 閉会中継続審査・調査申出書

○議長（小野光夫君） 日程第17「閉会中継続審査・調査申出書について」を議題といたします。

委員会の決定に基づき、お手元に配付してある写しのとおり、4委員長から申し出があります。

お諮りします。

4委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、4委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査は可決されました。

ここで、しばらく休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時20分

再開 午前11時21分

-----○-----

○議長（小野光夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま配布しました追加議事日程を、本日の日程に追加いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり、本日の日程に追加することに決定いたしました。

-----○-----

追加日程第1 発委第2号 所得税法第56条の廃止を求める意見書（案）の提出について

○議長（小野光夫君） 追加日程第1、発委第2号「所得税法第56条の廃止を求める意見書（案）の提出について」を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

○1番（児玉孝徳君） 発委第2号、所得税法第56条の廃止を求める意見書（案）の提出について。大崎町議会議長、小野光夫殿。提出者、総務厚生常任委員会委員長、児玉孝徳。平成30年12月20日提出。

上記の議案を、別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び大崎町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

なお、意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、総務大臣宛であります。

それでは、意見書の趣旨を申し上げます。

中小零細業者を支えている家族従業員の働き分は、「所得税法第56条、配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」の規定により必要経費として認められておらず、事業主の所得から控除される働き分は、配偶者の場合86万円、家族の場合は50万円となっています。

税法上では青色申告にすれば給料を経費とすることができますが、同じ労働に対して青色と白色で差をつける制度自体が矛盾しており、ドイツ、フランス、アメリカなど世界の主要国では自家労賃を必要経費としている中、大きな見直しを求める声も出ています。

よって、国においては税法、民法、労働法や社会保障上でも家族従業員の人権保障の基礎をつくるためにも、所得税法第56条を廃止するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するというものであります。なお、意見書（案）につきましては、別紙のとおりでありますのでよろしく御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております発委第2号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

発委第2号「所得税法第56条の廃止を求める意見書（案）の提出について」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、発委第2号「所得税法第56条の廃止を求める意見書（案）の提出について」は、原案のとおり可決されました。

なお、ここでさらにお諮りします。

ただいま可決されました意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、総務大臣宛に提出されたいとの要望であります。

町議会議長名をもって、それぞれの関係各機関宛に提出することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま可決されました意見書は、町議会議長名をもって、それぞれの関係各機関宛に提出することに決定いたしました。

-----○-----

追加日程第2 発委第3号 日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書（案）の提出について

○議長（小野光夫君） 追加日程第2、発委第3号「日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書（案）の提出について」を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

○1番（児玉孝徳君） 発委第3号、日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書（案）の提出について。大崎町議会議長、小野光夫殿。提出者、総務厚生常任委員会委員長、児玉孝徳。平成30年12月20日提出。

上記の議案を、別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び大崎町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

なお、意見書の提出先は、内閣総理大臣、外務大臣宛であります。

それでは、意見書の趣旨を申し上げます。

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、核兵器禁止条約が採択されました。条約は、核兵器について、破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、今や不道德であるだけでなく、歴史上初めて明文上も違法なものとなりました。また、条約は核保有国の条約への参加の道を規定するなど、核兵器完全廃絶への枠組を示しているとともに、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものです。

広島と長崎への原爆投下にみられる核の惨禍を体験した日本は、核兵器の禁止に賛同し、推進の先頭に立つことが強く求められています。日本政府が禁止条約に調印することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するというものであります。なお、意見書（案）につきましては別紙のとおりでありますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております発委第3号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

発委第3号「日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書（案）の提出について」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、発委第3号「日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書（案）の提出について」は、原案のとおり可決されました。

なお、ここでさらにお諮りいたします。

ただいま可決されました意見書は、内閣総理大臣、外務大臣宛に提出されたいとの要望であります。

町議会議長名をもって、それぞれの関係各機関宛に提出することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま可決されました意見書は、町議会議長名をもって、それぞれの関係各機関宛に提出することに決定いたしました。

-----○-----

○議長（小野光夫君） 以上をもって、本日の日程の全部を終了し、本定例議会の全日程を終了いたしましたので、平成30年第4回大崎町議会定例会を閉会いたします。

-----○-----

閉会 午前11時31分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

大崎町議会議長

大崎町議会議員

大崎町議会議員